

が如き公正なる海軍縮小の實現に對しては今尙他に劣らざる熱意を有するを以て、量的制限を第一義とする軍備縮小の協議に關しては欣然之に應ずるの用意あることを茲に確言し、以て眞に世界平和を念とする識者の深甚なる考慮を求めんとす。

第八節 倫敦海軍條約修正議定書

前述の如く英米佛三國に對し、我が國が建艦通報を拒否したので、これ等三國は我が國が制限外艦船建造計畫を有するものと斷定し、一九三八年三月三十一日附を以てエスカレーター條項援用の旨の公文交換を行ひ、其の旨在京三國大使から我が方へ通牒して來た。其の後一九三六年倫敦海軍條約第二十五條第三項に依り、何の程度迄從來の條約制限より離脱すべきかに關し、英米佛三國の海軍専門家間に協議が行はれた結果、一九三八年六月三十日主力艦の單艦噸數を從來の三萬五千噸より四萬五千噸に引上げるも、備砲口徑は從來通り十六吋に制限する旨の議定書が調印せられた。尙ほ右と同趣旨の議定書は英獨間（六月三十日）及び英蘇間（七月六日）にも調印せられた。右議定書調印の事實は六月三十日英國海相の議會答辯に依り明かとなつたものであるが、其の際同海相は、四萬五千噸は英國の希望した噸數よりも大きい、右以外では協定に達し得なかつたこと並に英國は目下の所四萬噸を超える主力艦を建造する意向を持たないから、他の歐洲諸國も四萬噸制限を超えないことを期待する旨を述べた。

第八章 伊太利使節の來朝

(一) 親 善 使 節

防共協定締結以來日伊關係は頗に親善を加へたが、この關係を表徴する爲め、伊太利からチャコモ・パウルツチ・デ・カルボリ男爵を團長とする一行十八名の親善使節が來朝した。一行は三月十五日上海着、同地で我が官民から歓迎を受け、三月十七日長崎に上陸我が國に第一步を印し、一路東上三月十九日熱狂的歓迎裡に東京驛着、晴れの帝都入りを行つた。

一行は三月二十二日畏くも 天皇陛下に拜謁仰付けられ午餐を賜つたが、その他連日連夜朝野各方面の歓迎を受け、四月二日盛大な見送りを受けて東京を後に關西に向ひ、九州一帯を視察後、朝鮮、滿洲、北支に入り五月十八日上海出帆歸途に就いた。

(二) 經 濟 使 節

日伊間の親善關係を經濟的に實質化する目的を以て、伊太利上院議員、伊太利商業銀行總裁エツトレ・コンテイを團長とする經濟使節團一行が、五月七日多數名士の歓迎裡に東京に着いた。

一行十六名は五月十日參内 天皇陛下に拜謁仰付けられ、十一日首相官邸に於て、帝國政府並に滿洲國政府代表

と會合し、經濟問題に關する公式會議を行つた。

その後引續いて滿伊或ひは日伊間の會議が開かれ、貿易増進方に關し隔意なき意見の交換が行はれ、五月二十三日一行の大部分は滿洲國に赴いたが、一部は東京に滞留して六月始めまで會談を續けた。

第九章 日獨、日洪文化協定の締結

我が國に前列のない「文化協定」が一九三八年十一月二十五日、日獨間に調印せられた。この日は日獨防共協定締結の二週年記念日に當り、この日に日獨文化協定締結の調印を見たのは、日獨關係の益々親善に趨くことの表象として、國內各方面に歓迎せられ重要視された。

日本と獨逸との文化關係は近來頗る密接を加へつゝあつた。日本人は獨逸の文化に對し強き魅力を感じ、獨逸でも近來日本文化の研究が盛んとなりつゝあつた。試みに現に實行せられて居る日獨間の文化關係の主なるものを擧げると左の如きものがある。

先づ獨逸にある日本語及び日本文化に關する研究講座に付て見ると、ボン、フランクフルト・アム・マイン、ライプチヒ、伯林の各大學には日本人講師が講義をしてをり、フリードリヒ・ウイルヘルム、ゲオルグ・アウグスト、ライプチヒ、ライン・フリードリヒ、ハンブルグの各大學には獨逸人教授が控えてゐて日本の文學や歴史や言語を

教へてゐる。學者の交換派遣に付て見ると、ワイデンライヒ教授、シュプランガー博士、ケルロイター教授等がこちらから、孫田博士、伊東忠太博士、荒木教授等がこちらから互に派遣されてゐる。その他ブルノ・タウト博士以下諸學者が研究、調査の目的を以て來朝し諸種の貴重な業績を擧げてゐる。藝術方面を覗いてみると、日本へはケンプ、ファンク兩氏が來ており、獨逸へは近衛秀麿、山田耕柞兩氏等が行つてゐる他、最近には寶塚少女歌劇團一行が伯林其他で公演好評を博してゐる。昭和十二年十一月三日には我が國際映畫協會と國立獨逸映畫院との間に教育及び文化映畫交換に關する協定が締結せられた。更に特筆大書すべきは、來春伯林に於て開催せらるることとなつてゐる日本古美術展覽會である。之は我が國が外國で組織した展覽會中曾てその比を見ない高級大規模のもので、御物、國寶、重要美術品合計二百點餘の我が古美術の逸品が展示される事になつてゐる。

日獨兩國間の學生交換は日獨文化協會と獨逸交換學生本部との話合により昭和九年以來毎年二名位の豫定を以て行はれてゐる他、ヒットラー・ユーゲントと我が青少年團の相互訪問交遊の行はれたことは周知の如くである。

其他圖書、寫眞、映畫、諸研究資料、宣傳資料の交換は、擧げて數へることの出來ぬ程夥しく行はれてゐるのである。

既に以上の如く文化的に相當深い關係にある日獨兩國が、條約を以て將來益々堅實の基礎の上にその文化關係の増進を計らんとするのは當然のことと云へる。然し他方から云へば、文化の交換は必ずしも條約を必要としないのであり、又條約を以て文化關係の全部を規定することも出來ないのであるから、文化協定の締結は條約の内容そのものよりも、國家が自ら積極的に文化關係の増進を計る意思を表示した點に意義があり、兩國親善の宣言として重

要視せらるべきである。

外國の例に於ても、文化協定の締結は最近のことである。文化に關する多數國間の條約としては、一八八六年の文學的、美術的著作物保護に關するベルン條約がある。歐洲大戰後佛國は伊太利、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ベルギー、ポーランドその他十數國と文化協定を結び、ベルギー、チエコ、伊太利及び獨逸等も各々數ヶ國と締結した。

今回締結せられた文化協定は單に學術、美術、音樂、映畫、無線放送、青少年運動、運動競技等の方面に於て、兩國の文化關係を組織的に増進することを約束したもので、具體的細目の規定はない。個々の問題に就ては今後それぞれ關係官廳で協議が進められることと思ふ。左に協定及び當局の聲明の全文を掲げる。尙ほ十一月十五日我がハンガリー駐在松宮公使とハンガリー國文部大臣パウル・テレキ伯爵との間に日洪文化協定が調印されたが、その内容はまだ發表されない。

文化的協力に關する日本國獨逸國間協定

大日本帝國政府及びドイツ國政府は日本文化及びドイツ文化が一方は日本の固有の精神を他方はドイツの民族的及び國民的生活をその神髓とするに鑑み、日本國及びドイツ國の文化關係はこゝにその基調を置くべきものなることを嚴肅に認め、兩國の各種の文化關係を深からしめ、且つ兩國國民の相互的知識及び理解を増進せしめて既に幸ひに兩國を結合する友好及び相互的信賴の關係を倍々強固ならしめんことを欲し左の通り協定せり。

第一條 締約國はその文化關係を堅實なる基礎の上に樹立するため努力すべく相互に右につき最も緊密なる協力をなすべし。

第二條 締約國は前條の目的を達成するため學術、美術、音樂、文學、映畫、無線放送、青少年運動、運動競技等の方面において兩國の文化關係を組織的に増進すべし。

第三條 前條の規定の實施に必要な細目は締結國の權限ある官憲間において協議決定せらるべし。

第四條 本協定は署名の日よりこれを實施すべく締約國の一方は十二月の豫告を以て本協定を廢棄することを得。右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本協定に署名調印せり。

昭和十三年十一月廿五日

即ち千九百三十八年十一月廿五日東京に於て日本語及びドイツ語を以て本書二通を作製す。

大日本帝國外務大臣 有 田 八 郎

ドイツ國特命全權大使 オイゲン・オット

外務當局聲明

日獨兩國間には古くより特に醫學、法學、文學、音樂等の分野に於て緊密な文化的關係が存在してゐたのであるが、最近殊に防共協定締結以來兩國の關係は一層深きを加ふこととなつた。本年九月ドイツ政府は帝國政府に對し、さらにこれを強固にするため文化關係についても條約上の基礎を置かんことを提議し來れるをもつて、帝國政府は欣然これに應諾したのである。

本日署名効力を發生したる日獨文化協定が短時日の商議の後締結せられたることは既存の日獨友好關係にまた新たな證左を加へたものとして洵に慶賀にたへない。而して本協定は日本にとりてはこの種協定中最初に實施せらるゝものである。本協定はその前文において兩國の精神的關係増進のため兩國政府が行ふ協力は兩國の文化の眞髓を基調とするものなることを明瞭に認め

て居り、本協定それ自身は兩國がよつて以て行ふべき一般的原則を示してあるものである。本協定に即應し兩國の権限ある官憲において取敢へず協議方考慮せらるべき事項は左の通りである。

- 第一 日獨文化連絡協議會設置
- 第二 文化施設の維持擴充
- 第三 學校教員の任命
- 第四 政府派遣留學生に對する便宜供與
- 第五 教授學生交換
- 第六 青少年團による交誼
- 第七 ドイツに於ける日本の學校及び日本に於けるドイツの學校に對する好意的措置
- 第八 圖書雜誌交換
- 第九 藝術文化交換
- 第十 映畫交換
- 第十一 交換放送
- 第十二 運動競技等による交誼

外務省情報部長談 豫ねて東京において日獨兩國政府當局間に交渉中であつた日獨文化協定は本日署名關印を終つて茲に成立することとなつた。右協定により兩國國民の文化關係は益々緊密となり、相互に相手國に關する知識と理解を深めることとなつたことは誠に慶賀に堪へない。

最近我國は國際聯盟に絶縁した。然しこの事は決して我國が諸外國と文化關係を斷絶し、又文化的協力を廢することを意味す

るものではなく、今後も我國は聯盟國たるを否とを問はず友好的關係にある國と文化的諸事業に付進んで協力を行ふものであることは毫も従前と變らないのである。

今日、日獨兩國に締結された文化協定は、各國と個別的に相互主義に基く双務的協定によつて對外文化關係を増進せんとの日本政府の熱心なる希望の證明である。本日締結せられた協定は日本が結んだこの種協定中最初に實施せらるゝものであるが、今後之を第一歩として出來得る限り多くの友邦國と同様な協定が結ばれることとならう。現に洪牙利との間には十五日文化協定が調印された他、伊太利ともこの種文化協定の締結方準備中である。右の外にも本邦と文化協定の締結の希望を有すと認めらるゝ諸國とは今後引續き文化的協定締結を促進したき方針である。

今後他の諸國との間に締結を豫期せらるゝこの種協定の基調とする所は日本文化の眞面目を飽く迄生成發展せしめつゝ、諸外國の各々特色ある文化の精華と汎く交流を圖らんとする點に存するのであつて、日獨文化協定も右の基本觀念の下に兩國の文化的協力に關する一般方針を規定したものである。本協定第二條に擧げた諸分野は例示的に擧げたに過ぎない。諸外國間の文化協定は細目に關し詳細な規定をしてゐるが、本協定は其の例に倣はず機宜に應じ融通自在に活用することとし、個々の具體的事項に關しては必要に應じ夫々兩國の権限ある官憲間に協議決定せしむることとした。

日本の固有の精神を生成せしめつゝ東洋文化の創造的統一によつて世界文化に貢獻せんとの日本の輝かしい文化的使命の達成は、東西識者の等しく翹望し賛同するものたることを疑はぬものである。

第十章 日本と諸外國間通商協定及び取極

(一) 日滿伊三國間貿易協定

五月初旬イタリ―經濟使節團の來訪以來、日滿伊三國間に於て折衝中であつた日滿伊三國貿易協定は、七月五日三國代表者間に正式署名調印を見るに至り、同日外務省當局より左の如きコムミュニケの發表があつた。尚ほ同じ日に、滿伊兩國間に滿伊修交通商航海條約の調印を見たので、茲に防共三國を結ぶ日、滿、伊三國間の友好關係は政治的のみならず通商、經濟上畫期的緊密を加ふるに至つた。

外務省情報部發表 五月初旬伊國經濟使節團來朝以來日滿伊三國代表者間に鋭意交渉を重ねたる結果、宇垣外務大臣、阮滿洲國大使及びコンテ爾長は本日外務省に於て「伊太利國を一方とし日本國及滿洲國を他方とする貿易及之より生ずる支拂を規律する伊太利國政府、日本國政府及滿洲國政府間協定」に調印を了したり。本協定の目的とする處は、一方に於て日滿兩國と他方に於て伊太利國との間の貿易を一對一の求償の基礎に於て増進し且均衡を計るに在り。伊國經濟使節團は極東に於ける短期滞在の期間を割き、滿洲國を往訪したる爲め、東京に於て行はれたる本件交渉は一行東京歸還迄一時持越されたるも、交渉當事者の熱意と三國間に存する友好關係に對する相互の深き認識とは終始協調と互讓の精神となりて現はれ、遂に妥結を見るに至れり。

今後本協定の實施に依り相互の經濟關係は愈々緊密となり、三國親善關係亦益敦厚を加ふべきを信ず。而て協定内容は批准事項が附加されてゐたので、批准の終了を待ち發表せらるることになつてゐたのであるが、

其の後三國間に於て夫々國內手續を完了し、八月二十四日外務省で宇垣外相、阮滿洲國大使、アウリツチ伊國大使三者の間に右協定の寄託調書の作成を見、同月三十日公布、九月一日實施せられた。協定の目的は日滿兩國と伊太利國との貿易を増進すると共に、相互の輸出入額の間に均衡を保持せしめんとするものである。而して其の内容の大體は一方日滿兩國と他方伊太利國とが、相互に相手の生産品に付一定額の割當を留保するものであつて、求償主義に基き其の商取引は爲替に依る自由送金を許可し、各々の支拂及び收納の金額は此れを統計勘定に記帳して置いて、常に其の均衡を計るのを原則とするのであるが、又、他方私的求償即ち物々交換に依る取引をも認めてゐるのである。

(二) 日濠通商關係に関する措置

第一次日濠通商に関する措置は昭和十二年一月一日から實施せられ、爾來終了期間の昭和十三年六月三十日迄其の運用は圓滑に行はれて、我が方は規定數量に近い織物の輸出をなすことが出来たのであるが、右の終了後之に代るべき措置に付き濠洲政府と交渉中の處、昭和十三年七月一日右措置の決定を見即日實行せられるに至つた。此の措置が第一次措置と異なる處は、前回に於ては濠洲産羊毛數量八〇萬俵の輸入を許可すとあつたものが、今回は何等數量を明示せず濠洲産羊毛の比率のみを示した點と、織物に於て（一ヶ年に濠洲の輸入する數量の割合は同一であるが）人絹織物の中にステープル・ファイバーを包含せしめたことである。右に關し外務省當局は七月二日左の如き當局談を發表した。

日濠兩國政府は昭和十二年一月一日兩國間の正常通商關係回復の爲め各自必要と認むる措置を採つたのであるが、今般從來の

措置に適當の變更を加へて本年七月一日から實施することに決した。

従来の措置は、日本側に在りては昭和十二年一月一日より昭和十三年六月三十日に終る期間に於て濠洲産羊毛八十萬俵の輸入を許可し、濠洲側に在りては同期中に日本製綿織物及び人絹織物を各七六、八七五、〇〇〇〇平方碼宛輸入を許可することを基本としたものであるが、今回の措置は、日本側に在りては向ふ一年間に日本に於ける羊毛總輸入量の三分の二に相當する濠洲産羊毛の輸入を許可し、濠洲側に在りては同期間中日本製綿織物を五一、二五〇、〇〇〇平方碼、人絹及びステール・ファイバ織物五一、二五〇、〇〇〇平方碼の輸入を許可することを基本とするものである。

(三) 日伊通商條約追加協定

日伊國交調整に伴ふ日伊通商條約追加協定は、昭和十二年十二月三十日、ローマに於て、駐伊堀田大使及びチアノ外相との間に正式調印を見たのであるが(本書前年版一九六頁參照)、其の批准書交換は昭和十三年七月十五日ローマに於て行はれ、同月二十五日より實施せられた。

(四) 日暹通商條約

本條約は既に昭和十二年十二月八日、暹羅國外務省に於て兩國代表者間に正式調印を了したのであるが(本書前年版一九七頁參照)昭和十三年三月七日批准並に實施を見るに至つた。右の批准交換完了に當り兩國外務大臣より各新條約の締結を祝するメッセーヂの交換があつた。

第十一章 昭和十三年中に署名又は實施せられたる條約表

條約番號	條約及び協定の名稱	署名月日	批准月日	公布月日	實施月日
第一號	日本國遞信省及香港郵政廳間小包郵便約定を修正する追加條款	昭和十二年十一月八日		昭和十三年二月廿五日	昭和十三年三月一日
第二號	日本國暹羅國間友好通商航海條約	昭和十二年十二月八日	昭和十三年三月七日	昭和十三年三月八日	昭和十三年三月七日
第三號	日本國アメリカ合衆國間小包郵便約定	昭和十三年六月一日		昭和十三年六月廿八日	昭和十三年七月一日
第四號	日本國伊太利國間通商航海條約追加協定	昭和十二年十二月卅日	昭和十三年七月十五日		昭和十三年七月廿五日
第五號	千九百一十一年十二月十四日ブラッセルに於て、千九百一十五年六月二日ワシントンに於て、千九百一十四年六月二日ロンドンに於て及千九百一十四年六月二日ロンドンに於て改正せられたる工業所有權保護に關する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟條約	昭和九年六月二日	昭和十三年六月十七日	昭和十三年七月廿六日	昭和十三年八月一日
第六號	伊太利國を一方とし日本國及滿洲國を他方と	昭和十三年	昭和十三年	昭和十三年	昭和十三年

第十一章 昭和十三年中に署名又は實施せられたる條約表

第八號	文化的協力に關する日本國獨逸國間協定	昭和十三年 七月廿五日
第七號	特殊の勞働者募集制度の規律に關する條約	昭和十三年 七月廿七日
第七號	太利國政府日本國政府及滿洲國政府間協定	八月廿四日
第七號	する貿易及之に關する支拂を規律する爲の伊	八月三十日
		九月一日
		昭和十四年 九月九日
		昭和十三年 十月廿七日
		昭和十三年 十月廿五日
		昭和十三年 九月廿五日

第三編 歐洲

第一章 蘇聯 邦

第一節 聯邦最高會議と外交問題

一九三八年蘇聯に於ける最初の内政上の出來事は、一月十二日より同十九日迄莫斯科に於て開催せられた第一回聯邦最高會議であつた。これは蘇聯の國家最高機關が、一九三六年十二月の新憲法により、他國のやうに兩院制度の形態をとるに至つたものであるが、第一回の右會議の特徴は、それが内政問題よりも外交問題を取上げたことであつた。最高會議は聯邦會議及び民族會議の兩院より成り、それぞれ常設外交委員會を設置したが、一月十三日聯邦會議の外交委員長ジュダノフは、リトヴィノフ外務人民委員に對し、レニングラードに在る外國領事館數の多いこと、滿蘇國境事件殊に前年末滿洲國內に不時着した蘇聯飛行機に關する質問をなし、又佛國內に於ける反蘇行動を擧げ佛蘇相互援助條約何處に在りやと叫んだ。これは一九三八年の蘇聯外交を示唆するものであつて、外國領事館の閉鎖は蘇聯が益々鎖國に向ふことを示し、佛蘇關係の冷却は同年中の著しい現象であつた。

第二節 肅清 工作

歐米の民主主義國の羣にならひデモクラシーを標榜する蘇聯の政治は、僅かに憲法明文の規定と最高會議其他

立法、行政機關の形態を外國流に改める等外觀の近似に止まり、人心を恐怖に陥れる肅清の嵐は、一九三八年中も年末に至つて稍緩和するかに見える迄、吹き荒んだ。一九三八年に於ける肅清工作は三つの様相を有したと謂ひ得る。第一は二―三月に於ける右翼トロツキスト・ブロックの裁判であり、第二は一般官僚インテリに對するもの及び第三には肅清工作の緩和である。

(一) 右翼トロツキスト・ブロック及蘇聯裁判事件

此の事件の被告二十一名は主として従前右派としてスターリンの農工業急進政策に反對したものであつた。曩の一九三六年八月、一九三七年一月の大裁判事件は、嘗て左派としてスターリンに反對した要人を槍玉に擧げたが、今次は右派に及び、茲に肅清は左右の兩反對派巨頭を處分するに至つたものであつて、主なる被告は元共產黨中央委員、政府機關紙イズヴェスチヤ主筆ブーハリン、元聯邦人民委員會議々長(總理大臣に當る)ルイコフ、前内務人民委員(ゲー・ペー・ウー長官)ヤゴドダ、前外務及び司法人民委員代理クレスチンスキー、前外國貿易人民委員ローゼンゴリツ、前財務人民委員グリニコ、元駐英、駐佛大使ラコフスキー、元ウズベツク共和國中央執行委員會議長(大統領に當る)ホジャヤーエフ、其他大臣級の人物、要人の殺害に關係があつたと謂はれる醫師等である。彼等は、スターリンの敵トロツキー等及び外國の參謀本部の指令により、蘇聯邦に對しスパイ行爲、テロ行爲、要人の殺害、産業妨害、軍隊破壊を行ひ、領土を外國に割譲し、蘇聯邦に於いて資本主義制度の復活を企圖した廉によつて、三月二日裁判に附せられ、被告の中醫師プレトネフ、ラコフスキー等三名が二十五年又はそれ以下の懲役に處せられた外十八名は悉く銃殺せられた。

此裁判中、例により被告と外國殊に獨、英、波蘭並びに我が國との關係が云々せられてゐるが、被告ラコフスキー及びブーハリンが我が國に對する汾海州の讓渡に關係があつた等明白な虚構の罪狀が擧げられて居り、被告中にもブーハリンの如き硬骨漢は最後迄一々の罪狀を否定した。尙他の被告中には其の罪を誇張するものもある等不可解な情景もあつたが、チェンバレン英國首相も三月九日下院に於いて、被告の證言なるものは全々無根であつて、蘇聯邦以外に於いては何處にも信するものはないであらうとの趣旨を述べてゐるのであるが、兎も角此の事件によつて、スターリンは昔からの政敵の大物を大體殺してしまつたのである。

(二) 官僚及びインテリの肅清

前年肅清工作はツヴァイェト上下官僚、軍首脳部、經濟關係者、勞農民各層のみならず全國に亘り諸民族を震駭せしめたが、一九三八年に入りその餘波は鎮らず、前年末及び年初外國から召還せられた外交官の多數が消息を絶ち又は處刑せられた外、一九三八年中に亘つて人民委員及び人民委員代理の交迭が頻繁に行はれ、各方面の主任者、黨員等の肅清せらるゝもの多く、特に注意を惹いたものは、八月張鼓峰事件後に於ける前極東特別軍司令官ブリュッヘル元帥の消息不明となつたこと(軍人としては其の外にエゴロフ元帥、軍管區司令官ドワイベンコ・ペーロフ、國防人民委員代理フェヂコの失脚あり)及び十一月下旬永年共產青年同盟(コムソモル)書記長であつたコサレフと同盟幹部の失脚であつた。

尙一九三八年中肅清の危險に曝され國外に亡命したものの中主なるものは、ルーマニアのブカレスト駐劄公使オストロフスキー(一月十二日)、同代理公使ブテンコ(二月六日)、極東ゲー・ペー・ウー長官リュシコフ大將(六月十

三日)等であつた。

リュシコフ大將の越境入滿事件に就ては本書第二編第三章に詳細記載した。ブカレスト駐在オストロフスキー公使は歸朝を命ぜられた途次ウインで行方不明となり、以後消息を斷つた。ブテニコ代理公使は二月六日ブカレストの蘇聯公使館を出たまゝ一時行方不明となつた。そこで蘇聯政府は二月九日ルーマニア政府に對し強硬な抗議を提出した。ゴーガを首班とするルーマニア内閣は恰も二月十日總辭職を行ひ、クリステア内閣が組織せられたが、ゴーガ内閣辭職の原因は、ブテニコ失踪事件に對する蘇聯の抗議の爲めであると報ずるものがあつた。序ながらゴーガ内閣の總辭職は、そのフアツシヨ的政綱に基くユダヤ人排斥及び經濟政策の失敗によると傳へられた。兎も角蘇聯の新聞はブテニコ失踪の責任はゴーガ内閣にありとして猛烈に同内閣を攻撃した。

かかる間に當のブテニコは、四日間ブカレスト市内に潜伏した後、墮、洪二國を潜り抜けて二月十五日ローマに辿り着き、同十六日ホテルの一室で新聞記者と會見し失踪の事情を次の如く發表した。

世界を騒がせて誠に濟まなかつた、特にルーマニアには迷惑をかけた、一國の外交代表が失踪したことは前例のないことだが、自分に何等叛逆の覺えがないのに、最近ゲー・ペー・ウーの動きが自分を殺さうとしてゐることを感じさせ、ブカレストの公使館に得體の知れぬ人間がやつて來て自分に郊外行きを勧めたり、危険が間近に迫つたのを知つたので、六日夜唯一人信頼し得る下男を連れて同地を逃れ途中變装して漸く此處まで辿りついた。モスクワには妻と娘を人質に取られてゐたが再會の望みは立たず不憫でならない。他國に出してゐる外交使臣を何故殺しにせねばならないのか憤慨に堪へぬ。兎も角生命を完うして今後の事は之から考へるが危険の無い所に又身を隠さなければならぬまい。ソ聯邦は今恐怖政治のどん底にある、農民は一切の財産及び

勞働の結果を政府に奪はれ、農業の進歩増進所か飢饉線上に彷徨してゐる。勞働者は殆ど無報酬で牛馬の如く働かされ、極度の搾取を受けてゐる。幾らか金を持ち幾らか自由なのは若干の猶太人許りだ。スターリンの獨裁に依る恐怖政治は國民の各層を脅してゐる、ボルシエヰイキは斯かる政治を最上の民主政治なりとして國民に強ひ、言論其他個人的自由の一切を奪つてゐる。有力な科學者も逮捕された、近代ソ聯の航空勢力建設者たるツポレフ氏も逮捕された、政府要人ウボレヰイツク、ジャキール、ガマルニク其他無数の人も冥土へ送られたし、外交官だけでも數十名逮捕された。スターリンは之から身の廻りの者をどれだけ殺すか判らない、こんな政治なんてあるものぢやない。物心ついてから廿五年の経験に依ると、ボルシエヰイズムは根本的な誤謬を藏して居り、此世の地獄を人民に強ひるものである。自分が逃れて來て今居る此の世界之が本當の文化と正義の世界である。

(三) 肅清工作の緩和

行政、經濟機關の上層及び中級職員に對し加へられた強烈な肅清は、やがてその行き過ぎを感じしめる程度に達し、茲にこれ等の層殊にインテリ全般に對する當局の方針緩和となつた。これは一九三八年九月以來著しい現象となり肅清工作の緩和を伴ふに至つた。即ち内務人民委員エジヨフ失脚説流布せられ、結局十二月八日グルジャ共和國黨書記長ベリヤー之に代り、エジヨフは水運人民委員專任となつたのであるが、爾來ゲー・ペー・ウー内部の肅清及び肅清の行き過ぎに對する責任により警察檢察當局自體の肅清が行はれるに至り、一般の肅清は年末に押し迫つて稍鎮靜に向つた傾向がある。

第三節 國際革命主義の再宣言と思想統一

一九三八年二月十四日共產黨機關紙プラウダはイヴァノフ青年の質問に對するスターリンの回答なるものを掲げ

た。これは共産青年同盟(コムソモル)宣傳員イヴァノフがスターリンに對して、蘇聯に於ける一國社會主義の建設は勝利を收めたと謂はれるが、社會主義の最後の勝利は、レーニンの言の通り、世界的規模に於いて、即ち世界革命の後に於いてのみ可能なのではないかと質問したのに答へて、スターリンが、對内的には社會主義の基礎は成立したけれども、對外的には蘇聯邦が資本主義國によつて包圍せられてゐる間は、社會主義の最後の勝利を期待し得ない、依つて軍備を強化し、國際労働階級の提携を促し、これを援助することが必要であると述べたものである。

元來蘇聯政權首脳部は未だ曾て世界革命の實行を必要とする考を捨てたことはないのであるが、近年國內の建設及び國際關係の改善に必死の努力を致して來た關係上、此の種の放言は稍差控え氣味であつた。然るに茲にスターリンは右の發表によつて蘇聯邦の世界革命主義を再宣言するに至り、同年十一月六日には聯邦人民委員會議長モロトフも之を敷衍してゐるのである。尤も國際労働階級聯繫の提唱によつて直ちに蘇聯邦が人民戰線方針を抛棄したものと考へる事は出來ない。防共勢力に對する強い反對力は、社民其の他難色の主義者を含む人民戰線ではなく、やはり労働階級の結束であると考へて來たことは十分窺はれるが、人民戰線も利用し得る限り利用して行くであらうと考へねばならない。以上は蘇聯邦を繞る國際情勢の悪化、殊に防共陣營の強化による蘇聯邦の國際運動方策の新しい傾向であつて、軍備を強化すると共に各國労働者に呼びかけ同情を繋がんとし、他面累次の肅清工作により思想的に動搖した國民に對して、蘇聯の目標が依然世界革命にあることを示し、思想的動搖を防がんとしたのであるが、これと共に蘇聯邦共産黨は、一九三八年九月中旬黨中央委員會の制定した蘇聯邦共産黨小史を發表し、スターリン以下ソヴイェト政權の現首脳部の思想、政策をマルクス・レーニンの正統を繼承するものとして解説し、そ

の正當性を繰返し、廣く研究、宣傳せしめることとした。これ亦思想統一の企圖であつて、これは、近年に於ける愛國心、殊に一九三八年三月パーニン等北極探險班の生還、七、八月の張鼓峰事件、九月の不時着ロージナ號乗組女流飛行士三名の救助、夥しい行賞、叙勳等を契機とする愛國精神、敵愾心、國防精神の鼓吹と共に、防共陣營の強化、國際的孤立に對處せんとする蘇聯邦の國民精神作興運動の一面を示すものである。

第二章 蘇・波不可侵協定の再確認

蘇聯外務人民委員リトヴィノフは駐蘇ポーランド大使と數次に亘り會見を遂げ、協議の結果十一月二十六日蘇波親善關係を確認したる次のコムミュニケを發表した。

一、蘇波兩國政府は不可侵條約を初め兩國間に現存する一切の條約は依然兩國間の關係の基礎をなすものと認む、特に一九三二年に五ヶ年の期限で調印され、その後一九四五年まで期限を延長された不可侵條約は兩國間の平和的關係の不可侵を充分保障するに足るものなり。

一、蘇波兩國政府は兩國間の貿易促進のため積極的努力を拂ふ。

一、兩國政府は懸案の諸問題特に最近發生した國境事件は積極的に解決する必要あることを認む。

右の會談が何を意味するかに就ては、種々の憶説が行はれた。英國筋では、チエコのルテニアに於て、ハンガリーとポーランドが共同の國境を持つことに獨逸が反對したので、ポーランドが報復的に蘇聯に接近するに至つたも

のと見た。蘇聯國內に於ても蘇波親善の再確認を重要視し、リトヴィノフ人民委員はミュンヘン四國會議から閉め出された不名譽を之に依つて回復した觀がある。然し本協定はそれ程重要視すべき意義を持つものとは思へない。右の會談が行はれるに至つたのは、チエコ問題高潮の九月ポーランドが兵をテッシェンに進めんとする用意あるを見た蘇聯は、同二十三日ポーランド政府に不可侵條約の廢棄を警告し(第九章第四節蘇聯の項參照)、それ以來同條約が存在してゐるか否か分明でなく、蘇・波國境に於ける小衝突事件の續發に依り兩國の國交に障害を來した。依つて會談を行ひ兩國間に右條約が存在することを再確認すると同時に、通商問題、國境問題等に就ても申合せをなし、全般的に兩國友好關係の維持増進を計つたに過ぎない。ポーランドが蘇聯と組んで獨逸の東進を阻むと云ふが如き大それた計畫に基くものではない。本會談の實效は蘇聯にとりては、ポーランドを抱き込んで、ミュンヘン會議以來の孤立感より多少免れたとの自慰を得たことであり、ポーランドにとりては蘇聯をしてテッシェン併合を默認せしめたことである。

在東京ポーランド大使ロメールは十一月廿九日午後外務省に澤田外務次官及び河相情報部長を訪問して、最近傳へられたポーランドと蘇聯との接近云々は、蘇聯及び佛國側の利益のために作爲的に喧傳された傾向があり、ポーランド政府の日本政府に對する好意的態度には何等變更なき旨を披瀝した。即ち同大使はポーランドが蘇聯との間に不可侵協定の再確認を行つたことは、チエコ問題をめぐり蘇波兩國關係悪化の傾向を示せるに鑑み、これが破局への導入を防止するために舊條約の精神尊重を申し合せたものであり、従つて喧傳されるが如く蘇聯の東方への積極的態度を誘致するが如き事情は全然介在しないものと思惟するがゆゑに、日本とポーランドの從來の友好的關係

は毫も揺ぎなきものと信ずるとともに、今後ともポーランド政府は、日本との親善關係保持に努力する意向なる旨を表明した。

第三章 波蘭・リヌアニア間の紛争解決

第一節 兩國關係の沿革

波蘭及びリヌアニアは共に歐洲大戰の結果新たに生れた國である。リヌアニアは十三世紀の初め公國として建てられ、十五世紀の初め頃までは相當繁榮したが、次第に波蘭に蠶食せられ、その一封土となつた。後波蘭が分割せられて滅亡するや、之と運命を共にし、十八世紀の末葉露西亞に併合せられ、歐洲大戰に至るまでその領土であつた。

歐洲大戰の勃發後、各地に起つた民族獨立運動の波に乗り、リヌアニアも亦一九一八年二月十六日獨立を宣言した。然るに之に先立ちて獨立の旗を擧げた波蘭は、自國領域と看做せるリヌアニアの獨立を喜ばず、兵力を以て之を押へんとした。然しリヌアニアは次第に建國の基礎を固め、一九二二年九月聯盟に加入し、同年十二月列國の承認を得た。人口二百數十萬、面積二萬一千平方哩の小國である。

右の如く波蘭とリヌアニアは建國以來相敵視し、國境には紛争が絶えなかつた。殊に兩國はヴィルナ市及びその附近に對し、互ひに權利を主張し相抗争した。この問題は最初一九二〇年九月波蘭から聯盟に提訴せられ、同月バ

りに開かれた聯盟理事會は、取敢へず兩國をして、理事會が本件調停中軍事行動に訴へざることを約せしめた。更に聯盟は兩國をして所謂カーゾン線なる臨時境界線を尊重することを約せしめ、一先づ戦争の危険を喰止め、聯盟の監督委員會をヴィルナに派遣して、國境を監視せしむることとした。ところが波蘭のゼリゴウスキー將軍は一九二〇年十月八日右の約束を無視し、突然一師團の兵を以てヴィルナを占領して了つた。

リスアニアは聯盟に泣付き、聯盟はゼリゴウスキー將軍の暴舉を聲高に非難したが效果なく、成立後間もなき聯盟の最初に手古摺つたのはこの問題であつた。聯盟は國際軍隊を組織し、聯盟の軍事委員指揮の下に之をヴィルナに派遣せんと試みたが實現に至らず、次いでブラッセルに兩國直接談判の會議が一九二一年四月二十日より六週間、の長きに亘つて開かれたが、何の効果も無かつた。聯盟は其の後、理事會や總會に於て調停を試みたが、凡て無結果に終り、爾來十八年間波蘭、リスアニア兩國は睨合の状態に現在に至つた。兩國間には互ひに公使を交換せず、外交關係が結ばれざるのみならず、互ひに郵便物の交換さへ行はれざる状態であつた。

第二節 波蘭の最後通牒

一九三八年三月十日の夜から十一日の朝にかけて、波蘭リスアニア國境で、國境監視隊の衝突事件が起り、波蘭兵一名が射殺された。

波蘭政府は三月十六日大統領以下首腦者の重要會議を開き、翌十七日リスアニア政府に對し最後通牒を發し、十八日その内容を左の如く公表した。この最後通牒は、普通の意味の最後通牒と反對に、今迄斷絶して居た外交關係

の復活を要求するもので、外交關係の斷絶を示唆するものではない。

ポーランド政府は三月十四日附リスアニア政府の提案を受諾する能はず、この際リスアニアが無條件に正常且つ直接の外交關係を復活することのみが、戦争の危険を回避する唯一の手段であることを強調する。最後通牒はリスアニア駐劄リスアニア公使に通達してから四十八時間を期限とする。リスアニア政府は來る三月卅一日迄にポーランド駐劄外交代表を任命すべく、右外交代表任命に關する覺書は遅くも猶豫期限たる三月十九日迄に交換さるべきものとする。ポーランド政府は本通牒につきリスアニア側がこれに検討を加へて反對要求を提示することを許さず、何等の回答に接せざる場合は通牒要求を拒否したものと認めて、ポーランドの合法的權益を防衛するため獨自の行動に訴へるであらう。

リスアニア政府は波蘭の武力行使も辭せざる意氣込を見て大いに驚き、波蘭の要求を容れることに決し、三月十九日エストニア駐劄自國公使を通じ、同地波蘭公使に受諾の回答を手交した。かくて國境紛争を契機として、十八年振りで兩國間に正常外交關係が樹立さるゝことになつた。

右に關し波蘭政府は三月十九日左の如く發表した。

ポーランド及びリスアニア兩國政府は十九日午前十一時夫々エストニア駐劄公使を通じ覺書を交換した。同覺書に於てリスアニア政府は即日波蘭外交關係を回復し、兩國政府は三月末日迄に夫々ワルシャワ及びカウナスに公使館を新設すべき旨を通告して來た。これに對しポーランド政府も同文を以て國交回復を通告した。

一九二〇年以來十八年間に亘る波蘭兩國間の蟻りを解くに至つた事は寔に欣快の至りで、兩國の爲めのみならず全歐洲平和に貢獻するところ大なりと思惟するものである。我が國の要求につき種々説をなすものがあるが、國交回復が目的であつて他意はない。懸案解決、國交増進は外交代表を交換した後に行はれよう。

然しリスアニアでは力の前に已むを得ず屈服したものととして、波蘭に對する反感は寧ろ増嵩した如くであり、公使は交換されても、少くとも當分、國交が圓滿には行くまいと思はれる。リスアニア内閣は波蘭の要求に屈服した責を負つて三月二十一日總辭職を執行した。

第四章 北歐中立ブロックの形成

最近歐洲に於ける強國間の對立が激化し、戰爭の危険が痛感せらるゝに至つたが、國際聯盟は戰爭を防止する力なく、却つて之を誘發する機關なるが如き觀を呈して來た。これは規約第十六條に制裁規定が存する爲めで、エチオピア事件の際若し石油制裁が實行せられたならば英伊開戦は免れ難き状態にあつた。

從來歐洲の諸小國は聯盟に忠實であれば戰爭を防止し得ると信じてゐたが、今やその反對に、聯盟に忠實であれば何時かは必ず戰爭に巻き込まれる危険あるを知り、之を免れる爲には何か方法を講じなければならぬと考へるに至つた。そこで、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スエーデンの北歐五國は協議を重ね、五國の獨立維持及び平和保障の爲め中立ブロックを結成し、第三國の紛争に絶對介入しないことを相互に誓約した條約を締結し、五月二十七日ストックホルムに於て五國代表間に正式調印を了した。

右中立條約は五月三十日から効力を發生したが、その主たる條項は左の通りである。

- 一、交戰國の軍艦はスカンデナヴィア五國の海軍根據地その他戰略水域に立入ることを禁止する

- 一、交戰國の潜水艦は遭難した場合を除き右五國の領海内に入る事を禁止する
- 一、交戰國の軍艦は三隻以上スカンデナヴィア諸港に同時入港することを許さない
- 一、交戰國の飛行機はデンマーク、スエーデン兩國を除くスカンデナヴィア諸國の上空を通過することを禁止する

右の他七月二十三、二十四の兩日に亘り、フィンランド、ノルウェー、スエーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの七國外相はコーペンハーゲンに於て北歐中立國會議を開き、北歐諸國の中立と平和維持の方策につき協議した結果、次回聯盟總會に制裁規定適用の免除を要求するに意見一致した。會議の経過につき左記要旨のコムニケが發表せられた。九月の第十九回聯盟總會に於て規約第十六條の適用問題が議せられたことは「國際聯盟」の項に記述した。

會議參加各國は國際聯盟に對して引續き協力を咨まぬ決意を有するが、同時に聯盟規約の制裁規定が事實上任意的なものとなして了つたことを認めざるを得ない。従つて參加國は次回の聯盟總會において現在總ての聯盟國に對して同様の拘束力を持つ制裁規定の緩和を提唱するに決定した。更に參加國は軍備縮小條約の締結及び空難問題に關する國際會議招集にも協力する用意がある。

第五章 瑞西の完全中立復歸

第一節 聯盟に對する覺書

瑞西政府は一九三八年四月二十九日附を以て國際聯盟理事會に對し覺書を提出し、瑞西の傳統的中立が規約の條項と矛盾せざる旨を宣言せられんことを要請した。

右の行動に出づるに先立ち瑞西政府は英佛兩國政府と外交交渉を行つたが、英佛兩國には反對がなかつたので、一般に聯盟理事會でも反對があるまいと豫想せられてゐたが、果して五月十四日の第百一回理事會は、瑞西の完全中立が規約の條項と矛盾せざることを認むる趣旨の決議を、蘇支二國代表の棄權を除き、全會一致で採擇した。斯くて聯盟の機構内に於ける瑞西の完全中立復歸は實現せられたのである。

瑞西政府が四月二十九日理事會に提出した覺書は、瑞西の中立の歴史を略述し、對獨平和條約四百三十五條に言及した後左の趣旨を述べたものである。

瑞西國は犠牲的精神の下に一九二〇年二月十三日倫敦に於ける理事會宣言に依り軍事的中立のみを認められ、經濟財政制裁には參加する義務を負ふこととなつたが、其の後聯盟規約は總ての場合に適用せられた次第ではない。軍備競争は益々激化し、加ふるに米國の外四大強國が聯盟より脱退することとなり、瑞西の如き特殊の國の地位は甚だ困難となつて來た。同國は將來も聯盟には忠實だらう。同國の中立性に影響を及ぼさぬ如何なる問題に關しても協力を惜まぬだらう。其の包括的中立性が聯盟の機構内に於て明確に承認せられることを要求する權利があると考へる。就ては瑞西政府は理事會に對し同國の傳統的中立性が規約の條項と矛盾せぬと宣言することを求めるものである。

第二節 瑞西中立の沿革

瑞西の完全中立は一八一五年のウイン會議議定書に依り確認せられたものである。即ち一八一五年三月二十日頃、

普、西、佛、英、露、葡及び瑞典の八國は新に瑞西聯邦の版圖を決定し、新國境に依る瑞西聯邦を永世中立國とすることが歐洲の一般平和に貢獻するものなりと認むる旨を宣言した。瑞西は右宣言を受諾したが、前記八國は更に同年十一月二十日のウイン會議最終議定書で、瑞西の領土保全及び中立維持は八國で保障する旨を確認した。

爾來百四年間瑞西は完全中立國として認められて來たが、一九一九年國際聯盟が創立せられ、瑞西は聯盟に加入した爲め、その中立は不完全中立又は制限されたる中立となつたのである。即ちヴェルサイユ條約第四百三十五條は瑞西の中立が聯盟規約第二十一條の「一定の地域に關する了解」として規約と矛盾せざることを認めたが、次いで一九二〇年二月十三日ロンドンに於ける第二回聯盟理事會は瑞西の中立に關し宣言をなし、瑞西の中立を嚴格に軍事的範圍に限り、規約第十六條に基く經濟財政上の制裁參加義務は免除せられざる旨を聲明した。参考の爲め左に一九二〇年二月十三日の理事會宣言を掲げる。

國際聯盟理事會は、聯盟國の中立の觀念は一切の聯盟國が其の約定を尊重せしむる爲め共同動作を爲すを要する旨の原則と抵觸するものなることを信ずるも、瑞西國の地位は特殊のものにして、國際公法に於て公認せらるる數世紀以來の傳統を基礎とするものなること、並にヴェルサイユ條約の署名國たる國際聯盟は其の第四百三十五條に依り、一八一五年の條約特に一八一五年十一月二十日の決議書を以て瑞西國の爲に規定したる所の保障は、平和維持を目的とする所の國際約定を構成するものなることを認めたることを確認す。

聯盟國は國際聯盟の高遠なる原則擁護に際して瑞西國人民が局外者の地位に立たざらん事を期待するの權利を有す。此の意味に於て聯盟理事會は瑞西國政府の一九一九年八月四日の聯邦會議に對する通牒及一九二〇年一月十三日附瑞西國政府覺書中の聲明に留意せるなり。右聲明は理事會會議に於て瑞西國全權委員之を確保したるものにして、右聲明に依り瑞西國は聯盟國となる

が爲に生ずべき規約違反國に對し國際聯盟の要求する通商及財政以上の措置を執ることの義務をも包含する連帶責任を承認し、且之を聲明す。又右聲明に依り瑞西國は事態の如何を問はず、假令國際聯盟に依り執らるる行動中と雖自國領土防衛の爲には一切を犠牲に供するものなりとす。但し瑞西國は軍事行動に参加し、又は外國軍隊の版圖内通過若は其の版圖内に於て策戦行動準備を爲すを許容する義務を負ふものにあらず。

理事會は右聲明に接し國際公法特に一八一五年の條約及決議書に於て確保せらるる瑞西國の永世中立及領土不可侵の保障は、一般平和に貢獻するものにして従つて聯盟規約に抵觸するものに非ざることを認むるものなり。

斯くて瑞西は聯盟に加入すると共に、その中立の性質に制限を加へられたが、ヴェルサイユ條約署名國及び聯盟國に依り中立を保障確認せらるゝに至つた。

右中立維持の爲め瑞西は一九二〇年十二月波蘭、リスアニア間の紛争に際し、理事會の決議に基きウイルナ人民投票監視の爲め國際監視隊が派遣せらるゝに當り、同監視隊の瑞西國內通過を拒絶したことがある。

エチオピア問題に關し對伊經濟制裁の發動した際には、瑞西はこれに参加することをなるべく回避せんとする態度を取つた。對伊制裁の經驗に依り、規約第十六條の經濟的制裁を實行する時は、結局戰爭を惹起する恐れあることが一般に知らるゝに至つたので、その後規約第十六條を弱め又は之を削除する運動が起るに至つた。瑞西は他の弱少聯盟國と共に右の運動に参加すると同時に、他方その傳統的中立復歸の希望を表明して居た。その間に歐洲の國際情勢は益々緊迫を加へ、戰爭の危険が刻々迫つて來たので、瑞西は遂に完全中立復歸の急務なるを感じ、先づ英米と下交渉の上今回聯盟に對し之を要求することになつたのである。

第三節 聯盟理事會の決議

五月十一日の聯盟理事會に於て、瑞西中立問題が審議せられ、瑞西代表モッターは、先づ左の如く瑞西の立場を説明した。

スキエの中立地位は一八一五年の永世中立條約、一九一九年のヴェルサイユ條約並にスキエに對し聯盟の軍事的制裁參加義務を免除する一九二〇年聯盟理事會宣言によつて保障されたが、現在の如き聯盟の實情に鑑みれば、スキエ政府は自國の安全を充分に保障しない制限的中立に満足することは出来ない。スキエ政府は聯盟が役に立つ存在たるに限り聯盟に止まる。スキエ政府は本問題に關し聯盟理事會の善處を期待する。

右に對し蘇聯代表リトヴィノフは、瑞西の要請は極めて重大であるから、理事會の決定前に聯盟總會に移すべきであると述べた。

かくて問題は委員會の手に移されたが、五月十四日報告者たる瑞典代表サンドラーから、報告並に決議案が披露せられ、理事會はそのまゝ之を採擇した。蘇聯及び支那が棄權したことは前記の通りである。

瑞典代表の報告書は理事會が本件決定の権限ありや否やに關し「瑞西が聯盟の一員として有する特別の地位に就ては一九二〇年二月十三日の理事會の決議に依つて定められてある。この決議はその後總會の問題となつたことはない、本件は規約の規定により特に總會又は理事會の権限に屬すべき問題ではない、故に總會、理事會共に権限を有して居る」と述べ、その他は前記一九二〇年の理事會決議を引用して、瑞西の中立が歴史的のものであり、一般

平和に貢献するものであることを再録し、又瑞西の覺書を引用して、制裁に關するもの以外に就ては同國政府が聯盟に忠實なることを記したもので、全面的に瑞西を支持したものである。

理事會決議は瑞典代表の報告を承認したる後「瑞西が今後全然制裁に關する規約の條項の發動に参加せざる意思を表明したることを了承し、今後同國の參加を要請せざるべきことを宣言」し、最後に「制裁の問題以外では瑞西は従來通り聯盟國として止まり、又聯盟に對し従來通り便宜を與ふべしとの瑞西政府の宣言」を記録に止めたものである。

第四節 獨伊の承認

非聯盟國たる獨伊兩國も瑞西の完全中立復歸を承認することとなり、獨逸政府は六月二十四日左の如く正式に發表した。

ドイツ政府は過般スキス政府より聯盟制裁義務を離れ完全中立國に復歸する旨の通告に接したが、フォン・リッペントロップ外相は廿一日付を以てベルリン駐劄スキス公使フレイリッツヘル博士を通じ次の如き回答を發した。

ドイツ政府はスキスの中立復歸を歐洲平和強化の重要要素として歓迎する、ドイツ政府はスキスの中立を承認し且つ常に之を尊重するものである。

伊太利も六月二十一日附を以て、駐伊瑞西公使に對し承認に關する通牒を手交した旨を、獨逸と同時に正式に發表した。

第六章 國際聯盟

第一節 概 說

一九三八年中に國際聯盟の取扱つた重要政治問題は日支事變を第一とし、重要性に於て遙かにこれに及ばないが第二に西班牙問題、第三に伊太利のエチオピア併合承認問題、第四に瑞西中立問題、第五にサンチャーク問題等があつた。これ等に就いてはそれらの項目下に説明した。

右の外聯盟の膝下に於て、獨逸合併問題、チエコ分割問題の如き重要問題が起つたが、聯盟はこれには一指をも觸ることが出来なかつた。

本年中に聯盟脱退を通告したのは智利及びヴェネズエラで、智利政府の脱退に關する五月十四日附書面が、五月三十一日附を以て在倫敦同國大使から事務總長に通達せられ、同書面は六月二日に事務局に届いた。同書面に於て智利政府は聯盟より脱退するも、労働機關、國際司法裁判所、其他技術的團體と協力を繼續するの意圖ある旨を明かにした。

ヴェネズエラは七月十一日同國外務大臣より電信を以て事務總長に脱退を通告した。

オーストリアは獨逸に合併された結果聯盟國でなくなつた。普通脱退の場合は二ヶ年の豫告を必要とするのであるが、オーストリアは即時聯盟國たる資格を失つた如く解されて居る。

聯盟自體の活動としては、一月に第百回理事會が、五月に第百一回理事會が、九月に第百二回及び第百三回理事會が開かれた。

第十九回通常總會は九月十二日より同三十日迄ジュネーヴに開かれ、聯盟國五十四國中四十九國の代表が出席した。議長にはアイルランド代表デ・ヴァレラが當選した。

本總會に於ける討議事項の主なるものは、西班牙問題、支那問題、規約の適用問題等であつた。規約の適用問題は聯盟として重要問題であるから左に大要を説明する。

第二節 規約の適用問題

規約の適用問題は總會及び第六委員會に於て討議されたが、此の問題は規約第十六條の問題、第十一條の問題、規約と平和條約の分離問題及び非聯盟國との協力問題の四に分けて審議された。

(一) 規約第十六條の問題

總會及び第六委員會に於て白耳義、丁抹、埃及、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、リスマニア、和蘭、ノルウエー、波蘭、英國、ハンガリー、アルゼンチン及び瑞典の代表者は、現状に於ては、規約第十六條に規定せられたる武力的制裁は勿論、經濟的及び財政的制裁と雖も、その實行が強制的であるとは考へられないと述べた。之に反し支那、西班牙、墨國及び蘇聯の代表者は、規約第十六條を弱めることに反對であると述べた。又エクアドール、ルーマニア及びイランの代表者は現在は規約改正を審議すべき時期にあらずとなした。

第六委員會に於て、英國代表は、規約の主義は之を不變として、現状に於て、規約第十六條に依る義務の解釋を確定せんと欲する政府は、其の趣旨の宣言を行ひ、之を記録に止め置くことに致したいと述べ、英國政府を代表して左記要旨の宣言を行つた。

英國政府は、規約の條文、構成及び法律的効力に變動なしとの主義を執るも、現在の特別の事情に鑑み、第十六條に基く英國の義務を次の如く解釋する。第十七條に基き第十六條の適用せらるゝ場合も亦同様とす。

一、第十六條に依り國際的の行動を起すべき事態が如何なる状況の下に、何時發生し、如何なる行動を執るべきやは豫め之を決定するを得ず、夫々の場合に適當に決定せざるを得ない。従つて各聯盟國は第十六條に定めたる手段を執るの權利を有するは勿論なるも、無條件に斯の如き手段を執る義務を有せず。

二、然れども聯盟國は、一定の場合に、他の聯盟國と協議し、第十六條を適用すべきや否や、而して之を適用するとせば如何なる手段を如何なる程度に共同して講ずべきやを考究するの一般的義務を有す。

三、右の協議に當り、各聯盟國は、如何なる程度に之に参加すべきやを各自決定すべく、之が決定に當つては、他の聯盟國の態度如何が自國の態度決定に影響すること當然なり。

四、以上の提案は「戰爭に訴ふることは、直接に聯盟國に關係すると否とに拘らず、聯盟國全體の關心事なり」との原則を動かすものにあらず、従つて聯盟國に無關心の態度を執るの權利を與ふるものにあらず。

右英國提案の趣旨に基き、白耳義、丁抹、芬蘭、ルクセンブルグ、諸威、和蘭及び瑞典の北歐中立ブロック諸國を始め、波蘭、ラトヴィア、リスマニア及びエストニアの諸國代表も、第十六條の非強制的性質に關する宣言を行ひ、加奈陀代表また之に倣つた。

佛國、アイルランド、イラク、南阿、印度の諸國も英國の提案に賛成したが、支那、西班牙、蘇聯邦は之に反対し、コロンビア、墨國、ニュージーランド等も規約の弱體化に不賛成を稱へた。

七月二十九日第六委員會に於ける本問題の報告者ムンタース（ラトヴィア）はその報告を總會に提出し、總會は之を採擇した。右の報告は以上記載せる如き各國代表者の意見を列擧せるもので、何等結論を附せないものであるが、これに依り規約第十六條が非強制的であることが決定的となつたものと云へる。尤も第十六條に付ては既に一九二一年の總會決議があり、實際に於て既にその時から強制力を失つてゐた。

一九二一年の總會に於て第十六條の改正が問題になり、種々の決議及び改正提議が行はれた。改正提議は提議に止まり、規約の改正には至らなかつたが、改正が規約の定むる手續を経てその效力を生ずるまで、右提議は第十六條適用の際に於ける指針をなすものであると云ふ決議が採擇された。又或る國が規約に違反せりや否やを決定するのは、總會又は理事會に非ずして、各聯盟國が各自に決定すべきであるとの決議も採擇されたのである。既に規約違反の事實の存否を決定する權利が各國に一任されてある以上、制裁に参加するや否やは實際上各國の自由であるから、第十六條の非強制的性質はこの時から定まつたといひ得るのであるが、理論的には規約違反の事實の認定は各國は任意でも、一旦第十六條所定の違反事實ありと認定したならば、當然制裁に参加するの義務を生ずるのである。この點に於て第十六條は強制的であつた。然るに今回英佛を始め北歐諸國は擧つて第十六條の非強制的性質を宣言し、その結果今後は、假令規約違反の事實の存在を認めても、制裁に参加するの義務を迴避し得る事となつたのである。

抑も第十六條の制裁規定は、國際聯盟の基礎的規定であつて、集團的保障又は集團的制裁といふことは國際聯盟の基本觀念である。聯盟から制裁規定を除去すれば、聯盟機構は根本的に破壊又は變革せられ、名稱はそのまま存続しても、實質に於て聯盟は消滅したといふことが出来る。第十六條の改正が困難で、既にその實質を失つても、條文をそのままに存置せんと努力せられるのはこれが爲めである。

(二) 規約第十一條の問題

聯盟規約第十一條は恐らく規約中最も適用の多い條文である。滿洲事變に際して支那が先づこの條文に依つて問題を國際聯盟に提訴したことは我が國民の記憶に新たなことである。エチオピア問題も最初この條文に依つて提訴された。然るに規約第五條に依れば、聯盟理事會又は總會の議決は滿場一致たることを必要とするのであるから、或る紛争が起つた場合に、その當事國の一方が第十一條に依つて提訴しても、兩當事國が表決權を有する限り、滿場一致の議決は殆んどこれを得ることが出来ない。滿洲事變の際にも理事會の決議は常に十三對一であつた。即ち日本の反対の爲めに滿場一致を得られなかつたのである。斯くては第十一條の運用が困難であるから、滿場一致の原則に例外を設け、第十一條に依る提案を審議する場合には、紛争當事國の表決權は除外することにすべしといふ議論が、滿洲事變當時から起つてゐたのである。然しこの問題は重要な問題で、滿場一致の原則を破ることは主義上困難とされた。抑も國際聯盟に各國が異存なく參加したのは滿場一致の原則が存したからである。獨立國家が自己の意に反して他國から強制されるといふことは國としては堪え得ないことである。滿場一致の原則があるから、各國とも自國の不同意のことを、他國から強制される心配がないのである。米國の如きは滿場一致の原則があるに拘

らず、尙ほ聯盟に加入すれば、米國の主權が制限されることを懼れ、これに加入しなかつたのである。然し全會一致の制度を第十一條に適用する時は、紛争の起つた場合、迅速に應急處置を講ずることが困難であるから、この原則に對し例外を設けようと云ふので、英國はその意味の決議案を提出し、第六委員會で審議されたが、洪牙利及び波蘭の二國はこれに反對し、棄權七國、賛成二十一國であつた。反對の理由は斯くの如き事項は「決議」に依らず規約改正の形式に依るべきものである。又右は國家の主權を保障する聯盟の法律的構成を變更するものであるといふにあつた。

それに拘らず英國の決議案は第十九回總會に提出された。之に對し洪、波兩國は依然反對し、十一國が棄權し、二十九國が賛成したが、全會一致を得られなかつたので決議案は否決された。

(三) 規約と平和條約の分離問題

本問題は曩に二十八人委員會に依り審議せられ、第十八回總會中に法律家十人委員會に附託せられ、同委員會は一九三七年十月二十一日報告書を作成して之を各聯盟國に送附したものである。

右報告書中に於て十人委員會はその任務が(イ)規約第二十六條に依り、聯盟が規約を改正し、規約中にある或る字句を削除し、以て非聯盟國をして聯盟に加入し易からしむる方法を考究すること及び(ロ)右に依り規約の本來の性質に付き起ることあるべき誤解を除去する方法を考究するにあるとなした。

十人委員會は規約前文、第一條、第四條、第五條及び規約附屬書中改正案を作成したが、第十九回總會は九月三十日これを採擇し、右改正に關する議定書を作り、同日から壽府に於て各國の署名を求むることになつた。

規約第二十六條に依れば、規約の改正には理事國全部と總會の過半数がこれを批准することを要し、改正に不同意を表はした聯盟國は、聯盟を脱退したものと見做されるのである。十二月末までに署名した國は三十三國であつた。

改正の要點は、規約中より歐洲大戰の戰敗國に不愉快な感を與ふる文字を削除するにあつた。それで先づ第一條第一項を削除し「原聯盟國」といふが如き文字を排除した。これに依り聯盟國は凡て平等で、古參と新參との間に區別あるが如き感じを除いたのである。

次に第四條は理事國の組織を規定したもので「主たる同盟及び聯合國」は常任理事國たることが規定してあるが、かゝる字句は戰敗國に對し不快を與ふるものであるから、これを改正し、理事會は「常任理事國たる資格を有する聯盟國」と一時的理事國たる資格を有する國を以て組織すと改めた。然し何國が常任理事國の資格を有するやは不明であつて、常任理事國たる資格を定めた條文は外にない。マンスリー・サンマリーの一九三八年九月號二百五十七頁の脚註には同月三十日に常任理事國たる資格を有した國は、英、佛、伊及び蘇聯であつたと記して居る。今後我が國が聯盟に加入しても、常任理事國たる資格は當然これを得ることは出來ないので、總會等に於て特に常任理事國として指定されなければ常任理事國とはなれないものと思はる。

次に第五條中にある「本條約」なる字句が削除された。本條約とは平和條約を指すのであるが、國際聯盟規約を平和條約から獨立させる爲めには右の文字を削除する必要があつたのである。

(四) 非聯盟國との協力問題

二十八委員會に於て英國代表クランボン卿は、非聯盟國との協力に關する報告書を作成し、一九三八年二月二十二日これを各聯盟國に配布した。その後第六委員會に於て英國代表バトラーがこの問題を取り上げ、世界各國が聯盟に加入することは容易に望めないから、せめて各非聯盟國が聯盟と協力するやうにしたいと述べ、各非聯盟國に對しその協力を要請する一決議案を作成した。第十九回總會は討議を用ひずしてこれ採擇し、九月三十日理事會は同決議を米國、サウデイ・アラビア、ブラジル、コスタリカ、獨逸、グアテマラ、ホンジュラス、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン及びニカラグワの諸國に通知した。

第七章 獨逸國會及びナチス大會

(一) 獨逸國會

一九三八年二月二十日クロール・オペラの國會議事堂に於て、ヒトラー總統は、二時間五十分に亘る大演説を行つたが、其の外交問題に關し聯盟復歸絶對否認、滿洲國の承認、日支問題、反共問題等に觸れ、最後に植民地返還を要求した。演説の要旨は左の通りである。

ドイツ國會は去る一月卅日開會の豫定を延期して今日に至つたが、右延期の理由は第一に一月卅日以後において人事異動を行ふ必要が豫想されたからであり、第二にドイツの外交關係に緊急處理を必要とする問題が起つてゐたからであつた。一九三三年一月卅日余はドイツ國民を救済するため特に迎へられたが、ドイツを救済するために起つたものは決して余が最初ではなかつた。余に續くものは未だ現はれてゐない。若し余にして失敗せんか、ドイツが混亂に陥ることは必然である。今日ドイツの復興は實に擧げてナチ黨の功績に歸するものと云ひ得よう。大戰直後余はナチ黨を組織して眞の政治的指導者の育成に着手したが、この事業は歴史上比類のない困難な事業であつた。併しその結果余が合法的に政權を掌握した時、余は既に準備を了し、黨もまた準備を了してゐたのである。この準備があつたればこそ、史上空前の大革命も一滴の血を流すことなく秩序整然遂行された。ドイツ革命はわがドイツの國民性に相應しく、無血のうちに完了したのである。事實革命による我々の敵の犠牲者は、わがナチ黨の犠牲者よりも遙かに僅少であつた。それにも拘らず各國新聞中には、ナチ革命を誹謗し非難するものが少くなかつた。世界各國はドイツ革命に對し誹謗の矢を放つたが、これ等の誹謗にこたへる最大の武器は、實にわがナチ革命が成功をさめたといふことである。

余が政權を獲得した當時、ドイツ國民は、まさにボルシェヴィズムの混亂に陥らんとし、他方利己的ブルジョア階級は、このボルシェヴィキの攻勢に何等の反抗も示さず、たゞ自己の利益擁護にのみ汲々たる有様であつた。農民及び手工業者は破滅に瀕し、失業労働者は街に溢れ、工場は閉鎖され、通商は麻痺し、一言にしていへば、全ドイツは全般的貧窮の底にあつたのだ。いはゆる民主主義的手段即ち委員會を組織し、各種の調査を行つて之を紙上に發表したりすることの無價値なることは敢て云ふまでもなく、ナチズム反抗者はよろしく彈劾すべきである。反動者、ボルシェヴィキ、ブルジョア、宗教家等が國內を横行してゐるが、余はかゝる怠惰者がドイツ國家に對する余の事業を批評するを許さない。余はこれ等の敵乃至國家の攻撃に對し、余の事業を保護する權利を有する。若し今日ドイツが經濟的に救はれたとしても、それはドイツ自身の手によつてなし遂げられたものであつて、如何なる外國もこの事業に貢献してゐない。況んや余は、未だ曾て或る外國がドイツを救ふため積極的支援をなした事實を知らない。

滿洲國の承認、ドイツ政府の聯盟政策に付いて言へば、ドイツ政府は強力と不正に基き戦争によつて利益を得た國々のみの利益の爲めに強力を排除して只管現狀を維持することを目的とする聯盟の如き機關に對しては、今後斷じて復歸しないであらう。ドイツ政府はかつて聯盟の一員として誤れる決議に手を藉したこともあつたが、今後は現實の事態に基いてその政策を決定することとならう。かくてドイツ政府は、歴史的必然の確信に基き常識の缺如と事實との間に明確な一線を劃する爲め、滿洲國を承認するに決定した。

極東に對する態度、支那事變に際しても、防共の見地から見ても、余は他國政治家の如く、日本反對の態度に與ふことは出来ない。日本の敗北が歐米に利益を齎らすことは斷じてあるまい。ドイツ政府は日本政府との間に防共協定を締結してゐるが、之に反し支那は精神的にも物質的にも、ボルシェヴィズムの嵐に抗争し得るとは信じられない。現在ドイツは支那政府に對しても友好的關係を維持し居り、東亞に於ける平和の回復はドイツ政府の衷心希望するところである。然し若し某勢力が支那に對しても方的な援助を與へなかつたならば、一層早く平和を招來し得たであらう。支那に道義的援助を確約することは見當違ひも甚だし、寧ろ我々は支那に對し事態の重大な所以を説得すべきであつた。ドイツは今時事變が如何なる解決を見ようとも、防共戦線の立場から見て日本を人類文化の擁護者と見做すであらう。日本の勝利が白色人種の文化を妨害するとは余は絶対に信じない。人種の見地からドイツを利用せんとする一部英佛新聞の主張は、今世紀の茶話に過ぎぬ。我等が極東に對して有するものは貿易通商上の利益であつて、領土的野心などは絶対にない。この方面から見ても、ボルシェヴィキの勝利は我が通商利益をも全滅させることを充分認識せねばならぬ。尙此の機會に一言すれば、ドイツは嘗て極東に領土をもつてゐたが、某國方面が動いて、白色黄色人種の共同戦線を樹立し、ドイツを驅逐した事實がある。然し今日ドイツは再び極東に立ちもどれとの招きなど全然期待してゐない。

獨逸國軍改組、ドイツ國を政治的に指導するものは獨りナチス黨のみであり、このナチス國家を國外の危險から防衛するものは

實にドイツ國軍である。余がドイツ國の公認された指導者であり、余に對する委任は、一人の例外もなく、全國民が與へたものであるとは何人も疑はぬところであらう。余が權力を掌握して以來、ナチス黨、ナチス外務省並にナチス國軍の間に、對立不和の影がさしたことはなかつた。ドイツ國軍は飽まで忠誠であり、その軍規は嚴重である。ナチス黨はドイツ教育の所産であり、その優秀性の證左である。斯る軍隊を有することを誇りとし、幸福としてゐる。我々は斯る軍隊を建設した人々に對し、深甚の感謝の念をもつて、その功績を回顧するものである。フォン・ブロンベルグ元帥が過去五年に亘る重責の負擔から免がれた旨余の許に申し出た時、余は元帥の一、二の希望を容れないわけには行かなかつた。同様に最も崇高な精神によつて後進に道を譲つたフォン・フリッツ將軍始め、その他の長老將軍達の優れた模範的業績も亦、余の忘れ得ぬところであらう。現下の世界情勢は政治力と國防力とを一手に統一する要を生んだ。併し余は世界に對し次の如く言明しよう。「ドイツは飽迄平和を愛する、併しドイツはその名譽が危殆に瀕したと考へる場合斷乎としてその名譽を防衛するであらう。平和を愛好するの餘りその當然の權利を放棄するものと考へてはならぬ。」

歐洲國際關係、平和を擾亂せんとする者は、ドイツ國軍は勿論全ドイツ國民を通じて一つの精神をもつて堅く結ばれてゐる事實を心にとめて置く必要があらう。國際新聞人に二種類あり、一つは事實を愛するものであり、他は常に民主主義的自由の美名に隠れ、大膽なる虚言を弄して國際平和を擾亂し、大衆の輿論を毒せんとする恥知らずである。ドイツは英佛兩國との間に利害の衝突を來す如き何等の原因も持つてゐない。しかしながら、これ等の國は輿論に依つて支配されるところが多く、縦へ政府當局が妥協の用意ある場合においても、その國の新聞がこれを不可能ならしめてゐるのである。獨、波兩國間の關係こそ、政府間の提携が、如何に二國間の國交に重大な寄與をなし得るかを示してゐるものだ。同様のことは獨逸關係においてもいひ得るのであり、余は數日前シニシュニツク首相と會談したが、同首相の寛容且つ理解ある態度によつて、獨逸ゲルマン兩國は一九三六年の獨逸協定の趣旨に則り、更にこれを擴充して、兩國の親善促進の上に圓滿なる意見の一致を得るに成功した。更にイタリーとの親善

關係は勿論その他の諸國との關係も亦、ソヴィエト聯邦を除いては、總て友好的であり、少なくとも正常であることをこゝに言明することが出来る。ソヴィエト聯邦に關しては、ドイツ政府はこれと何等かゝり合ひを作ることを許さないであらう。スペインに於けるソヴィエト聯邦の干渉は現状に對する最も重大な危険である。

植民地要求、我々は今後とも益々國內生産の増進に努力せねばならぬが、これを以てしても、土地の不足を如何ともなし難い状態にある。我々は年々舊ドイツ植民地の返還を聲を大にして要求するであらう。これ等植民地は曾てドイツが他國から奪取したものでなく、現在所有者にとつては殆ど無價値に等しいのだが、ドイツに取つては死活的必要のあるものである。余はドイツの植民地要求がドイツに對するクレジットの給與によつて埋め合さるべきものでないことを茲に公然言明する。我々はクレジットを要求するのではなく生活の前提條件を要求するものなのだ。

(二) 第十回ナチス黨大會

チエコ問題で世界の耳目がヒトラー總統の一身に集中せる際、第十回ナチス黨大會が九月六日よりニュルンベルグに於て開かれた。會場にはオーストリアを含む全國から參集したナチス黨代表二萬、突撃隊員二千、その他親衛隊、各國外交團員が薈々と詰めかけた。定刻十一時半ヒトラー總統入場し、大會は開會を宣せられ、左記ヒトラー總統の宣言が代讀せられた。

獨逸合邦の結果、今回初めてわがナチス黨大會に正式に參加したオーストリア代表始め國外の各ナチス黨代表をニュルンベルグにむかへ得たことは余の最も欣快とする所である。我々はナチス政權以前のドイツ各政府の秕政の後を承けて營々辛苦の結果遂に今日の偉大なる成果を擧げ得たのである。かゝる治績を擧げ得たのは實に倦む事知らざる強固なるナチス魂であつて、決して抽象的な科學を信奉する人々の手によつてなされたものではない。最近外國方面でドイツが五國協定締結の意志ありとの風

説が傳へられてゐるが、余はかゝる意向を全然有してゐない。余はかゝる協定のかはりに、我が祖國大ドイツをお土産として此黨大會に臨んだのである。大ドイツは今回初めてこの偉大なる姿をこのニュルンベルグ大會に現はした。舊オーストリアの合邦は今や政治的にも經濟的にも完成されたのである。

宣言は次で經濟問題に移り

ナチス政治は經濟建設の分野においても素晴らしい成果を收めた。ドイツは今や自給自足の域に達し、就中食糧問題については、數年我々は何の心配なく生活出来るであらう。ドイツ攻撃の武器としての封鎖は、今やその意味を失つた。ドイツは海外に依存して安適を貪ぼるより、寧ろ不自由な生活を享受することを欲する。我がドイツの經濟政策を支配する最高指針は「國家の安固が第一」といふことである。我々はドイツの經濟的存在を我々の國土内において保障しなければならぬ。これが實現してこそ初めてドイツの自由と利益とを擁護し得るであらう。

最後に獨伊樞軸の強靱性を謳歌して次の如く結んだ。

ボルシェヴィズムの危険は今も尙世界を脅威してゐるが、これに對抗するものこそ獨伊兩國の理想の結合である。最近イタリアが民族政策について我がドイツと同様の政策を採用するに至つたことは欣快至極である。最後に余は獨逸合邦の大事業が一滴の血も流さずして成就されたことに對し、神に感謝の祈りを捧げるものである。

斯くて大會は九月十一日までプログラム通り進行し、最終日の九月十二日午後七時より行はれた閉會式に於てヒトラー總統は一時間二十分に亘り、チエコ問題に關し、重大演説を行ひ、全世界を驚倒させた。その要旨は左の通りである。

今日世界に起りつゝある諸事件はこれまでにナチス黨の踏み來つた荊の道の規模を大きくして繰返したものである。民主主義

諸國家はマルクス主義的ボルシェヴィズムと協力することを躊躇せず、且つ御都合に依つては獨裁政治もこれを謳歌するが、一方全國民九割九分の支持を主張し得る全體主義政治に對しては之を誹謗するのである。民主主義國家は殘酷な實力を以て外國民族を征服したが、他方舊ドイツ領植民地の返還は肯んじない。而も彼等は同時に「文明のため」と稱して自國植民地の人民をすら擯撃する舉に出でるのである。

テエコスロヴァキアは民主主義的原則により創設されたもので、その住民の大多數は一度もその意思を問はれる事なくヴェルサイユ條約の人工的構成を受理すべく強制されたのである。かくしてテエコ人は同國住民の多數を壓迫し虐待し、擄取し始めたのであつた。一方フランス空相コト氏が最近テエコ問題を説明する所によれば、テエコ國存在の理由は、戰爭の場合ドイツの諸都市及び諸工業を擯撃するためにあるといつて居る。

國際筋では全世界をしてテエコは特殊の政治的、軍事的任務を果さねばならないと信じこませるに大童だが、かゝる宣傳は民族の權利を無視したものであり、唯々抑壓者の政治的考慮のみに基いてゐる。而してテエコで抑壓されてゐる少數民族中にズデーテン・ドイツ人があり、その人口三百五十萬は略々デンマークのそれに等しい。彼等は全智全能の神の創造物であり、抑壓者に引渡される爲に創造されたものではない。又七百萬のテエコ人も三百五十萬のズデーテン・ドイツ人を抑壓し拷問する爲に創造されたのではなかつた。ズデーテン人の窮乏は實に想像に餘るものがあり、而もテエコ人の全般的意圖はその絶滅に向つてゐるのである。余は特にいはゆる民主主義諸國家に告げるが、ズデーテン・ドイツ人の運命といふものは、ドイツにとつて決して些細な問題ではない。諸外國は本年二月廿二日余が國會演説で「ドイツ政府はこれ以上ドイツ人が迫害されるのに耐へることは出来ぬ」と述べた言葉は、單なる空文でないことを覺らねばならぬのである。

ドイツは歐洲平和維持のために實に甚大の犠牲を拂つた。ドイツがアルサス・ロレーンを抛棄したのも一にフランスとの多年の確執を清算せんがために他ならなかつた。更に同様の目的を以て他の犠牲も拂つた。英獨海軍協定も亦その現れであり、獨波協定は單なる平和會談以上のものを意味する。余は最早際限のない忍耐を以てズデーテン・ドイツ人の迫害を拱手傍觀することを欲しない。かゝる迫害は即時停止さるべきである。余は最早歐洲の中心に第二のバレスチナが創造されることを默過することは出来ない。哀れなアラビヤ人は無援助の儘放置されよう、然しズデーテン・ドイツ人は斷じて無援助でもなければ見捨てられてもゐないのだ。

千八百萬國民中の三百五十萬がテエコ人の嫌ふ歌が唄へず、テエコ人の嫌ひな靴下をはいたからといつて、又テエコ人に向つてしたのではないが、彼等に不愉快な敬禮をしたからといつて、血塗れになるまで打たれ無法者の様に追ひ廻されるとしても、これは民主主義諸國の知つたことでなく、又同情を喚び起す筋合のものでもなからう。蓋しこれは三百五十萬のドイツ人に關する問題だからである。然し余は民主主義諸國に向つて發言する、我々にとつては、これは決して些細な問題ではない、これらの虐待されてゐる人民が自らの力で正義と援助を見出し得ないとすれば、彼等は必ずやこの二つを我々から得るであらう。

我々は英佛兩國が全世界に跨がる彼等の權益擁護に専念する時これを理解する事が出来る。然し余はロンドン・パリの政治家諸君に言ふが、ドイツの權益も亦存在するのであり、我々は一切の手段に訴へてこれが擁護に當る決意を有するのである。今日のドイツは最早彼のベイトマン・ホルウエツヒ或はヘルトリング(何れもドイツ帝國の元首相)時代のドイツではない。余はテエコに於けるズデーテン・ドイツ人同胞の抑壓をこれ以上許して置くといふのではない。ベネシエ氏はジュネーヴで習

ひ覺えた戰術を弄してゐるが、かゝる策略は永遠に續くものではない。問題はお喋舌でなく、正義、而も蹂躪されぬ正義である。ドイツ人は他の國民同様自決權を要求する。ベネシユ氏は些少な贈物を要求されてゐるのではないのだ。ズデーテン・ドイツ人は自ら自分の生活を形成することを要求する權利がある。いはゆる民主主義諸國がドイツ人抑壓を擁護する義務を感じてゐるとするならば、かかる態度から生ずる結果は重大であらう。余はこの點について疑問を残さぬ事が最もよく平和に貢獻する所以であると信ずる。余はチエコに於ける三百五十萬のドイツ人に對する壓迫を中止し、之に代へるに民族自決の自由權を以てせん事を要求するのである。之によつてドイツと他の歐洲諸國との關係が阻害されるならば遺憾ではあるが、この場合の責任は彼等の側にあるのである。此の問題を責任あるズデーテン・ドイツ黨の代表と共に解決し、何等かの協定に達するのはチエコ政府の任務である。然しながら正義が不正に轉せぬ様監視するのは余及び我々の義務である。

何人も獨伊兩國を好む必要はない。然し世界中の如何なる國も此の兩國を絶滅せしめる事は出来ない。諸君は今や再び頭を眞直ぐにあげて歩く權利を有する。我々は頭を再び如何なる外國の鞭の下にも垂れぬ事を我々全部の義務とせねばならぬ。

第八章 獨 塊 合 邦

第一節 概 説

ヒトラー總統は其の著「我が闘争」の開卷第一章に「同一の血は同一の國家に屬せざるべからず」と述べ、祖國

オーストリアが獨逸に併せらるべき必然性を強調して居る。さればヒトラー政權の確立と共に、獨塊の合併は當然であつて、只その時期と方法のみが問題であつたのである。

歐洲大戰の結果、オーストリアは哀れなる一小國に墮し、獨立國として存立することは困難な状態となつた。それでオーストリア自身としても、獨逸との合併を有利とするのであるが、獨塊合併して獨逸勢力の強大となることは、戰勝諸國の最も恐るゝ所であるから、ヴェルサイユ條約第八十條及びサン・ジェルマン條約第八十八條は兩國の合同を禁じて居る。條約の規定に依れば、獨逸はオーストリアの獨立を「嚴に尊重し」、聯盟理事會の同意ある場合の外、その獨立を「動かすべからざる」ことになつて居る。

一九三一年獨塊兩國は關稅協定を作り、經濟的合を行はんとしたが、國際司法裁判所に訴へられた結果、條約違反の判決を受け、この計畫は挫折した。

その後ナチス黨が獨逸の政權を握つてから、オーストリアにもナチス運動が起り、兩國併合運動が次第に積極化した。これを押へて塊國の獨立維持に努めたドルフス首相は、一九三四年七月二十五日ナチス黨運動者のため官邸に於て殺害せらるゝに至つた。

右の機會に獨逸はオーストリアの合併を斷行するのではないかと危懼せられたが、當時伊太利は獨塊併合に反對の態度を執り、直ちに兵を國境に動員したので、獨逸は形勢不利と見て手を引き、塊國は獨立を全うすることを得た。

其の後オーストリアの獨立保障問題は歐洲政局の中心問題となり、歐洲政治家の會合には常にこの問題が議せられ、伊太利はいつも塊國獨立保全のチャンピオンと看做されてゐたが、エチオピア問題の發生に依り、伊太利は英

佛と乖離反目し、獨逸と接近して所謂ベルリン・ローマ樞軸の結成を見るに至つた。獨伊提携の最初の産物として一九三六年七月獨逸協定が出来た。この協定は伊太利の仲介に依つて出来たもので、獨逸協定と云ふよりも獨伊協定と云ふべき性質のものである。

右協定に依り獨逸はオーストリアの獨立を承認し、その國內に於けるナチス黨を取締るの自由を認めた。之に對しオーストリアはゲルマン民族國家たる根本原則に即應する政策をとることを約したが、別に附屬紳士協約を結びシユシュニツク首相はナチを祖國戰線の機構内に入れることに依り、國內平和を招致するやう努力すること及びナチの代表者を政治的責任ある地位に就かしむべきことを約した。

右協約の實行として獨逸政府はナチス黨主腦部より成る七人會議を組織し、又平和委員として、フオン・ザイス・インクアート及びペンバウマーを任命し、國內平和招致の方策を考究する任務を與へた。

右の措置により獨逸側には協定を實行したりと主張したるも、獨逸側に於ては事實上情勢に變更なしとして抗議を續け、獨逸國內のナチス黨は集會及び政治運動を禁ぜられたが、それに拘はらず、政權獲得及び獨逸合併運動を繼續した。以上の経緯は「昭和十一年の國際情勢」第二編第十七章及び「昭和十二年の國際情勢」第三編第二十章に詳しい。

第二節 獨逸會談

前記の如く獨逸國內に於けるナチ運動は熾烈となり、之に對する獨逸政府の壓迫も峻烈で、前記のナチス平和委員

事務所さへ警察隊の襲撃臨検を受けたることあり、その結果押収されたる文書中に獨逸軍隊の獨逸侵入に關する計畫を記載せるものありたるため、關係者は反逆罪として逮捕せられた事件が発生した。

右の如き事態に依り、獨逸兩國主腦者間に意見交換の必要を生じ、獨逸首相シユシュニツクはヒトラー總統の招聘に依り、一九三八年二月十二日シユシュニツク外務次官を帶同して、ベルヒテスガーデンの山莊に至り、ヒトラー總統、リッペントロップ新外相、パーベン駐獨大使と共に前後十一時間に亘り會議を遂げた。

シユシュニツク首相は歸國後、二月十五日に至り、獨逸會談の内容に付き、左のコムミュニケを發表した。

ヒトラー總統並びにシユシュニツク首相は二月十二日ベルヒテスガーデンに於ける會談に於て、獨逸兩國關係に關する凡ゆる問題に付き充分な検討を遂げた。會談は去る一九三六年七月十一日の獨逸協定の實施に際し發生した諸困難を除去することを目的とするもので、獨逸兩國とも獨逸協定の諸原則を遵守し、右協定をもつて兩國關係の満足なる發展を確保すべき出發點と見做すに意見一致した。十二日の獨逸會談の結果、獨逸兩國政府は直ちにゲルマン民族としての歴史並びに共通の利益に基き、緊密にして友好的な關係の確立を保障すべき手段を實行に移すに決定した。而してヒトラー總統並びにシユシュニツク首相は右手段が同時に歐洲情勢の平和的發展に有効に寄與すべきを確信するものである。

右は抽象的であるが、會談の内容を大體察知することが出来る。その具體的結果として、シユシュニツク首相は二月十六日內閣の大改造を斷行し、インクアートを内務大臣に任命し、外務次官シユシュニツク、其の他數名の親獨派が入閣した。又警察權は從來內相に直屬せず、獨立的地位を有してゐたが、今回これを新內相に直屬せしむるに至つた。更に新內相は新聞をも監督することになり、從來反ナチス宣傳をなしたユダヤ系新聞は彈壓を蒙ることとな

つた。

新内閣は又二月十六日政治犯の特赦を行ひ、ドルフス暗殺事件に係るナチス黨員その他七百名を出獄せしめ、二千五百名の告訴取消を行つた。且つ奥國新聞紙に對し、獨逸或はヒトラー總統を誹謗する記事掲載禁止の法令が發布された。

新内相インクアートは二月十七日ベルリンに赴き、總統以下政府首腦者と會談を遂げ、十九日ウィーンへ歸つた。奥國のナチス黨は以上の現象を見て、ヒトラー總統の勝利で、獨逸合併の第一歩とし、ウィーン市中で示威運動を行つたが、カソリック黨及び護國團は之を奥國主權の放棄にも等しいとして憤慨した。

英佛兩國は協議の結果、獨逸政府に對し申入を行ふことになり、佛國外務省は二月十六日左の如く言明した。

英佛兩國政府はオーストリアの國內情勢重大化に鑑み、各駐獨大使を通じてドイツ政府に對し、その對獨方針の眞意闡明を求めると共に、英佛兩國はオーストリアの情勢に對し關心を抱かざるを得ぬ旨の申入を行ふこととなつた。最近シュニツク首相はオーストリア國內のナチ宣傳彈壓に關し欣然英佛兩國と協力の用意ある旨言明してゐる事實がある。

英國議會でもオーストリアの情勢に付き、盛んな質問應答が行はれたが、二月十七日の下院でイーデン外相は、左の如く相當強硬な態度を示して注意を惹いた。

獨逸協定については、駐獨大使を通じて、ドイツ政府に對し、英國政府はオーストリア問題に關心を抱かざるを得ぬ旨通告するやう訓令した。一九三四年の英佛伊三國宣言は翌一九三五年のストレーザ會議で再確認され、協定參加國はオーストリア問題につき協議することを約した。英國政府はかかる協議を行ふ用意を有してゐたし、今も有するものであり、英國はオーストリアの

獨立を尊重する責任義務がある。同時に英國としてはストレーザ協定にある特別な場合には他國と共同行動に出る意思はある。なほ英國はチエコ・スロヴァキアに對し、常に友好的感情を抱いてをり、同國と外國を結ぶ諸條約を忘れるものでないことをこの際指摘しておきたい。

第三節 シュニツク内閣倒る

三月九日に至りシュニツク首相はインスブルックに開かれた祖國戰線代表者大會に臨み、突然オーストリアの獨立に關し國民投票を行ふべき旨の演説を行つた。演説の要旨は左の通りである。

オーストリアは獨立を維持すべきや否や、我々はこの問題を來る十三日國民投票によつて問はんと欲する。この國民投票によつて我々はオーストリアの自由獨立に對する信念を力強く表現せねばならぬ。問題は諸か否か絶對であるが、余は投票がオーストリアのために大きな成功を齎らすことを確信する。我々は合法的なものと非合法的なものととの間に明確な一線を劃さねばならぬ。我々はナチスの脅威に到底忍従し得ない。獨逸間の協定は勿論之を實行する考へではあるが、協定以外の事迄する必要はない。ナチスは我々の「祖國戰線」がボルシェヴィキを包含し人民戰線化しつゝあると非難してゐるが、それは當らぬ。來るべき國民投票の題目は「自由獨立且つ團結した社會キリスト教的ゲルマン民族のオーストリアの爲めに」、「我等の同胞たる一切の人々の平和と勞働と權利の平等の爲めに」と言ふ事である。余は個人的な愛國心乃至個人的な信念の上に祖國を建設しやうとは思はぬ。我々オーストリア人は總て勤勞者であり、總ての市民は平等の權利を享受すべきである。その間に苟くも差違あるべからず。余は國民投票に全國民の善處を要望して止まぬ。

かくて「獨立か否か」の國民投票が、僅か數日の猶豫期間を以て三月十三日に行はるゝこととなつた。投票の題目

は「奥國の自由獨立、社會的、獨逸民族的、基督教的統一國家たることを欲するや否や」と云ふにあり、之に對し全國民は「然り」又は「否」何れかを答へるのである。投票資格は男女を問はず、滿二十四歳以上のオーストリア市民に限られたが、滿二十四歳以上と定めたことは、多數急進ナチス青年分子を投票から除外するためと見られた。茲に於てナチス黨は、一齊に起つて各地に示威運動を行ひ、到る所に警官隊と衝突した。ウィーンに於ては政府は警官隊を動員して、ナチス黨員の示威運動阻止に努めたが、力及ばず、大デモが敢行せられ、國民戦線事務所、復辟派本部等は破壊された。政府では警官隊だけでは取締り不足と見て、ウィーンのみならず其の他の都市に於ても、軍隊を出動せしめると云ふ騒ぎで、國民投票を前に全オーストリアは文字通り物情騒然たるものがあつた。獨逸政府當局はシュシュニツク首相が突然國民投票を執行するに決定したことは、二月十二日のヒトラー・シュシュニツク紳士協定を無視した閣打的不信行爲であると憤慨し、事情斯くなる上はオーストリア・ナチスは同國政府に忠誠を盡す要なく、非合法的手段を採るも已むを得ないとなした。

右國民投票の決定に付ては、内相インクアートその他ナチス派閣員は相談に與からなかつたため、ナチス派はシュシュニツクの態度を欺瞞なりとし、インクアート内相は強硬に首相に反對したため、シュシュニツクは遂に事態を收拾し得ず、三月十一日辭職し、インクアート内相が臨時政府を組織し、直ちに獨逸政府に對し奥國の治安維持のため派兵ありたき旨を電請した。

シュシュニツク内閣の辭職に付き、同政府當局は三月十一日夜、左の如くその経緯を發表した。

ドイツ政府の要求は「人民投票は絶対的秘匿投票たるべし」といふにある。オーストリア政府もこれに同意した。同時にドイ

ツ政府は人民投票の延期を要求したが、オーストリア政府はこれに對しても亦同意を表明した。次いでドイツ政府はオーストリア政府に對し、單に以上のドイツの要求を容諾するのみでは不十分なりとし、更に、

- 一、シュシュニツク首相の辭職
- 一、ナチスによる新内閣組織
- 一、ドイツに亡命中のオーストリア・ナチス強硬分子の歸國認可

の三條件を要求した。シュ首相は直ちにミクラス大統領と會見し、ドイツ政府の要求條項を報告協議を遂げたが、ミクラス大統領はドイツの要求受諾を拒否、同時に奥國軍隊に對しては、ドイツ軍がオーストリア領内に侵入して來た場合絶対に抵抗せぬ様命令を發した。同様の命令は全國の地方當局に對しても發せられた。ドイツ政府は以上二回の對奥要求を纏つて、三月十一日午後六時前後更に奥國政府に對し第三次の最後通牒を發し、シュ首相の後任としてザイス・インクアート内相の組閣を要求した。シュシュニツク首相の辭職は三月十一日午後七時半發表されたが、それと共に同首相はラヂオを通じ、全國民に悲痛な訣別の辭を述べ、續いてインクアート臨時首相も同じくラヂオを通じて、非常時に於ける國民の自重を要望し、獨軍が奥國內に侵入した場合如何なる抵抗も獨軍隊に加へてはならぬと述べた。シュシュニツク首相の訣別の挨拶は左の通りである。

三月十一日我がオーストリアは最も重大な決定的情勢に直面するに至つた、余はオーストリア全國民に對しこの日の出來事を遂一説明する任務がある。ドイツ政府は我がオーストリア共和國に對し最後通牒を送り、我が共和國がベルリンの指定した人物を首相に任命し、ドイツ國の指令に従つて内閣を組織する様命令すると共に、この要求が容れられぬ場合には、僅々數時間内にオーストリア領内にドイツ軍隊を進入させる旨威嚇したのである。

オーストリア國內には労働紛議が續發し、各地に流血の暴動が勃發してゐるに拘らず、オーストリア政府は最早や事態を收拾し得ない状態に陥つたとの報道が盛んに流布されてゐるが、余は全世界の前に次の如く斷言することが出来る。斯かる報道は全く爲にするもの捏造に過ぎないのだ。オーストリア大統領は余に對し、全國民に向つて我々は遂に武力に屈服するの已むなきに至つた旨通告する様要請された。我々はゲルマン人の血を一滴も流さぬ様との決意を固めたので、我が軍隊に對し、ドイツ軍隊がオーストリア領内に進入した場合にも無抵抗裡に退却して暫く事態の發展を待つ様命令したものであつた。最後に余はオーストリア全國民に對しお別れの挨拶を述べよう。神よオーストリアを護り給へ。

右シユシニツクの演説に關し、三月十一日夜獨逸政府はラヂオに依り「シユシニツク前首相は、獨逸政府が獨逸政府の組織に關し最後通牒に依る要求を提出し、これが容れられない場合は出兵を斷行するとの申入れがあつたと演説したが、右は全然事實に反す」との趣旨を公表した。

三月十一日午後には獨逸國防軍の一部が上部オーストリアの國境を越え、國內に侵入したと報ぜられ、國民投票は無期延期と決定した。政變と國民投票の延期が十一日夜ラヂオで放送されるや、それまで街の到る所に貼られてゐたシユシニツクの肖像入ポスターは一枚残らず引外され、左腕にナチスの表章たるハーゲン・クロイツをつけ、た連中が、隊伍を組んでウイーンの街を練り歩き、「ハイル・ヒトラー」を言ひ交し、酒場はナチスで賑ひ、自動車にはハーゲン・クロイツの旗が翻へり、街の角々にはハーゲン・クロイツのポスターが貼付けられるといふ慌しい變り方であつた。

第四節 獨逸合邦成る

インクアート新首相は三月十一日夜獨逸に對し派兵方を電請したが、その電文は左の通りである。

オーストリア臨時政府はオーストリア國內における秩序の回復をその使命と考へ、國內における流血の慘事を回避するため、ドイツ政府の支持を熱望するもので、ドイツ政府はこれが爲め即刻軍隊をオーストリアに派遣されたし。

インクアートの新政府は成立と共に、反ナチス分子は彈壓を受くることとなり、三月十二日故ドルフス宰相が創設した獨逸唯一の公認政黨祖國戰線は解散を命ぜられた。

オーストリア政府の要求に依り、ヒトラー總統は三月十二日早朝、兵を獨逸に進入せしむることに決し、左の宣言を發した。

オーストリアの國民投票はシユシニツク前首相に依つてたゞまれた欺瞞的選舉である。オーストリア國內における數百萬の我がドイツ同胞は、この欺瞞的選舉に反對し、恰も一人の如く一致團結して起ち上つた。ドイツ政府はシユシニツク政府の暴政、ドイツ民族壓迫を見るに忍びず、遂にこれ等同胞を救援するに決した。十二日早朝ドイツ各軍隊は、ウイーンにおいて成立した新ナチス政府の要請に應じて、爾々國境を突破オーストリア領内に進入した。機械化部隊、歩兵部隊、航空隊並に親衛隊から成る是等のドイツ軍隊こそ、間もなく執行さるべき眞の國民投票の保障ともなるであらう。余はドイツ國民の指導者として、ドイツ總統として、又自由な市民として、余が故郷たるオーストリアを訪問し得ることを無上の喜びとする。全世界はオーストリア國內における民衆が、最近の事態の發展に對し、双手を舉げてこれを歓迎してゐることを知るであらう。ナチス・ドイツ萬歳、ナチスのゲルマン・オーストリア萬歳。

ヒトラー總統は他方直ちにムツソリニ首相への書翰を草し、その中に於て從來の經緯と今次の行動の必然性を説き「本件は正當なる自衛行動以外の何物にも非ず餘の地位に在る如何なる者も同様の行動に出づべし」と述べ、伊

國に對する友情の將來とも變らざるべきことを誓ひ、伊國々境ブレンネルを侵すの意思なき旨言明し、之をヘッセ公に託して羅馬に急行せしめた（書翰の内容詳細は次項にあり）。

斯く内外に對する準備工作を終つて、ヒトラー總統は自ら獨逸國に乗込み、その故郷ブラウナウを経て、三月十二日午後七時四十八分リンツ市公會堂に到着、小憩後インクアート首相と共に、同公會堂のバルコニーに現れ、獨逸合邦の完成を祝し、左の演説を行つた。ヒトラー總統の演説に先立ち、インクアート首相は左の挨拶を述べ、サン・ジェルマン條約第八十八條の無効を宣言した。

獨逸首相の挨拶 余はオーストリアに於て余の總統並にドイツ首相たる貴下に對し最初の挨拶をなすことを光榮とする。ヴェルサイユ條約の強壓、全世界の反對に拘らずドイツ民族が遂にドイツ民族と相會する時が今こそ來たのである。大戰々敗國たるドイツを今日かくまで復興せしめた偉業は一にヒトラー總統の功績に歸すべきである。貴下こそは眞にゲルマン民族の元首たるべき人である。我々オーストリア國民はゲルマン民族として爾後永久に、貴下に隨ふべきことを茲に公然と宣言する。同時に我々はサン・ジェルマン條約第八十八條は最早無効であることを宣言するものである。更に我々は新オーストリアの針路につき近く眞の國民投票を行ふであらう。

ヒトラーの演説 余は先づこゝに參集された諸君に感謝する、諸君がこゝに參集されたことはゲルマン民族國家の建設は少數者の希望に非ずして實に全ゲルマン民族の意思であることを證明するものである。余は著明なる各國の眞理探究者がこの現實を直視するのみならず、之を承認し之に讓歩すべき事を希望する。余も一度リンツ市に入るや、余は獨逸兩國が既に精神的に結合してゐる現實を見、斯く感じたのであるが、余にドイツを指導すべき任務を託された時、我が愛する故國オーストリアをドイツに讓渡することは余の當然の任務であつた。余はこの任務を信ずる。余はこの任務のために一生を捧げ、この任務のために闘つて來た。今この任務を果し得たと考へる。諸君は總ての事實の證人であり保證者である。諸君はやがて獨逸の結合に就て國民投票を求められると思ふ、何時國民投票が行はれるか余は知らぬが恐らく遠いことではあるまい、その時において諸君は自己の信念を率直に表明する責任があり、その時余は獨逸兩國を引離さんとする如何なる企圖、如何なる行爲も無駄であつたことを祖國ドイツに向つて誇りを以て指摘出來ると信ずる。諸君が獨逸の結合に邁進する義務があると同様に、ドイツ國民も亦その使命達成のために一切の犠牲を拂ひ一切の貢獻を行ふ用意がある。ドイツ全國民は一族、一指導者、一國家のために、ゲルマン民族國家の力と光榮のために欣然自己を犠牲にせんとするものである。大ゲルマン國家萬歲。

リンツ滞在中のヒトラー總統は、三月十三日二個の重要法令を公布し、即日施行した。之に依り獨逸合邦は法律上成立せるものと認むべく、人民投票は一種の解除條件たるものと解される。法令の要領は左の通りである。

(イ) 法律

(一) オーストリアが獨逸の一州たること並に獨逸合併に關し四月十日人民投票を行ふことを定めた十三日附の獨逸法律は獨逸國も之を承認し、同日以後獨逸國の法律と看做す。

(二) 自今獨逸の政務はヒトラー又は其の委任に依る獨逸國務大臣之を管掌す。

(ロ) 軍令

- 一、獨逸軍隊は本十三日以降獨逸軍の構成分子としてヒトラーの統率に盡す。
- 二、右オーストリア軍の指揮は獨逸國軍第八軍團長フォンボーオック大將に委す。
- 三、從來の獨逸軍將卒は總て其の最高統率者たるヒトラーに忠誠を誓ふべし。

尙ほ同日獨逸大統領ミクラスは辭職し、インクアート首相が大統領事務を代行する旨發表せられた。

三月十四日ヒトラー總統はウィーンに赴き、熱狂せる市民の歓迎を受け、之に感謝の演説を行ひ、翌十五日には合同せるオーストリア軍隊を閲兵し、三月十六日國民大歡迎裡にベルリンに歸還した。

而して三月十六日公布の諸法令により、(一)獨逸合併法實施後公布せらるる獨逸國法律は其の儘塊太利州に適用せらるることとなり、(二)ナチス黨以外の政黨組織禁止に關する法律、四年計畫實施令等併合前の獨逸國法令中塊太利州に適用せらる可きもの指定せられ、(三)舊塊太利國政府を廢し塊太利州政府と改め、塊太利總督を置き、インクアート之に任ぜられた。

三月十八日には獨逸合併のため獨逸議會が召集せられ、ヒトラー總統は左記演説を行ひ、ムツソリニ首相に對し「一生忘れ得ぬ」と感謝の辭を述べた。次いでゲーリング議長は、(一)四月十日オーストリアの國民投票と同期日に、その他の全獨逸領に於ても國民投票を行ふ、(二)オーストリア州内の獨逸國民に對しても、大獨逸國議會に代表を送り得しむるため、四月九日を以て現獨逸議會を解散する旨の總統令を宣布した。

ヒトラーの演説 ウイルソン米國大統領の唱道した民族自決主義の美名にも拘らず、ドイツ民族は戰後到来するところ民族的壓迫に苦惱した。オーストリアの如きは國民の九十五パーセントが獨逸合併賛成なるに拘らず、西ヨーロッパ列國は權力でこれを防ぎ、遂に今日の生活力なき不幸なる小國を實現せしめたのである。

かゝる非デモクラシー的事實を、余は特に今日英佛兩國の政治家に指摘したい。その後オーストリアの民族國家主義者は投獄され民族的強壓は依然繼續したが、今や世界強國たる實質を有するドイツは之を坐視し得ようか。

過般ベルヒテスガーデンに於けるシュニツク前首相との會見に際しても、余は右の點を力説し、オーストリアが誠意を示さねばドイツは最後の手段を採る他なき旨の決意を披瀝した。然るにシュニツク前首相が我々の期待を全く裏切るに至

るや余は堅く決意するところがあつた。

かくてオーストリアにナチ政府が成立し我軍の出勤を要請するに至つたが、余が我軍に進軍を命じた意義は實にスペインの二の舞を防ぐ爲であつた。オーストリアの民衆は歡呼して我々を迎へ一般の銃聲も一個の彈痕も不必要であつた。これに對する英米の抗議など全く無意義だと云はねばならぬ。之に反しポーランド及びユーゴスラヴィアの兩國は理解ある態度を示した。

今回の事變に際し盟邦イタリアの採つた態度は寔に感謝に堪へぬ。事變後余はムツソリニ首相に一言を呈し、進軍の事情及び理由を説明し、併せて伊、佛兩國に對する國境の最後の確定を宣言した。この機會を通じて獨逸兩國の世界觀的協力は不可分の獨逸親交關係に轉化したと信ずる。イタリアの國防と國境は我々にとつて犯し得ない存在である。余はムツソリニ首相の友好的態度を一生忘れ得ぬと再び斷言する。ベルリン・ローマ樞軸は今や強化した。

ドイツはかくて歐洲平和に偉大なる貢獻をなした。併しながらドイツの平和慾求にも拘らず同じ民族的血統の同胞數百萬が壓迫され呻吟してゐるを見るは我々の名譽心が許さぬ點を列強はこの機會に認識すべきである。今や大ドイツ民族國家の建設は成つた。この意味において來る四月十日政府は獨逸合併に關する國民投票を執行し他方大ドイツ國會總選舉を執行する。

かくて獨逸合併國民投票は、四月十日オーストリア及び獨逸全土に亘つて行はれたが、その結果は左の通り絶對的であり、獨逸合併は茲に確定的となつた。

舊獨逸國內

有権者總數	四五、一五〇、四四三
投票數	四四、九六四、二二八
賛成投票	四四、四五一、四〇〇
賛成投票の有効投票に對する百分率	九九・〇一%

オーストリア州内

有権者總數

四、四八四、四七五

投票數

四、四七一、四七七

賛成投票

四、四五三、七七二

賛成投票の有効投票に對する百分率

九九・七三%

四月二十五日の總統令に依りビュルケルは獨逸併合事務委員長に任ぜられ、一九三九年五月一日迄に右事務を完了することとなり、同時にヒトラー總統はインクアート宛親翰を以て、ビュルケルは奧太利州に對し如何なる獨逸法を適用すべきや及び其時期等の問題を取扱ふべく、インクアートは州總監として右奧太利州に適用せらるべき新法規を實施するの任務を有するものなること、及び一年後即ち獨逸併合の主要事務完了の上はインクアートを獨逸國務大臣に任命すべき旨を通報した。

尙ほ獨逸政府は三月十四日附を以て、在外獨逸外交代表はその館員と共に獨逸外交代表に所屬すべき旨の指令を發し、又三月十八日附聯盟事務總長宛書翰を以て、三月十三日リンツに於て發布せられたる獨逸併合に關する獨逸法律を通報すると共に、同法律發布の日より舊奧太利聯邦は聯盟國たらざるに至りたる旨を通告した。

獨逸はヴェルサイユ條約に依つて、二萬七千方哩の領土と六百數十萬の人口とを隣接諸國に割譲したが、今やオーストリアを併合して三萬二千千方哩の領土と六百五十萬の人口を増加し、一躍大戰前よりも領土人口共に増大し、領土は二十一萬三千千方哩、人口は七千二百五十萬を算するに至り、蘇聯を除く歐洲第一の大國となつた。

第五節 列國の態度

(一) 日本

駐日獨逸大使館は三月十五日公文を以て廣田外相に對し、三月十三日發布の獨逸併合に關する獨逸法律を通報して來た。帝國政府は依つて在オーストリア帝國公使館の引揚をなし、事實上獨逸併合邦を承認し、又三月十五日近衛首相よりヒトラー總統に對し祝電を發し、廣田外相よりも在獨帝國大使を通じ、リッペントロップ外相に祝意を申入れしめたが、之に對しヒトラー總統及びリッペントロップ外相よりそれ〴〵返電があつた。

(二) 伊太利

オーストリアの併合を斷行するに當り、ヒトラー總統の最も注意したのは伊太利の態度であつた。それ故に兵を進めるに先立ち、鄭重なる書翰をムッソリニ首相に送り了解を求めた。この書面はブレンネルの國境を尊重することを約した重要なドキュメントで、内容は左の通りである。

先づ事情止むを得ずして決斷をなすに至つた理由として、數年前より奧に於ける獨逸人が何等の法律的根據なき制度の下に虐遇せられた實情、ベルヒテスガーデンの會談に於いてシュシュニツク首相に對し事態の推移に依つては或は不幸なる同胞保護の手段を講ずるの已むなきに至ることを警告したこと、又ヒトラー總統はシュシュニツク首相の辭職迄を要求したのではなくて、單に將來の保障を得ること満了し、シュシュニツク首相も之を受諾して協定成立を見たが、最初より該協定を尊重せず、其の精神に反する人民投票の暴舉に出た爲め、奧國民は多年の壓

迫に對抗して蜂起し、同國內が無秩序状態に陥らんとした経緯を述べた上、

余は獨逸宰相として將又僕を祖國とする一員として、此の状態に直面し無關心たるを得ぬ。茲に同國の秩序安寧を回復し、明朗なる民意に問はんことを決心した。此の機會に於て余は閣下に對し確言せんとす。即ち

(一) 獨逸今次の行動は國民的正當防衛行為で、何人が余の地位に在つても遂行した性質のものであることを諒とせられ度し。
(二) 貴國が危機に在つた際、閣下に對し余の同情の不動なるを明示したが、將來に於ても右は何等變らず。

(三) 今後に於ける事件の推移如何に拘らず、余は曩に佛國に對する獨逸の國境を明確に劃した如く、今伊太利に對しても同様國境を明確ならしめんとす。即ちブレンネルがこれである。

右三點の決定は論議を許さないが、又既に大戰直後より公然揚言して居た所である。

本事件は何人も豫期せぬ突發事である爲め、斯かる唐突の書翰を呈するに至つたことに對し、閣下の寛容を祈ると共に、刻下閣下に面接親しく所懐を語り得ぬことを深く遺憾とする。

と結んでゐる。

右に對し伊太利では獨逸に全幅の支援を與へることに決定した。即ち三月十二日ファシスト黨代表議會に於て本問題が討議されたが、それに關し政府は要領左の通り公表した。

代表議會は奧國事件に關し、外相の説明及び在外使臣の報告に依り、刻々に亘る事態の推移を了知した後、茲に奧政府はベルヒテスガーデン會談の結果、及び之に次で執る手段に關し、伊政府に何等通告をせず、既成事實を提出したのみであることを指摘すると共に、伊としては奧の内政及び國民的運動の展開に如何なる形に於ても干渉せぬ決意を有つて居たことを闡明する。

又シユシユニツクが突如決行して人民投票は、伊が示唆したものでないのみならず、伊は之を知るや否や諫止したものである

ことを持に強調する。

今次事件を既存の事態の當然の歸結とし、奧國民の感情及び輿望の偽らぬ表示と思考する。

ムツソリニ首相宛ヒトラ一總統書翰を多大の興味を以て了承した。

又伊が共同的行動を慫慂した佛の招請に對し、右は何等根據なく且目標を缺くもので、却て國際情勢を紛糾させるに過ぎぬとして、之を退けたことを了承し、且伊の利益を顧慮し、國際情勢の現實的認識の上立つてファシスト政府の決定した行動所信を承認する。

右に依り佛國が伊太利を誘つて對獨干渉を行はんとし、伊太利に拒絶されたことが判る。佛國は獨伊結束の如何に鞏固なるかに付觀測を誤つた如くである。

ムツソリニ首相は更に三月十六日伊太利下院に於て熱烈なる獨逸支援の演説を行つた。

(三) 英國

英佛兩國が事態の切迫するや、獨逸に對し共同して抗議的申入を行つたことは前記の通りであるが、獨逸政府は理由なしとして之を一蹴した旨三月十二日發表した。英佛が獨逸合邦に對し大なる關心を有したことは勿論であるが、ヒトラ一總統の電光石火的行動に對し、手も足も出なかつた如くである。

英國首相チェンバレンは、三月十四日下院に於て左の演説を行つたが、之は獨逸合邦の経緯を知る上によい記録であり、英國の態度を示すものであるから、左にその要旨を掲げる。

ベルヒテスガーデン會談の結果は、ヒトラ一總統の説明によれば、一九三六年七月の獨逸協定の機構の擴大であつた。一九三六年の獨逸協定においてドイツはオーストリアの獨立を承認し、オーストリアはオーストリアがゲルマン國家たることを承認した

ことは、諸君も既に承知せられて居るところで、従つて這般のベルヒテスガーデン會談の結果が假令如何なるものであつたにせよ、新しい協定が依然としてオーストリアの獨立を根柢としたものであることは疑を入れない。

去る九日シュニツク首相は國內の不安定な情勢を終息させるため、國民投票を執行し、國民自ら自國の文明を決するといふ最善の途を決定した。シュニツク首相の右の決定は、ドイツ政府およびナチス黨自身によつても歓迎されなかつた。事態は十一日午前に至り遂に表面化し、ザイス・インクアート内相およびグライス・ホルステナウ無任相はシュニツク首相へ最後通牒を突付け、國民投票の斷念を要求した。若しこれが拒否されるならばナチス分子は一齊に棄權し、國民投票當日有ゆる妨害活動に訴へるべき旨威嚇した。

彼等はシュニツク首相に對し午後一時までに回答をなすやう要求したが、シュニツク首相はこの最後通牒を受諾することを拒否し、同時に第二回目の國民投票を後日執行すべき旨の妥協案を提出した。併し後に至りこの儘の状態では内亂が勃發し軍事的干渉を誘致する恐れがあることを感じたので、シュニツク首相はナチス分子が國內の平穩を妨害しないことを條件に國民投票を取止めることに同意讓歩したのである。

この申入はドイツ政府に傳達されたことは殆ど疑ひを容れない。これに對しザイス・インクアート氏とグライス・ホルステナウ氏はこの申入れでは不十分であるとし、シュニツク首相は辭職しザイス・インクアート氏が後繼内閣の首班とならねばならぬ旨言明した。シュニツク首相は午後四時三十分まで、回答の期限を與へられた模様で、回答が再び不十分の場合には、ドイツ軍に對し午後五時出動命令が與へられるであらうと通達した。この事實は最後通牒の背後にドイツが控へてゐたことを示すものといへよう。

その後更に新たな最後通牒が通達されたが、これは飛行機でドイツから贈されたものゝ如くである。この最後通牒においてはシュニツク首相が辭職してザイス・インクアート氏がこれに代り、新内閣閣僚の三分の二がナチス分子によつて占めらるべき

旨要求すると共に、ドイツ國防軍の轉隊たるオーストリア軍團の歸國、ナチス黨活動の完全な合法化を要求した。これに對する回答は午後六時半前に要求された。遂にシュニツク首相はラヂオを通じて、ドイツ國軍の國內侵入に脅威された結果「ドイツ人間に流血の慘事を避けるため」屈服した旨を發表した。

同時にシュニツク首相はミクラス大統領及び彼自身は強權に屈伏したこと及びオーストリア軍隊はドイツ軍隊が國境を突破して侵入して來た場合、絶対に抵抗せざるやう嚴重に申渡した事實を全世界の前に曝け出した。ドイツ軍隊は遂に國境を越えオーストリア領内に侵入し、次いでヒトラー總統もリンツ市に入つた。三月十日ハリファツクス外相はリツベントロツプ外相と會見し、オーストリアの情勢並にドイツ政策と考へられるところにつき重大警告を發した。その際ハリファツクス外相はリツベントロツプ外相に對し、英政府は特に他國の干渉および脅威を受けることなく、國民投票を遂行するため有ゆる措置が講ぜらるべきことを最も重視する旨通告した。

我々を以てすれば、今次の事態を通じドイツが執つた手段は最も痛烈な論難に價するものであり、それはまた歐洲平和維持の任務を委託されて居るものに對し深刻な打撃を與へたものである。生起したる事件は國際間の誤解を除去し國際協力を促進せんとするイギリス政府の希望を危殆に瀕せしめたことは疑ひを容れぬ。一部にはドイツのオーストリア合併案を獎勵しなかつたとしても、これに同意したのはイギリスであるとの説を眞しやかに流布してゐるものがある。斯る説は全然根柢がない。

チエコスロヴァキアとの關係については、英國政府に對し一九三六年の獨逸協定以來チエコ政府はオーストリアに於ける事態の推移に最大の關心を拂つてゐた旨、並にチエコ政府はドイツと出来る限り緊密な友好關係を維持せんと希望してゐる旨を通告して來た。三月十一日ゲーリング元帥はベルリン駐劄のチエコ公使に對し、ドイツ政府は獨逸兩國關係の改善に努力する旨を保障し、次の日更にオーストリアに進軍したドイツ軍隊は、少くともチエコ國境より十五キロ以内に接近せざる様嚴重申渡されてゐる旨通告した。更に同日フォン・ノイラート男はベルリン駐劄のチエコ公使に對し、ドイツは一九二五年十月ドイツとチエコ

間に締結された仲裁條約を尊重する旨確約した。

オーストリア問題に對する英國の立場はオーストリアの獨立に影響する如き行動があつた場合、英國はフランス及びイタリアと協議することを誓約した點に存する。英國は完全にその誓約を果たした。フランス政府は英國と協議の結果英國と同じく抗議をドイツに提出した。只イタリア政府は英國政府に對してその見解を十分吐露しなかつたが、イタリアの態度は新聞紙上に發表された政府の聲明中に極めて正確に表明されてゐる。然し冷酷な事實は英國自身乃至はその他の國家が英國と協力しても實力を行使する覺悟がない限り、ドイツの行動を阻止することは不可能であるといふことである。ドイツの行動は必然的に歐洲における安定感及び安全感を極度に脅かさねば措かぬであらう。

今回起つた事態は不可避的に經濟回復を阻止するであらう。我々は顯著な退歩が起らぬ様特に一層の注意を必要とす。今は輕卒に決定を急ぐべき時ではない。今は不注意な言葉を輕卒に發してはならぬ時である。最近の事件は何等英國の國防計畫に變更を來さぬと強ひて裝ふ必要はあるまい。英國は國防計畫を發表した時、既にその伸縮性を十分考慮に入れてゐた。英國は適當な時期に必要なりと認める次第の措置を發表することゝならう。

同日行はれた英國下院での討論に於て、反對黨は交々立つて強硬政策の採用を強調したが、それは固より後の祭であり、英國政府は結局既成事實を承認するの外なく、四月二日ウィーン公使館を引揚げ、その代りに總領事館を同地に設置する旨獨逸政府に通告した。

(四) 佛 國 等

佛國は英國以上に獨逸合邦を苦痛とするものであるが、今や外交上英國の屬國に等しい佛國は、何等獨自の行動を採り得ず、萬事英國に追隨し、四月二日英國と同時にウィーン佛國公使館を閉鎖し、總領事館を設置した旨獨逸

に通告した。

續いて四月四日白國も同一の手續きを採つた。

チエコが獨逸合邦に依り、深甚のショックを受け、それがズデーテン問題の直接の原因となつたことは別項記載の通りである。

第六節 舊獨逸國外債支拂問題

獨逸合併の結果、舊獨逸國外債は當然獨逸政府が支拂ふべきものとも考へられるが、近來は各國共仲々簡單に外債を支拂はないのが普通で、蘇聯が舊露國の外債を悉く踏み倒したのは人の知るところであり、英佛の如き債權國さへ米國に對する戰債の支拂を停止してゐる。

獨逸の對外支拂に關する獨逸の態度は、獨逸經濟相ソルター・フンク博士のブレイメンに於ける六月十六日の演説に依り明かである。フンク經濟相は同演説に於て、舊獨逸國外債は之を認め得ぬ旨言明した。右の部分に關する演説要旨は左の通りである。

世界經濟に於ける最大の混亂は、戰債並びに賠償金支拂から生じた政治的債務によつて招來された。少し事情に通じた人々にして、米國に對する戰債々務國たる歐洲の十三ヶ國が、今後その債務の支拂を實行するであらうなどと考へてゐる者は一人もあるまい。英國は既に一九三二年以來戰債の支拂を停止し、その對米戰債殘額は現在二億一千六百萬鎊の巨額に上つてゐる。政治的債務はたとへ債務者を政府から一般私人に振り替へた所で決して經濟的な債務とはなり得ない。ドイツ政府は如何なる經濟上の債務もこれを認め且最も忠實にこれが支拂を實行するであらうが、政治的債務の支拂不履行が世界通商に有害なりとの主張はこ

れを認め得ない。あらゆる時代の財政史も政治的債務は殆んど例外なく無効に歸したことを教へてゐる。即ち斯る債務は何等經濟的な目的に副ふものでなく單に政治的權力の要望に基づくものであるからである。

ドイツが舊オーストリアの外債を認むべき義務は存在しない、これは國際的な先例に見ても明らかである。例へば英國はポア戦争後南阿の債務を認めなかつた、米國は南北戦争後南部諸州の債務支拂を拒否した、更にフランスもマダガスカル占領後マダガスカル島の債務をフランス政府の債務として認めることを拒絶した。さればドイツ政府は國際慣例に従ひサン・ジェルマン條約によつて不自然につくり出された舊オーストリア政府の債務に對しその責任を負ふ能はずとなすものである。舊オーストリア共和國はドイツ國に其儘編入されたのではなく、オーストリア國民の秩序ある且完全に平和的な意志によつて消滅し去つたのである。舊オーストリア共和國はオーストリア民衆の意志と希望とを蹂躪してサン・ジェルマン條約によつて獨斷的に削り出されたものであり、爾後政治的考慮によつて與へられた外國の財政的援助によつて辛うじてその生存を續けて來た。政治上の債務者は政變によつて消滅し去つた後には存在しないといふ法律上の理論は決してこと新しいものではない。英國は此理論をドイツの舊植民地に適用した。舊オーストリアの外債は經濟的な必要からではなくオーストリアの民衆を經濟的に窒息せしめる如き政治形態の觀點から融通された。最近一部外國新聞は強制的な清算制を提唱してゐるが、右に關しては目下各關係國との間に圓滿なる交渉が行はれつゝあり、これが成功すればドイツの原料資源の輸入と工業製品の輸出とをバランスせしめる満足なる結果が得られる事とならう。斯る方法は抑々ドイツが先鞭をつけたもので、相互的な經濟交易に於ける世界の再編成並びに健全なる世界經濟の建設に甚大なる寄與をなすであらう。

右の如き獨逸政府の強硬なる拒否的態度に依り、問題は暗礁に乗上げ、前途を悲觀するに至つたが、英國は通商上獨逸に對し報復の武器を有するので、單獨に獨逸との間に直接交渉に依り問題を解決することに決し、獨逸に

對し會談の開始を申込んだ。

英獨交渉は六月二十四日より英國政府顧問リリス・ロスと獨逸代表との間に開催せられ、順調に進捗して七月一日サイモン蔵相は英國下院に於て、英獨外債協定の成立を正式に發表した。

英獨協定は勿論英獨間のみの協定で、之に依り英國人が一九三八年七月一日現在所有する舊奧國公債は支拂を保障されたが、他の外國人の所有するものに就ては、各國が獨逸と交渉する必要がある譯である。英國の如く獨逸に對し經濟上壓力を有する國は別として、他の諸國民の有する舊奧國公債がどうなるかは疑問である。英國の取引所に於ては、一九三八年七月一日現在英國國民の所有に屬した證明あるものの外、舊奧國公債は上場せざることになつた。

協定は右の外ドース公債及びヤング公債等の利息引下げの件及び英獨間通商促進の件を定めた。通商促進の件とは獨逸の對英輸出品に對する受取金額の一部をイヤマークして之を英國よりの輸入品に對する支拂に充當することを定めたもので、右に關する一九三四年の協定を改訂し、對英支拂金額が増加され、英國に有利になつた。七月一日の協定要旨は左の通りである。

- 一、ドイツ政府は一九三八年七月一日現在英國國民の所有する舊オーストリア外債を引繼ぎ元利の支拂を保障する。
- 一、英獨兩國政府はドイツ政府と長期債權者委員會との間に到達した次の諸協定を原則的に承認する。(イ)ドース借款並びに一九三〇年オーストリア借款の利息は五分に引下げる。(ロ)ヤング借款の利息は四分半に引下げる。(ハ)英國國民の保有するクレヂット・アンシタルト銀行救済公債はドイツ政府において元利支拂を繼續する。(ニ)銀行債務措置協定は引續き有効とす。
- 一、英獨兩國政府は兩國間の通商促進を圖るため近く一般的交渉を開始することを約す。
- 一、協定は七月一日より効力を發生す。

第九章 ズデーテン地方併合問題

第一節 概 説

獨逸のナチス政權が「一國家、一民族、一指導者」を旗印として邁進する以上、獨逸合邦に次いでズデーテン地方の併合が来るべきことは、春の次に夏が来る如く當然であつた。

獨逸合邦の直後三月二十八日、ヒトラー總統は、ベルリンに於て選舉演説を行ひ、オーストリア問題と關聯して國外の獨逸民族に言及し、ゲルマン民族の團結を強調して左の如く述べた。

ナチス精神は舊國民主義と舊社會主義より出で、而も全く新しきドイツ民族の理想であるから、國境外のドイツ人が共鳴するのは自明であり、敢て人工を要しない。彼等は煽動者の口先に乗つたものにあらず、單に血統の同一を自覺したに過ぎない。既に十九世紀に同血統人が同一國家を形成すべしとの原則が唱へられ、又かのウイルソンは民族自決主義を唱道したではないか。ドイツから切離されて明日の希望と生活の能力を奪はれたオーストリアのドイツ人が舊き祖國に歸らうと希望したことは全く當然であらう。國境外のドイツ民族一千万人は即時復歸を希望してゐるが、民主主義及び自由主義國はこれに手を借さうとせず、其中途にオーストリアの六百五十萬が驟起したのである。獨逸合邦は世界史上の奇蹟、ナチス理想の勝利を意味するものだ、予は奇襲を好まずと宣言してゐるが、同胞が民族的壓迫に呻吟するを拱手傍觀し得なかつた。又今後も予は傍觀しないであらう。右の演説に依つても、ヒトラー總統がズデーテン地方の併合を次の目標とせることは明らかであつた。そこでヒ

トラー總統は準備工作の重要な一つとして、伊太利のムツソリニ首相の諒解を求めることを怠らなかつた。ヒ總統の五月二日のローマ訪問は昨秋ムツソリニ首相のベルリン來訪に對する答禮のためであり、又獨逸併合の際に於けるム首相の好意に對する謝禮のためであつたことは勿論だが、この機會に於てズデーテン問題に關する諒解が兩首相の間に成立したことは疑ひの餘地がない。

チエコ・スロヴァキアはヴェルサイユ條約の結果、ウイルソンの所謂民族自決主義に基いて形成された新興國家であるが、多數の民族を包含し、最も不手際に出來上つた國家の一つであり、國內に包含された獨逸人、ハンガリー人、波蘭人等の少數民族問題はチエコの痛であつた。それが今回一と思ひに切開されたのである。幸ひに歐洲の戰亂ともならず、チエコの命取りともならず、切開後の經過良好で、チエコは却つて今後從來よりも健全に再生する模様である。

問題の經過は以下各項に詳細記載の通りであるが、ミュンヘン會談を大詰として、遂に戰爭に到らず、獨逸は双に岨らずしてその要求を貫徹したのであつて、外交史上に於ても珍らしい大芝居であり、ヒトラー總統の大成功であつたと云はねばならない。然るに不思議にもミュンヘンに集つた四巨頭は誰も顔が潰れず、總てが成功者として凱旋將軍の如く本國に歸還したのである。即ちチエンバレン首相は歐洲を戰爭の慘禍から救つた平和の恩人として、英國民のみならず、世界的に感謝され、ダラダイエ首相は一番割の悪い立場であつたが、それでも佛國人は戰爭なしに済んだと云ふ安心から感謝を以て同首相の歸國を迎へた。ムツソリニ首相は調停役を買つて出て效を奏し、大いに男を擧げ、その歸還に際しては皇帝が特に御出迎へになると云ふ晴れがましい光景を展開した。斯の如く總て

の當時者を満足せしめ、後に禍根を残さずして、取るものを全部取つた獨逸の成功は奇蹟的であると思はれる。茲に哀れを留めたのは蘇聯であつた。蘇聯は近來外交的孤立に陥つて居たが、ズデーテン問題では完全に閉出しを喰つた。之は國內的事情に依り、對外的に全く睨みの利がなくなつた證據である。獨逸が斷然たる態度を示したのも蘇聯の起つ能はざるを見抜いたからである。

國際聯盟も亦蘇聯と同様、ズデーテン問題には全く關與しなかつた。斯の如き歐洲平和に大關係のある問題に付て、一言も發言出来ない聯盟が、東洋問題などに付てかれこれ議論するのは滑稽千萬である。

獨逸合併及び今回の問題に依り、歐洲では獨逸獨軸が斷然優勢で、英佛のデモクラシー・ブロックを壓倒しつゝあることが示された。ベルリン・ローマ樞軸は別に紙に書いた條約がある譯ではなく、二人の偉大なる獨裁者の肚と肚、心と心の結合に過ぎない。前記二回の試練を経て此の兩者の結合が意外に鞏固なることが立證された。この結合が何時迄續くかが問題である。ムツソリニ首相はその後チユニス問題を起したが、之に對しヒトラー總統は如何なる態度を採るか、それに依つて兩者の結合の強さが再び試験さるゝのは遠くはなからう。

今回の事件に於て今一つ注意を惹いたのは、ヒトラー總統がズデーテン地方の併合を以て、獨逸の歐洲に於ける最後の領土的野心なりと述べたことである。果して然らば同總統は今後如何なるプログラムに依つて國民を率ゐんとするであらうか。同總統の三大プログラムの第一であつたヴェルサイユ條約の羈絆を脱することは、既にその目的を達成し、第二の大獨逸帝國の建設も亦一段落とすれば、残るところは第三の植民地獲得である。ヒトラーは今後専ら植民地獲得に向つて進むのであらうか。歐洲政界では大體さうであらうと云ふ觀察の下に、獨逸に對する戰前

の植民地返還の問題が俄然考究の中心題目になつた様である。

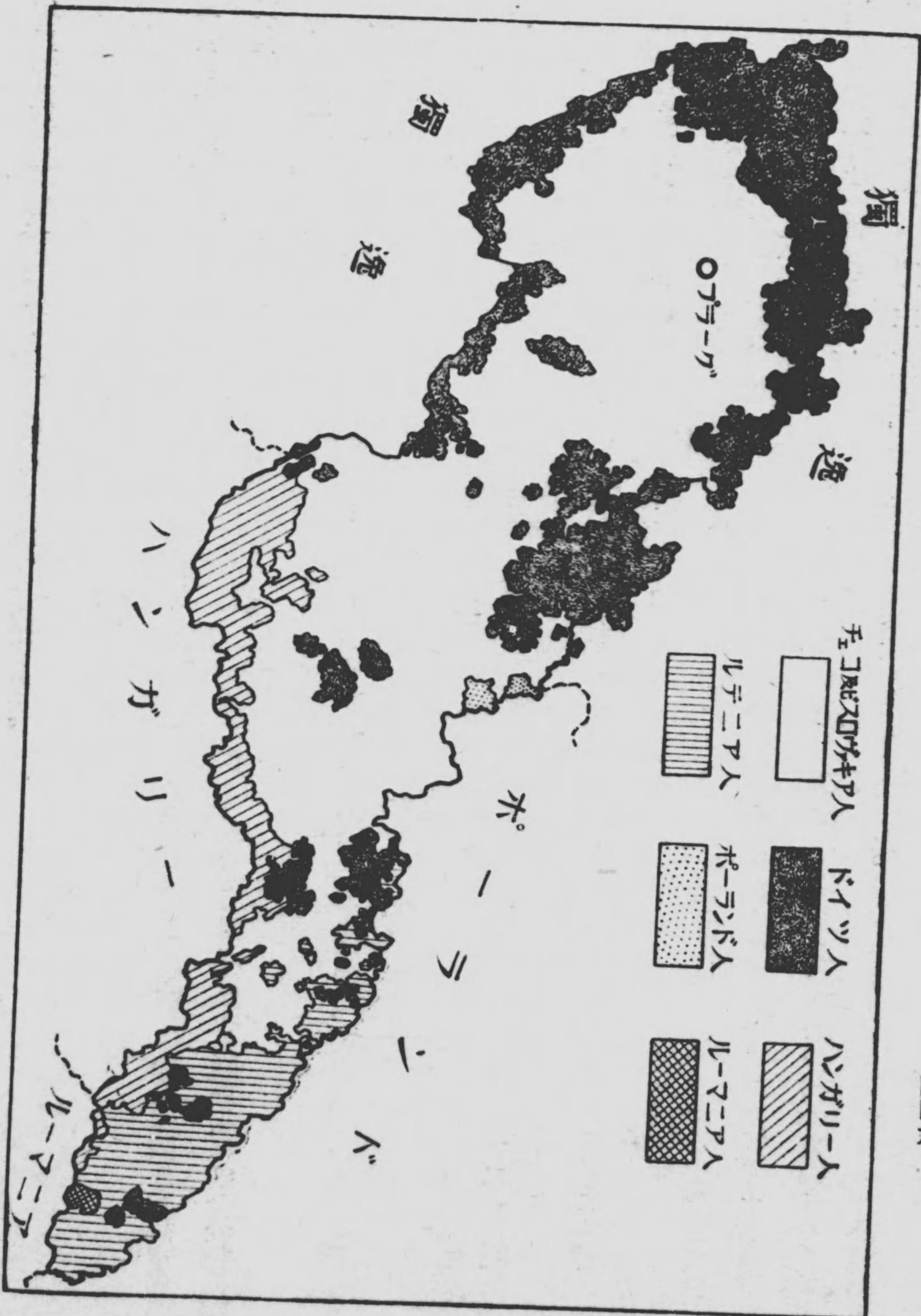
第二節 チェコの民族構成

チェコは民族自決主義に立脚して机上空論的に生れたのであるが、もともと佛國側に獨逸包圍外交陣を張るためにチェコを利用しようと云ふ魂膽があつて、民族自決の美名の下に、左表に掲げる如き諸民族の寄合世帯の國家が出来上つたのである。

一九三〇年七月一日の國勢調査に依れば、チェコの總人口は、千四百七十餘萬で、その内譯は左の通である。

チェコ人	七、四七四、三二七	波蘭人	一〇〇、三三二
獨逸人	三、三一八、四四五	猶太人	二〇四、七七九
スロヴァツク人	二、二八二、二七七	其他	六〇、八七六
ハンガリー人	七一九、五六九	合計	一四、七二九、五三六
靈西亞人	五六八、九四一		

右の如くチェコ人とスロヴァツク人を合せて千萬人に足らず、その他は異民族であり、その中獨逸人は三百五十萬人に達し、波蘭に於けるウクライナ人を除き、歐洲に於ける最大の少數民族である。かくてチェコ國內の少數民族問題は迅くより同國の痛たりしものにて、いつかは爆發する運命にあつたが、獨逸合併の實現よりズデーテン問題が俄然表面化し、一九三八年に於ける歐洲政局最大の問題となつた。



チェコ國內の諸民族分布圖

第三節 ズデーテン獨逸黨の要求

チェコ國內に於ける少數民族たる獨逸人は、チェコに於て如何なる取扱ひを受けてゐたかと云ふに、彼等はチェコ人と同様の市民権を與へられず、種々の點に於て差別待遇を受けてゐた。例へば、國語、教育、官吏任用上の制限等である。之がため獨逸人のチェコ政府に對する反感は多年鬱屈してゐたが、一九三二年頃よりチェコを襲つた經濟不況は、主として工業に従事せる獨逸人に大なる打撃を與へた。然るにチェコ政府の行つた失業救済、其の他産業、金融等の不況対策は、チェコ人に厚く、獨逸人に薄く、不公平に適用されたので、獨逸人のチェコ政府に對する反感は益々熾烈を加へた。右の如き情勢に對應し、獨逸人の自治を標榜するズデーテン獨逸黨は、黨首コンラツド・ヘンラインに率ゐられて、活潑なる運動を開始し、一九三五年の總選舉に於ては、同黨は獨逸人投票の六割を獲得するに至つた。

その後獨逸合併（三月十三日）成るや、ズデーテン獨逸黨は氣勢更に昂り、黨員の申込み殺到し、チェコ政府の一大脅威となつた。かゝる際黨首ヘンラインは、四月廿四日カルルスバードに開催の黨大會席上に於て、大要左の如き八ヶ條の要求を發表し、更に「吾人は全世界の獨逸民族と同様にナチヨナル・ゾチアリズムの基本觀念を信奉することを公言す」る旨を述べた。右はズデーテン黨の要求を始めて具體的に明示したものと注意を惹いた。

- 一、獨逸民族とチェコ民族との同權、平等待遇
- 二、平等權賦與に當りズデーテン獨逸民族の團體を法人として承認すること
- 三、獨逸民族定住地域の確立承認

- 四、獨逸民族定住地域に於ける自治の設定
- 五、右定住地域以外に於ける人民に對する法的保護規定の制定
- 六、一九一八年以來ズデーテン獨逸民族に加へたる不法の撤去及右不法に依り被りたる損害の賠償
- 七、獨逸民族定住地域に於ける獨逸人官公吏の主義の承認及實現
- 八、獨逸民族主義及獨逸世界觀を信奉することに付ての完全なる自由

チエコ政府としては右の如き自治地域の設定は第一、同國憲法の根本的改正を必要とし、第二、軍事的見地より國境防備線の内側に獨逸人自治地域を設けることに不安あり、第三、ズデーテン地方はチエコの工業地帯にして之が半獨立の自治地域となることを欲せず、第四、獨逸人の自治獲得は當然他の少數民族の自治權要求となり、問題の複雑化を惧るゝ等の理由に依り、右要求を容れ難く、政府とズデーテン黨の間には大なる間隙があつたが、政府側は先づ國語法と民族法の改正案を議會に提出することとし、以てズデーテン黨の要求緩和を計らんとした。然しそれだけでは緩和し得なかつたのみならず、益々ズデーテン黨の反抗を募らせ、ズデーテン地方には不穩の空氣が漲り、四月二十八日にはブラテイスラヴァに於てズデーテン黨員と警官との間に衝突が起り流血を見るに至つた。其の後ヘンラインは五月一日メーデーに際し、ブラーグに於て演説を試み、チエコ政府はズデーテン獨逸人の地位を決定するため、國民投票に問ふべし」と叫び、國內に非常な衝擊を與へた。獨逸人とチエコ人間の衝突事件は頻發し、獨逸が軍隊を動員したりとの風説が行はれ、歐洲の天地は頓に緊張を來した。

第四節 列國の態度

(一) 佛

佛國は一九二四年一月二十五日巴里に於て署名せられたチ佛同盟條約に依り、獨逸がチエコに侵入する場合、チエコの獨立を擁護する義務を持つてゐる。同條約の主なる規定は左の通りである。

- 第一條 佛蘭西共和國及致惠古共和國の政府は其安全を危くし又は兩國の署名國たる平和條約に依り設定せられたる事態を破壞する事あるべき外交政策上の一切の事項に付其行動を共にすることを約す。
- 第二條 兩締約國は其共同利益が脅威せられたる場合に於て之を擁護する爲に執るべき措置に付協定すべし。
- 第三條 兩締約國は其共同署名國たる一九一九年九月十日の「サン・ジェルマン・アン・レーイ」平和條約第八十八條及一九二二年十月四日の壽府議定書に定められたる政治的原則の世界平和の維持の爲め重要な事項に付完全に意見の一致を見此等原則の破壞の危険ある場合に於て執るべき措置に關し互に協議する事を約す。

右の如き條約が存在するため、ズデーテン問題の緊張するや、佛國ボンクル外相は三月二十三日、上院に於て「佛國はチエコ獨立擁護のため同國を援助する用意あり」と述べ、虚勢を示したが、實はチ獨間の開戦を最も恐れたのは佛國であつた。佛國と雖も英國が援助して呉れるならば、敢然立つて一戦を交へる勇氣がないでなからうが、英國の援助なくしては立つの勇氣も用意もないのである。されば裏面よりチエコを牽制して、獨逸に讓歩せしむべく苦心したのである。

(二) 蘇 聯

蘇聯も一九三五年五月十六日ブラーグに於て署名された相互援助條約に依つてチエコを援助する義務を有するの

であるが、右相互援助條約と同時に署名せられた議定書の中に「本條約の相互援助の義務は、佛國が自ら被侵略國に對し援助を與ふる限りに於てのみ適用せらるべきものなることを承認す」と規定し、蘇聯のチェコ援助義務は佛國の援助を前提とするものとなつた。

そこで蘇聯邦はチェコ問題に就ては非常に有利な地位に立つた。英佛がチェコを援けて獨逸と開戦するならば、蘇聯も兵を擧げて獨逸を討ち、その結果うまい汁を吸ふことが出来る。それでなるべく英佛の立つことを希望したが、英佛が立たなければ自ら危険を冒し率先して立つ必要はないのであるから、どつちへ轉んでも自國に危険はない、まことに都合のよい立場である。三月十五日蘇聯政府スポークスマンは、新聞通信員に對し、

ソヴェエト政府は萬一チエコスロヴァキアが攻撃を受けた場合、フランス政府が同様の措置に出ることを條件にチエコスロヴァキア援助に赴く決意である。

と述べたと傳へられたが、蓋し本音であらう。

其の後九月二十三日蘇聯政府は波蘭に對し、左記要旨の覺書を送り、波蘭がチェコへ出兵する場合には、蘇波不可侵條約を廢棄する旨を通知し、蘇聯のチェコ援助の態度を明かにした。

ソ波不侵略條約第二條は締約國の一方が第三國を攻撃する場合には、締約國はその欲するまゝに自由行動に出ることを許して居る。ポーランド軍隊はチエコとの國境地方に集結して居り、ポーランド軍は、チエコ國內へ侵入せんと準備中との風評さへある。ソヴェエト政府はかかる風評が否定されるのを待つて居るが、現下のかゝる事態に鑑み、ソヴェエト政府はポーランド政府に對し、ソ波不侵略條約第二條の規定に従ひ、ポーランド政府が軍隊をチエコ國內へ送る場合には直ちに更めて何等の警告を行ふ事なく同條約を廢棄する意向なる事を通達するものである。

(三) 英

佛蘇兩國はチエコとの條約に依り、援助の義務を持ち乍ら、前記の次第で率先して援助する意思も用意もなく、結局英國が戦争か平和かの鍵を握つてゐたのである。然し英國の態度は始めから明かであつた。即ち英國は佛國又は白國が侵略を受けた場合は武力的援助をなす覺悟あるも、中東歐諸國に迄武力的援助を與ふる用意はないのである。このことは種々の機會に英國政府當局の言明せる所であるが、チエコ問題に關しチェンバレン首相は三月二十四日下院に於て左の如くこの點を明瞭にした。

我々は特定の條約義務を負つて居り、この義務の下に緊急事態發生した場合我々は戦はねばならないのである。而して我々がこれ等義務を果す萬全の用意を整へてゐることを疑ふものはないと確信する。英國には或種の死活的權益あり若しこれ等の權益が脅威された場合、英國は斷乎として戦を辭さないであらう。その權益とは、英國領土並に英國の死活を制する交通路の防衛である。

併しながら我々の目標は出來得るならば戦争の手段に訴へずして常に凡ゆる死活的權益を保持する點にあるべきである。何故ならば我々は戦争において勝利者といふものは結局存在しないことを知るからである。戦争に参加したものに與へられるのは唯苦惱と滅亡とがあるのみ。更に若し我々が戦争に捲込まれない場合に於ても戦争は必ずや何處かに於て我權益に影響を及ぼすには置かないであらう。聯盟は斯くて平和維持の有力な機關とされてゐた、併しながら予は聯盟は斯かる目的のためには既に深刻な打撃を受けてゐるとの豫ての信念をこゝに否定しようとは思はない、とはいへ予は聯盟が更生し強化し得ないものだと考へない、我々のなし得る最善の方策は聯盟が依然世界の最も確實且つ有効な平和保障機關となるやうその健全化に助力することである。

聯盟加盟五十八ヶ國の全部が協力することは必ずしも必要ではない、現在聯盟を構成する多數國家中如何なる潛勢的侵略者に對しても對抗し得るだけの充分な數の國家が協力し得る場合聯盟は初めて有効な機關となるのである。

政府は致國に對し聯盟規約及びロカルノ條約に定められたる義務の外更に進んで新規特別の保障を與ふ可きや否やに關し熟考せるが、英國が條約に依り武力行使の義務を負へるは、佛、白兩國が侵略せられたる場合にして、其他ポルトガル、イラク、埃及の關係に於て之を見る。尙政府は曩にイデーデンの聲明せる如く規約に照らし適當と認むる時は聯盟の一員として武力行使を辭するものにあらずとの方針に變更無し。從て茲に問題となるは、獨逸が致國を侵略し佛國が致國を援助する場合英國は佛國に向つて武力的援助を爲すべきや否や、將又此の際致國の領土保全、獨立擁護の爲め武力を用ひる用意ある旨を闡明し同志の諸國を糾合すべきや否やの點なるが、兩者何れを行ふとするも英國は結局戰爭に捲込まることとなり、佛、白の如くに英國の利益大ならざる地方に斯くの如き關係の生ずることは英國の欲せざる所にして、從つて政府は豫め上述の如き保障を與ふことを得ず。然れ共戰禍の及ぶ所單に紛爭當事國に止らず爾餘の諸國をも捲き込む可く、右の危険は英佛兩國の間に於て特に然り。依て致國問題に對しては外交の全力を盡し事態の悪化を防止せんと欲するものである云々。

(四) 小協商國

チェコはルーマニア及びユーゴスラヴィアと結び、所謂小協商國を形成して居るが、小協商國はハンガリーの攻撃に對してのみ、チェコ援助の義務を有するもので、獨逸のチェコ侵入に對しては條約上援助の義務がない、のみならずルーマニアもユーゴスラヴィアも最近獨逸に接近し、小協商聯合は精神的に解體したも同然である。

(五) 波蘭及びハンガリー

この兩國はチェコ國內に少数民族として自國民を有し、ズデーテン問題の解決は直ちに自國關係の問題に重大な

影響を及ぼすので、この際獨逸に便乘して有利に問題を解決せんとの下心から、密かに獨逸の成功を祈つてゐたものと思はれる。

(六) 伊太利

伊太利は獨逸合邦當時の態度より見るも、其の後ムツソリニ首相の演説に徴するも、ベルリン・ローマ樞軸の精神に據り飽くまで獨逸の要望を支持し、必要に依つては何時にても武力を以て立つの決心を示した。左にムツソリニ首相の演説の一部を掲げる。

九月二十一日北部伊太利巡視中のムツソリニ首相が、トレヴィイソに於て行つた時局演説は全國に放送されたが、その中に次の如き一節がある。

チェコが今日の事態にまで立至つたのはチェコの國情そのものが然らしめたのである。即ちチェコは實際には「チエコ・ドイツ・ポーランド・ハンガリー・ルテニア・ルーマニア・スロヴァキア」と呼ばれねばならぬ程多數の民族が混合して不和抗爭を續けて來たのである。而して今やチェンバレン英首相が平和の港に小舟を乗り出してをり、フランスの通信社はチェコが英佛兩國の解決案を受諾したと報じてゐる。イタリー國民はこゝ數週間來平靜を持し成行を注視してゐる。これはファシスト革命が今日のイタリー國民といふものを作り上げた爲めであり、我等イタリー國民は唯ファシズムの旗幟の下に一致團結し、必要により戦ひ而して勝つといふ信念を養ひ邁進しつゝあるからである。

ムツソリニ首相は更に九月二十四日パトアに於て、チェコ問題に付き演説を行ひ全國に放送されたが、その要旨は左の如きものである。

今國際情勢が希望に充ちたものであるとはいひ難いが、情勢が好轉することはなほ可能である。英佛案を受諾した致國ホツザ

内閣は當然政權に止まるべき義務を負つてゐたにもかゝらず辭職し、モスクワの友人として知られた將軍が新首相となつた。かくして新チエコ内閣のつた最初の行動は總動員令であつた。併しながらドイツはチエコ政府に通牒を送り、十月一日までは猶豫する旨の穩健な態度に出た。かくしてチエコ政府にとつてなほ賢明の途を選ぶべく六日間が残されてゐる譯である。チエコ領におけるベネシユ大統領の權力を保持するために、數百萬のヨーロッパ人が相戦ふことは全く馬鹿げたことだ。否寧ろ罪惡といはねばならない。ドイツの辛強い態度を誤解することは重大な誤謬である。イタリアは平和を愛する。しかしチエコは今や戰爭を起さうとしてゐるのだ。全體主義諸國家を攪亂するのは今だと信ずる西歐諸國がありとすれば、彼等は獨伊兩國が渾然たる一體をなしてその前に立現れるのを覺悟せねばならぬ。

ムツソリニ首相はその後九月二十五日及び二十六日チエコ問題に關し演説を行つたが、その内容は何れも獨逸援助の強硬態度を示したものである。

(七) 日 本

我が國も日獨伊防共協定の誼により、獨逸支援の態度をとり、九月十四日河相情報部長は外人記者團定例會見に於て「日本の態度如何」との質問に對し、「コミンテルンの魔手排撃の意味に於て對獨共同戦線の用意あり」との應答をなしたが、更に同日之に關する大要左記情報部長談を發表した。

ニユーロンベルグ大會最終日のヒトラ―總統の演説は、言々句々總て祖國愛に燃ゆる熱情と純潔との發露であり、其ズデーテン問題に關する氏の強き要望は正義に依る解決と云ふ一語に盡きて居るが、此實なる一語は我國民に對し深き感銘を與へたるものなることを疑はない。

元來ズデーテン獨逸人はチエコ建國の際民族自決主義に依て自己の歸屬を決定せらるべきことを強硬に主張したにも拘らず、

其熱心なる希望は便宜主義の爲め蹂躪せられ、既に此處に民族問題紛糾の種が蒔かれたので、現在ズデーテン問題紛糾の責任は多分にチエコ政府の蔭に墮るコミンテルンの策動にあることは明かである。

過去數年間歐洲赤化工作に失敗を重ねたるコミンテルンは、チエコを歐洲攪亂工作最後の據點となして居るので、彼等こそチエコ内部の民族問題が平和的に解決せらることを極力妨害せんとして居るものである。吾人はコミンテルンの暗躍を支那事變に於て十分經驗して居る、歐洲赤化工作の據點チエコの地位は正に極東に於ける支那の地位である。夫故に我々はチエコ問題に關するコミンテルンの遺口は我等に取りては極めて明白に認識されるのである。

我帝國は防共協定の精神に従ひドイツ並にイタリアと相携へて、コミンテルンの世界策動を排撃するものなることをこの機會において再び聲明する。尙右に述べたチエコ問題紛糾の真相に付、英佛の如き大國が確乎たる認識を以て、世界平和の爲め善處せんことを希望して止まない。

(八) 米大統領の平和勸告

獨逸關係切迫するや、九月二十六日米國大統領ルーズヴェルトはヒトラ―總統及びベネシユ大統領に宛て親電を送り、又國務長官を通じ、英、佛、伊各首相に之を傳達せしめ、平和的解決の必要を強調した。

信電は長文のものであつたが、その要旨は、戰爭の慘害の恐るべきこと、一九二八年の不戰條約が紛争を平和的手段に依つて解決すべき旨を規定すること、及び理性に懇へて正當に解決し得ないほど差迫つた難問はないと確信することを述べた後、「余は一億三千萬のアメリカ人に代り、世界各國の人類のため、閣下が當面の紛争解決のため進行せしめつゝある外交交渉を決裂せしめざらんことを切に要望する」と結んだものである。

右米國大統領の電報にある様な平和論は十數年前、聯盟華やかなりし頃、所謂平和主義者に依つて、御題目の如

く唱へられたもので、現在に於ては札付の平和論者さへ口にすることを遠慮する位、微の生えた文句である。それが歐洲の平和維持に役立つと、ルーズヴェルト大統領が信じたかどうかは疑問であるが、米國內には未だこの種の平和論に拍手する婦人や牧師や学校の先生があるので、大統領は國內消費のために、かゝる電信を打つたものと思はれる。

なほ米國政府は、帝國政府に對しても平和的斡旋に關して申入れを爲したので、これに關し我が外務省は、九月二十八日左の如き發表をなした。

本二十八日午後二時五十分ルー米國大使は宇垣外相を來訪し、本國政府の訓令に基く趣を以て、米國大統領が獨テ問題に關し兩國に宛てたる勅告の趣旨に従ひ、日本政府に於ても兩國に對し、平和的解決勅告の措置を講ぜられたしとの申入を爲した。右に對し宇垣外相は、日本としても獨テ間の問題が平和的解決を遂ぐる事を希望し居り、米國大統領の平和的解決に對する熱意に對し滿腔の尊敬と賛意を表するものであるが、米國側申入に就ては日本政府として帝國獨自の立場に於て慎重考慮を加へ善處すべき趣回答した。

ルーズヴェルト大統領からヒトラー總統に宛てた九月廿六日附親電に對するヒトラー總統の返電は、同廿七日ホワイト・ハウスに到着したが、ルーズヴェルト大統領は同回答を慎重検討の上、廿七日夜折返しヒトラー總統宛に第二次親電を發し、ヒトラー總統の自重を要望した。第二次親電は全文七百語の長文のものであるが、その内容は第一次親電と同趣旨のものである。

第五節 チェコ國內の紛擾

ズデーテン問題のため、チェコ國內の空氣は異狀に緊張し、各地でチェコ官憲と獨逸人との間に衝突が起り、騒擾が繰返へされた。五月二十日にはブラグ市内で約三百名の獨逸人がピラを撒いた廉で逮捕され、之が釋放を要求する獨逸人が街頭示威運動を行ひ、警官と衝突し、双方に約三十名の負傷者を出した。政府發表に依れば、その前日五月十九日にはボヘミア地方及びブルノ市で獨逸人とチェコ人の衝突があつた。

五月二十一日にはボヘミアの小邑チェブに於て、二名の獨逸人が射殺された爲め、同地方の獨逸人が極度に憤激し、全市に不穩の状態を呈した。この事件のためズデーテン黨は政府に抗議し、獨逸政府もチェコ政府の遣方を非難するステートメントを發表するに至つた。

茲に於てホツザ首相及びベネシユ大統領は或は讓歩に依り、或は威壓により時局解決に大童の體であつた。五月二十日ホツザ首相は新聞記者團を引見して左の如く發表した。

少數民族問題解決に對するチェコ政府の根本方針は「行政自治權賦與」「比例主義の採用」の二點にある。チェコ政府は必要の場合に自己防衛のため立つ決意は有するが、同時に憲法の許す範圍内で現在の情勢に應ずる凡ゆる讓歩を行ふ用意がある。チェコ政府は飽く迄立法手段並に各民族代表との協議によつてこの問題を解決する方針で、民族代表會議も近く開催される筈であり、又ズデーテン・ドイツ黨首ヘンライン氏に對しては既に會見の招請を發した。

ベネシユ大統領は五月二十一日、ラヂオを通じ全國民に訴へ、事態の重大性を強調すると共に冷靜な態度を要望し、左の如く述べた。

チェコ國民は今や建國以來最大の危險に直面してゐることを自覺しなければならぬ。従つて我々は事態に適應する行動をとる

必要がある。即ち飽沓冷靜を持し目標を確立し聯邦諸國との聯携を失はず、如何なる事態が発生するも惧れず、萬全の對策を講じて置かねばならぬ。英佛會議並に佛伊會談はスペインの事態を緩和するに與つて力があつたが、ローマに於けるヒトラー、ムツソリニ會談も亦勢力均衡の回復に多大の寄與をなした。かく事態が改善されてゐる以上予は必ず戰爭を回避することが出来ると確信する。然しチエコに關する限り我々は國軍を増強して飽沓國の獨立を擁護する決意がある。

次いでベネシユ大統領は、焦眉の重要問題たる少數民族問題に言及して曰く、

チエコ政府は少數民族問題解決のためチエコ國內の凡ゆる市民民族の平等權を確認する重要立法を考慮中である。即ち政府は同立法によりこれらの民族の數、力並に要求に應ずる經濟的文化的生活を保障し以て彼等が其民族的特性を保持、發展させると共に彼等自からをして眞に平等的地位を確保してゐるとの自覺を持たしめたいと思ふ。政府はこの目的を達成するため目下具體的提案を考慮中で近く全民族、全政黨の代表者を招致して問題の徹底的檢討を遂げることゝならう。かくて各方面の意向を聽取した後政府は解決案を議會に提出してその承認を求めるとの意向である。予は少數民族問題に關する政府の解決試案はチエコスロヴァキアの英佛兩國との緊密な提携と相俟つて歐洲平和に寄與する所が決して少なくないと確信する。この際チエコ人政黨、ドイツ人政黨が共に和協的精神を發揮して行動することを切望して已まない。最近少數民族問題を繞つて各種の事件が発生したがこれ等の事件は總て國際的事件と密接な關聯があることを知らねばならぬ。しかも我チエコ政府當局は何等性急な行動に訴へることなくよく事態に對して來た。だが政府のかゝる冷靜な態度は我々の既に言明した如くチエコ政府の弱體振りを物語るものではない。かくして今やチエコ國內に正常なる生活を回復し以て全國民に平和と勞働の機會を與ふべき時が來たのである。我チエコスロヴァキアは建國以來廿年間に亘り常に安寧平和の國であつた。我々は今こそ全歐洲に對し如何なる事態の下にあつても平和を維持し得る所以を示さねばならぬ。今こそ民主主義國家は統制ある態度を持って獨裁國家に劣らず適切敏活な行動に出ることが出来ることを示すべき時である。民主主義政體にして從來より一層機敏に事態に對處することが出来ぬやうならば最早それは生存を續けることが出来ないのだ。

その後も不祥事件絶えず、六月一日にはボヘミアのチエブに於てチエコ軍の獨逸人に對する射撃事件あり、又同日チエコ、ハンガリー國境に於て、チエコ税關吏に依るハンガリー人撲殺事件が起つた。

第六節 國境事件の頻發

チエコ國內の不祥事件の外、獨チ國境にも事件が頻發して、兩國人の神經を彌が上にピリつかしたのみならず、全歐洲の神經を刺戟した。

五月二十一日に獨チ國境タヤ河橋梁爆破未遂事件あり、同二十三日にはチエコ兵に依る國境橋梁放火事件があつた。右に就てはチエコ外相より獨逸公使に陳謝した。

五月二十四日にはチエコ軍用飛行機が國境を越えて、獨領村落上空を示威飛行した。その他五月二十五日獨逸政府の發表に依ると、チエコ軍用飛行機の獨領への越境は殆ど連日行はれて居ると云ふことで、ブラーグ駐劄獨逸公使は同日チエコ政府に對し抗議を提出した。右につきチエコ政府は同日左のコムミュニケを發表した。

チエコ軍用機の越境問題につきドイツ政府から申入れがあつたが、右は獨チ關係に何等變化を齎すやうなものではない。チエコ政府は同事件につき調査の結果、將來この種事態の再發を防止する爲め國境守備軍に對し適切な訓令を發すると共に、軍用機の國境地帯五キロ内の飛行を禁止した。

その後もチエコ軍用機の越境事件が絶えないと云ふので、獨逸政府は更にチエコ政府に對し抗議を提出したが、

他方獨逸軍用機の越境事件もあつたと云ふので、チェコ政府からも獨逸政府に抗議を提出したと傳へられた。

五月三十日チェコ政府は獨逸公使に對し「越境の事實が確認せられた場合には責任者を處罰する、又この種事件を防止するため今後國境線十キロ以内の飛行を禁止する」旨を回答したと公表した。

尙獨逸政府筋は五月一日以來六月一日迄殆ど連日に亘るチェコ側の國境侵害、獨逸國籍人及びズデーテン獨逸人に對する侵害事件約五十件を列挙公表して其の非を鳴らした。

第七節 ランシマンの調停

チェコ政府側はズデーテン問題解決の爲め、同黨首ヘンラインと直接交渉を行ふべく、同人に對し會見を申込んだ。このことは五月二十日ホツザ首相が新聞記者團に言明したところである。然るにホツザ、ヘンライン會見は五月二十三日首相官邸に於て一回行はれたのみで、中絶してゐたが、六月二十三日より正式交渉が開始された。しかし容易に妥結に至る見込なく、獨逸との國交關係が次第に危険に瀕して來たので、英國首相チェンバレンは局面打開に乘出す決意を固め、ランシマン卿を私人の資格に於てブラーグに派遣し、調停に當らしむることとなした。右に付きチェンバレン首相は七月二十六日下院に於て左の如く言明した。

英國政府は佛國政府と協力ズデーテン問題の平和的解決の爲に努力して來たが、事態は遂に外國の援助なしでは解決困難と見られるに至つた。よつて政府はチェコ政府の要請に基き經驗と識見ある人物を現地に派遣し事態調査の上必要とあれば交渉を成功に導く様な獻策を行はしめるに決定した。ランシマン卿は調査並に斡旋の使命を帯びてチエコスロヴァキアに赴くのであり、

仲裁者の役割を演ずるのではない。同氏は英國政府から獨立し個人の資格で行動することとならう。

ランシマン卿は八月三日ブラーグに乘込み、直ちに活動を開始し、チェコ側に於ても政府當局及びズデーテン黨は何れも積極的に同卿に働き掛け、問題を自派に有利に導かんと努めた。

第一に政府側が提出した妥協案は、チエコを四行政区劃に分ち、その各々に或程度の自治を與へんとするものであつたが、これに依れば、ボヘミア全體が一自治區域となり、その中にはズデーテン獨逸人地域以外の地區をも含むこととなるを以て、ズデーテン黨を満足せしむるに足らず、チェコ政府は更に行政区劃を一層小分して全國を二十の自治區に分割する案を提示したが、之に依れば、ズデーテン獨逸人地域は三區に分割せられ、獨逸人地域の綜合的自治を要求するズデーテン黨の要求と合致せず、同黨を満足せしむるに至らなかつた。

他方ズデーテン黨側では、前掲カルルス・バード八ヶ條要求を更に具體化した左記十四ヶ條の要求を、八月十七日提出して來た。

十四ヶ條の要求

一、平等權の回復

民族諸集團の現實的平等權を無視して之等民族諸集團は平和裡に生存すること能はず、個人が法の前に平等なるのみにては不十分なり、諸民族及諸集團の爲め根本法を制定することに依り平等なる發展の可能性が保障される可きなり。

單一民族の他民族に對する獨裁は許さる可きに非ず。

二、民族自主の民主的原則の保障

國家權力の唯一の源泉は自主的民族なり、國內に生存するチエコ、獨逸及其他諸民族は自主的民族として各自法人格を有し、

更に其の代表する機關を支配することにより自らの諸案件を決定す可く、又之等諸民族の代表は國家權力に參與し得べきなり。諸民族の根本法には(一)各民族は各自の案件を自ら決定し、(二)國權の發動に於て等しく參與し、(三)國籍剝奪より保護せられ、(四)民族的信仰及民族共同體の保障を規定せらる可きなり。

三、地域的新編制

各民族の獨自性を尊重し之等諸民族に對し活動地域が分割せらる可し、從て從來の國土は之をチエコ、獨逸、スラブ及其他の民族に配分せらる可きにして、民族的境界の確定に際しては一九一八年の状態を顧慮し、獨逸民族集團に課せられたる不法の損害賠償が實行せらる可きなり。之の民族地域の實施に當りては關係諸民族の比例代表に依り選出せられたる委員會に依り審議せらるべし。

四、前記原則の立法及行政への適用

右原則の遂行に當り立法及行政が國家の機關及諸民族集團の機關に分配せらるることを必要とす、即ち獨逸民族とチエコ民族とは其の共同要求に基き、各自の民族的領土内に於ける事件を自ら決定する權利を保障さる可きなり。民族行政自治體の權限は次の事項を包含すべし。

- (一) 公共團體の獨立的活動範圍、財政、地名變更、公共團體の併合及分割其の境界變更、民族行政自治體の使命の遂行を公共團體に委任する權限
- (二) 交通、秩序及保安警察
- (三) 國民課稅
- (四) 姓名變更
- (五) 教育制度、軍事教練、學校監督及其の設立

(六) 科學アカデミー、博物館、圖書館、藝術保護、記念物保護

(七) 健康保護、勞働紹介、勞働奉仕、工場衛生及其の監督、及營業統制等

(八) 青少年及孤兒の保護、體育、人口政策、衛生施設、內國獸醫施設、慈善施設、病院其他

(九) 貧民救濟及養老金

(十) 住宅供給、建築、土地及交通の收用、損害賠償手續等建築事業一般

(十一) 商工會議所、營業組合及其の新設

(十二) 經濟生活の要求に従ひ自由經濟聯合の監督及社會的職業的義務團體の設置

(十三) 營業及各種許可、市場、劇場の許可等

(十四) 電氣事業

(十五) 金融の調査監督

(十六) 農村開化施設(農産物、牧畜に關する法の制定、土地改良、水利改善等)、農業經濟の調査試驗、森林管理、狩獵、漁業等

(十七) 財政の自治

(十八) 地方的要求に充つべき課稅、募債

(十九) 統計

五、立法權力の分割

ゼナートは廢止せられ立法は國民會議及諸民族代表に依り決定せらる可し。

各民族の地方議會は各民族の法人格を代表す。

國民議會は民族自治行政に抵觸せざる凡ゆる分野の立法を行ふ爲め召集せらる。又各一民族の代表は其の民族の地方議會を構成し、民族行政自治體の權限に依る凡ゆる立法を行ふ。國民議會乃至共和國大統領は地方議會の決議に對し拒否權を行使し得るも、若し地方議會が其の決議を固執する場合には、右地方議會の立法は前記の反對にも拘らず効力を發生す可し。地方議會は國民議會に對し法律案を上呈することを得。

六、執行權の新編制

全國土に於ける執行權は從來の如く共和國大統領に依り行使せられ、又大統領の外に各民族の代表者は其の代辯者として政府を構成するが、彼等は各民族行政自治體の代表たる故に國民議會の信任の有無を問ふ必要なし。右各民族の代表者の外に行政自治體の幹部局を設置すべし、代表者は各自の民族集團に對し責任を有し又國防最高委員會の委員たる可し。

教育制度、社會事業、庫生及行政の集中單一化を計れる從來の諸官廳は廢止せられ、其の權限は各民族の行政自治體に移さる可し。

七、行政の新組織

内閣乃至内務省に一部を設置し、各國民集團に關聯する諸事項に付權能あるものたらしむ可し。外交政策、國防及大藏省を例外とし各地に民族的ゼクション設置せらる可し。

八、新官吏法

一民族の定住地域に於ては之の民族に所屬する職員のみ奉職し得るものとする。中央行政に於ては職員の公平なる比例原則適用せらる可し。

九、司法組織

裁判所管轄區域は民族的境界に依り新たに區分せらる可し。上級及最高裁判所も民族別に設置せらる可きなり。民族自治行政及國家行政間の權限紛争の解決は特殊裁判所に於て之を行ふ。

十、言語使用に關する新原則

- (一) 國家に於ては其の市民の言語を使用す
 - (二) 上級官廳は下級官廳の言語を使用す
 - (三) 同級官廳は各自其の言語を使用す
 - (四) 同一原則は國營事業、公共團體及其他各種團體及諸研究所等にも適用す
 - (五) 其他の公的機關は官廳關係及公務處理上其の所屬民族の言語を使用す
- 政黨關係に於ては黨の使用語を用ふ

十一、緊急なる特殊問題

國立銀行、通信社、放送局等の公的事業並に國家統制を受くる凡ゆる經營は國民的ゼクションに組織せらる可し。

十二、財政の原則

豫算に於ける各民族の持分は規則を以て確定せらる可し、右取極の確定に當りては各民族の意思尊重せらるべく、又今日迄獨逸民族の蒙れる不平等待遇が改善せらるゝ様考慮せらる可きなり。

十三、國家改革は可能なる限り法律に依り遂行せらる可し。

十四、損害賠償

獨逸民族集團に課せられたる損害（土地改革、大學規則、少數民族學校）等の賠償は既に交渉が行はれ居らざる限り、特殊の

法律的行政的手段に依り遂行せらる可きなり。

これより先獨逸は八月十四日より十二週間の豫定を以て國防軍の秋季大演習を開始したが、これにより獨逸は武力的解決を企圖するものであるとのインプレッションを與へ、歐洲政局を刺戟したが、之に對し英佛はそれ／＼非常準備の處置をとつた。

かゝる間にもチェコ國內に於てはランシマン卿が頻りに活動して、政府側及びズデーテン黨側要人と會見を重ね、双方の間にあつて斡旋これ努め、また政府とズデーテン黨との直接交渉はランシマン卿乗込以來一時中絶してゐたが、八月十七日再開せられた。一方英米兩國政府はチェコ政府に對し、最大限の讓歩を要求したので、チェコ政府は九月五日の閣議に於て新妥協案を決定し、翌六日之をズデーテン黨側に手交した。右はズデーテン黨の要求を殆ど全部容れたもので、獨逸人自治地域の設定に主義上同意し、官吏の任用、國語の使用等に比例原則を適要せんとするものであり、ズデーテン黨側は右妥協案を今後の交渉の基礎たらしむることに同意した。政府は九月五日の閣議の後、左のコムミュニケを發表した。

チェコ政府はドイツ人問題解決の共通の基礎發見のため、去る八月十七日に行はれたズデーテン・ドイツ黨代表との會見後發表されたコムミュニケの線に沿ひ爾來少數民族問題に關する交渉を進めて來た。ベネシユ大統領は最近ズデーテン・ドイツ黨代表と非公式會見を行つたが、右會見は以上の努力に貢献することが甚大であつた。政府は五日の閣議でズデーテン・ドイツ黨に對する決定案を審議したが、同案は近くズデーテン・ドイツ黨側に提示される筈である。

新妥協案は暫く全文の發表を見合はすこととなり、九月九日その要旨が左の如く公表された。

チェコ政府はズデーテン黨側と永続的諒解に到達すると共に、國家の主權を確保するとの二つの希望に基づき新妥協案を作成したが、その要旨は次の通りである。

- 一、チエコスロヴァキアを各民族を中心とする自治區域に分ち各區域にジューバと稱する地方議會を設く。
 - 一、但し中央政府は外交、軍事、財政策の統制權を保持する。
 - 一、チエコ語、ドイツ語、ロシア語、ハンガリー語を平等の地位に置く。
 - 一、無記名投票普通選舉制を布く。
 - 一、政府は今年末までに十億クローネの公債を發行、内七億クローネをズデーテン地方の經濟回復に當てる。
 - 一、チエコ國內の各民族をその人口に比例して政府官吏に登用する。
 - 一、憲兵は中央政府の統制下に置くが各自治區域も夫々直屬の警察官を置くことが出来る。
- 以上の案は立法上の手續を必要とするものを除き遲滞なく實行に移すこととするが、新法案は各民族代表參加の下に作成され、ついで議會に提出されることとならう。

第八節 獨逸大演習とヒトラー總統の演説

チェコ問題の急迫により全歐洲の神經が獨逸の一舉一動に集中せる際、獨逸國防軍の秋季大演習は八月十五日より舉行せられることになり、ヒトラー總統は同日ベルリン南方のユッテルボークに赴き、自ら演習開始を命令した。今回の演習は十二週間の長きに亘つて行はれ、參加總人員は百三十五萬に達し、その中三十五萬は演習の爲め特に召集を受けた豫備兵であると云はれた。豫備兵以外に約四十萬の勞働者が西部獨逸方面に集結され、要塞の構築に

従事したと云はれた。

歐洲各國は勿論米國の新聞までが、右の獨逸大演習を重要視し、大々的に報道したに對し、獨逸軍部方面では極力秋季演習の重大性を否定し、今回の演習が一地方に限定されず、ドイツ各地に於て舉行される點から見ても、ドイツが國境方面で特別な示威を行ふ意圖のないことは明らかであると強調した。然し獨逸側の否定がそのまま信用せられる筈もなく、英國は北海に艦隊を集結し、佛國政府は九月五日一部豫備兵に召集令を發し、國境要塞の人員を最大限度に充實し、休暇中の全將兵に對し直ちに原隊歸還を命令した旨發表した。

第十回ナチス黨大會は九月六日ニュルンベルグに於て感激と昂奮の坩堝の中に開會され、列國はヒトラー總統がその恒例の演説に於て、如何なる態度を表示するかを不安と期待を以て注視しつゝあつたが、九月十二日大會終了の際に於ける演説に於て、ヒトラー總統はチエコ問題に關し、歴史的な大雄辯を振ひ、大要左の如く獨逸の態度を闡明した(全文は「第十回ナチス黨大會」の項にあり)。

余は曩にアルサス・ローレンに對する獨逸の歴史的な要求を抛棄する旨自發的に聲明したるが、右は獨逸間永遠に相争ふの愚を繰返さざるが爲に外ならず、英との海軍協定、波蘭との條約も亦右歐洲平和維持の目的に出づ。然れども三百五十萬の獨逸人が七百五十萬のチエコ人の壓制を受けるが如き不當は許與し得ざる所なり。之等の虐待せられつつある獨逸人が自らの力に依り正義と援助を見出し得ざる時は、彼等は必ず之を獨逸より受くるを得べし。余はチエコに於ける三百五十萬の獨逸人に對する壓迫を中止し、之に代ふるに民族自決の自由權を以てせんことを要求す。獨伊二帝國の結合は今や極めて固し、何ものと雖も之を分離するを得ず。

第九節 交渉の決裂

(一) オストラヴァ事件

チエコ政府とズデーテン黨との交渉はランシマン卿の斡旋にも拘らず、斷續、行儀みの状態にあつたが、政府の新安協案發表後九月十日より再會の豫定になつてゐた。然るに九月七日早朝國境に近いモラヴスカ・オストラヴァで又々衝突事件が起つた。

事件はチエコ警察が九月七日早朝ズデーテン黨員八十二名の寢込みを襲ひ、武器不法携帯の廉で、大量檢擧を行つたのに端を發し、これに激昂したズデーテン黨側では、附近の住民を動員して抗議運動を開始すると共に、代表者として五議員を派遣、チエコ警察と釋放交渉に當らしめんとした。然るにチエコ側騎馬巡查はこれを阻止して遂に亂闘となり、ズデーテン黨代表數名は警官に鞭で殴打され、マイ議員の如きは顔面及び膝に數ヶ所の打撲傷を負つた。

茲に於てズデーテン黨の態度硬化し、同黨情報部は九月七日左の如く發表して、政府との交渉打切を聲明した。ズデーテン・ドイツ黨は本日モラヴスカ・オストラヴァで黨所屬議員に加へられた暴行事件に鑑み、チエコ政府との交渉を打切るの已むなきに至つた。右事件はチエコ政府に事態を收拾する能力なく、最近の新提案の精神に則り交渉を遂行し得ないことを暴露したものに外ならない。

政府側では調査の結果九月八日、オストラヴァ事件關係の警官一名及び自警隊員數名を免職した。

ズデーテン黨側では九月七日黨首ヘンラインが急遽ニュルンベルグより歸國し、黨領袖と打合せを遂げた。又同黨は他の少數民族との共同戦線結成を策したものの如く、九月八日ズデーテン黨、スロヴァキア人民黨、ハンガリー統一黨、ポーランド入黨の各派代表協議會が開かれた。これはチェコ政府の少數民族法案を中心に意見の交換を行つたものであるが、時節柄注目を惹いた。

然し事件は幸に重大化せず、政府主腦者と黨代表との協議の結果、解決を見るに至つたので、政府とズ黨間の和平交渉は九月十日から再開せらるゝことになつた。

然るに九月九日夜、又もズデーテン地方諸所に、チェコ官憲と黨員との間に衝突事件が起り、交渉の前途に暗影を投げた。

(二) 戒嚴令の布告

九月十二日のニュルンベルグ大會に於けるヒトラー總統の演説が、百パーセントのズデーテン黨援助を宣言したものであつたから、同黨は狂喜し、態度更に硬化し、衝突事件が各地に頻發して、事態險惡を極めたので、チェコ政府はエーゲルその他十一地方に戒嚴令を布告した。茲に於てズデーテン黨側も大いに激昂し、政府に對し左の四ヶ條の要求を提出した。

(一) 戒嚴令の撤廢

(二) ドイツ人居住地方の警察官を引揚げ、警察權を地方自治體に委任すること

(三) 憲兵その他治安維持の機關を平常に復すること

(四) 軍隊を營舎に復し市民と隔離すること

而も、右の要求は六時間を期限として(九月十三日の午後十二時迄)チェコ首相の回答を迫つたのであつた。これに對して、チェコ首相はズ黨代表がブラーグに出頭すべきことを要求したのであつたが、黨首ヘンラインはこれに應ぜず、九月十四日午前一時に至るや、チェコ政府との交渉斷絶を宣言し、交渉委員の解任を發表した。而してヘンラインは九月十五日左記要旨の宣言を發表し、ズデーテン獨逸人地域の獨逸復歸を要求した。

一、一九一九年ズデーテン獨逸人は嚴肅に約束せられたる自決權を蹂躪せられ、其意思に反し、強制的に編入せられた。

二、吾人は曾つて自決權を斷念せず、多大の犠牲を拂ひつゝチェコ國內に於て吾人の存在を確保することに努力して來た。

三、チエコ國民及び其の政府要人を率直且正當なる解決に動かさんとする吾人の有ゆる努力は、彼等の非協調的破壞意思に依り決裂した。

右の事態に顧み、ズデーテン獨逸人は自由なる獨逸人として生き、再び吾人の母國に於て自由と勞働を得んが爲め、獨逸國に復歸せんことを欲する旨宣言する。

政府は右聲明を以て反逆的となし、ヘンラインに對し逮捕命令を發したが、更に九月十六日ズデーテン獨逸黨に對しても解散を命令し、同時に獨逸人地帯、獨逸混合地帯及び一部チエコ人地帯合計六十三地區に於て、一切の銃器を二十四時間以内に官憲に引渡すべき旨命令し、斯くしてズデーテン獨逸黨幹部は離散し、黨は解散せられ、續々獨逸領に遁入し、チエコ軍隊は對獨逸戰鬥配置に就きたる如く、ズデーテン地方一帯の治安は軍隊、警官の強壓に依り維持せらるるに至つた。

第十節 チェンバレン・ヒトラー會談

チェコ政府・ズデーテン黨間の交渉が決裂し、ズデーテン地方に騒擾が起り、獨チ關係急迫を告ぐるや、英國首相チェンバレンは、九月十五日急遽ベルヒテスガーデンに赴き、ヒトラー總統と會談することになった。その前日即ち九月十四日、英首相チェンバレンは、駐獨大使ヘンダーソンを通じて、ヒトラー總統に對して左の如き會見を要請したメッセージを送つた。

情勢の緊迫化に鑑み、余は平和的の解決策を見出すため至急閣下と會見致し度し、余は飛行機にて赴き度く、明朝出發の用意あり、閣下が余を引見さるゝに都合よき日時と場所とを可及的速かに御一報願ひ度し。これに對してヒトラー總統は折り返して、

余は本月十五日ベルヒテスガーデンに於て閣下と會見することを欣快とする。との回答を送つた。

そこで英國首相は國防會議を召集し、協議の結果、充分の準備を整へ、ウイルソン顧問及びストラング中歐局長を帶同し、ベルヒテスガーデンに飛行した。

この英首相のヒトラー總統訪問は、各方面に非常なセンセーションを起したが、また同時に絶讃を博し、これによつて危機が開かれようとする期待された。

ベルヒテスガーデンに於けるヒトラー總統との會見を終つて歸國したチェンバレン英首相は、九月十七日、佛首

相及び外相に對して第二次英佛會談の招請状を送つた。よつて佛國側ではダラディエ首相、ボンネ外相以下の一行は十八日ロンドンに飛行し、こゝに英佛第二次會談が開かれた。

この英佛會談に於て、英佛間にチェコ問題の最後の解決案として、ズデーテン地方をドイツに割讓する案を決定したのであつた。而してこの割讓案を英佛の壓力を以てチェコに受諾せしめ、然る後、ヒトラー總統とチェンバレン首相との第二次會談が行はれる事になつた。

英佛案は九月十九日チェコ政府に通知せられたが、チェコ政府は二十日午後英佛に對し再考を求めて來た。然し英佛側はチェコ政府が右解決案を受諾せざれば、萬一戰爭が勃發しても、援助を與へないと通告した由で、結局九月二十一日朝に至り、チェコ政府は受諾の旨を回答した。英佛案の内容は、九月二十五日ロンドンに於て、チェコ公使館から發表されたが、その全文は左の如くである。

一九三八年九月十九日チェコ政府に提出せられたる英佛申出

一、英佛兩國政府代表者は本日一般的事態に關し協議を遂げ、英國首相のヒトラー總統との會談の報告を審議したり。

英閣僚は又ランシマン卿に依る報告より得たる結論を佛國側同僚に提示せり。吾人は最近の事件の結果、今や主としてズデーテン獨逸人の居住する地域をチェコ・スロヴァキア國內に留め置くことは、事實上歐洲平和、並にチェコ・スロヴァキア國自身の利益を危殆ならしめることなしには不可能となりたることを確信す。

以上の考慮に基き兩國政府は平和の確保とチェコ・スロヴァキア國の重大利益の安全は、上述地域が獨逸國に移讓せられることに依りてのみ、確保せらるるものなることを結論せざるを得ず。

- 一、右は直接移譲に依るか、若しくは人民投票の結果に依りて行はるることを得べし。吾人は人民投票に伴ふ困難を承知し居り、又右方法に對し、費下の爲されたる反對を知れり。特に本件が左の如き廣範なる原則に基きて取行はるる場合、其の反響の廣汎となる可能性あるに於て特に然り。右の理由に依り吾人は特に反對の意思表示なき限り、ズデーテン獨逸人を直接移譲の方法に依り、他の問題と區別して解決するを貴政府に於て好まらるるものと思ふ。
- 三、移譲地域は獨逸人住民の五割以上を含む地域を包含すべきも、吾人は必要の場合チエコ・スロヴァキア代表を含む何等かの國際的機關に依り、國境調整を目的とする規定を交渉に依り設定すべき希望を有す。右よりも高率に基き、より小地域を移譲することは事態に適せずとの點に付て、吾人は一致し居れり。
- 四、叙上の國際機關は特定の期間内に住民の交換あるべき場合之が處理にも當るものとす。
- 五、吾人は同時にチエコ・スロヴァキア政府が同國の状態に重大なる變更を齎らすべき本提案に賛成なるに於ては、其の將來に於ける安全に付何等かの保障を求むるの權利あることを承認す。
- 六、從つて英國政府は歐洲平和維持に寄與する爲め、チエコ・スロヴァキア國新國境の挑發せられざる侵略に對する國際保護に加入する用意あるべし。
斯くの如き保證の最も主要なる要件の一つは、軍事的性質を有する双務的現存條約の代りに、挑發せられざる侵略に對する一般的安全保證を與ふることに依り、チエコ・スロヴァキア國の獨立を保證することなるべし。
- 七、英佛兩國政府は斯くして平和の爲めにチエコ・スロヴァキア國政府が如何に大なる犠牲を要求せられ居るかを認識するものなり。然れ共平和確保はヨーロッパ全體の爲めなると同時に、チエコ・スロヴァキア國自身の爲めにして、是れ故に吾々は平和確保に必要な條件を率直に提示するの義務を感じたる次第なり。

八、英首相は遅くも水曜日に、可能なるに於てはそれ以前にヒトラー總統との會談を再開すべし。從つて吾人は可及的速かに費下の回答を要求せざるを得ざるものなり。

チエコ政府が英佛案を受諾したので、九月二十二日チエンバレン首相はゴードスベルグに赴き、ヒトラー總統と第二次會談を行つた。會談は二十二日に續いて、翌二十三日再び開かれ、二十四日の午前一時三十分に至つて終つたが、チエンバレン首相は非常な苦境に追ひ詰められ、獨逸の要求を全面的に容認するの外、手も足も出なかつた模様である。會談の結果につき左の如き共同コムミュニケが發表された。

ドイツ政府はチエンバレン首相に對し、ズデーテン問題に關するドイツ側の最後の態度を記した覺書を手交し、チエンバレン首相はこれをチエコ政府に傳達することを約した。チエンバレン首相は二十四日早朝歸途につく豫定である。

在英チエコ公使館は、九月二十五日ヒトラー總統の最終的態度を記載せる覺書を發表したが、その全文は左の通りである。

一九三八年九月二十三日獨逸總統より英首相に手交せられたる覺書（地圖附）

ズデーテン地方に於ける頻發事件に關し刻々接到しつゝある報告は事態がズデーテン獨逸人にとり全く堪へ難きものとなり、延いては歐洲平和を危殆に瀕せしむるに至りたることを示せり、故に致國の承諾せるズデーテン地方の分割を、此の際運滞なく實行すること肝要なり。附圖に於て割讓せらるべきズデーテン獨逸地域は赤色を以て塗抹せられ、又占領せらるべき地域の人民投票の施行せらるべき地域は綠色を以て描かれ且塗抹せられ居れり。

國境の最終的劃定は關係者の希望に従ふを要す。右希望決定の爲め一定の投票準備期間を要し、右期間中は如何なる場合にも擾亂は必ず防止せられざるべからず。即ち均等の状態が造られることを要す。獨逸人居住地域として附圖に示されたる地域は、

人民投票に際し、或は該地域の此所彼所に於てテ國人が過半数を占むること明かとなるが如きことあらんも、右を斟酌することなく、獨逸軍隊に依り占領せらるべし。他方テ國領として示された地域は該地域内に獨逸語の使用せらるゝ大地帯點在し、其の住民の過半数が投票の結果獨逸國籍を主張することあんも、右に關せずテ國軍隊に依り占領せらるべし。

ズデーテン獨逸人問題を即時且最終的に解決する爲め、獨逸政府は左の提議を爲さんとす。

一、附屬に於て撤退さるべしとして示されて居る地域より一切のテ國軍隊、警察、憲兵、税關吏及國境警備隊を撤退し、該地域は十月一日獨逸國に引渡さるべきこと。

二、撤退地域は現状の儘引渡さるべし（細目は附屬参照）、獨逸政府は、撤退の形式に關する細目事項決定の爲め全權を委任せられたるテ國政府又はテ國軍の代表が、獨逸國防軍司令部に附屬せしめらるることに同意す。

三、テ國政府はテ國々内に於けるズデーテン獨逸人の軍及警察關係者總べてを即時解除し其の故國に歸還せしむること。

四、テ國政府は獨逸人たる政治犯を一切釋放すること。

五、獨逸政府は將來一層明確に定めらるべき地域に於て、遅くとも十一月二十五日迄に人民投票施行を許可することに同意す。

右人民投票の結果生ずべき新國境の改定は獨テ若くは國際委員會に依り決定せらるべし。人民投票は國際委員會の監督の下に行はるべし。

右地域に一九一八年十月二十八日に居住し、又は其の日迄に生れたるものは總べて投票權を有す。凡ての男女投票權者の過半数を以て住民の獨逸國又はテ國に歸屬する意思表示と看做す。

人民投票の期間中、獨テ双方共將來更に的確に示さるべき地域より其の軍隊を撤退す。其の時期及期間は獨テ兩國政府共同にて之を定む。

六、其の他一切の細目事項を決定する爲め、獨逸政府は權威ある獨テ委員會の組織を提議す。

一九三八年九月二十三日

附屬

撤退を見たるズデーテン獨逸地域は軍事、商業、交通の諸施設（工場）を破壊し又は使用に堪へざる様毀損することなく、之を引渡すべきものとす。右諸施設は航空用の地上設備及び凡ての無電局を含む。

當該地域に存在する商業及び交通材料就中鐵道の運轉材料は一切毀損することなく之を引渡すべきものとす。瓦斯供給工場、發電所等一切の公益施設亦之に準ず。

最後に食料品、貨物、家畜、原料等は一切搬出されざること。

チエンバン首相は九月二十四日ロンドンに歸り、獨逸の覺書をチエコ政府に通達した。今回は只通達しただけで、前回の如くその受諾を要請したものはなかつた。そこでチエコ政府が、折返しこれを受諾し得ない旨を回答して來たのは當然のことである。

チエンバン首相は一方佛國と協議するため、九月二十五日ダラデイエ首相及びボンネ外相をロンドンに招き、第三次英佛會談を開き最後の腹を極めたが、尙ほ平和的解決への努力を試みるため、九月二十六日ウィルソン顧問を獨逸に飛行せしめ、チエンバン首相の親書をヒトラー總統に呈せしめた。それは二十六日の夜八時よりヒトラー總統が最後の決意を全國民に放送することになつてゐたので、その演説の開始前にヒトラー總統の考慮を求めんとしたものであつた。

英佛會談の後、九月二十六日左の如きコムミュニケが發表せられた。ガムラン將軍を招致して特別協議をなした

ことが特に發表されたのは強硬態度を誇揚せんがためである。

- 一、本朝の英佛關係間の會議に於ては、總ての點に關し完全なる意見の一致を見たり。
 - 二、首相は佛關係の同意の下にヒ總統に親書を送るに決定しサー・ホレース・ウイelson本朝渡獨せり。
 - 三、佛國總軍司令官ガムラン將軍は特別協議の爲招致せられたるがチエンバレン首相と會見後インスキップ國防相と會談せり。
- ウイelsonの携行した親書中に於てチエンバレン首相は(一)チエコ國政府より獨逸提案の受諾し度き旨並に其理由を通告し來れること(二)獨逸軍隊が直ちに割讓地域を占據すべしといふは過激にして、チエコ政府が英佛提案を受諾したる以上交渉に依り地域移讓の方法に付ても決定すること可能なり(三)獨チ双方より代表者を出し割讓地域に關し交渉あり度きことを述べたと云はれた。

右に對しヒトラー總統は、九月二十七日附の返信に於て(一)割讓地域を獨逸軍隊に依り占據することは必要にして、若し地域割讓に關し交渉のみに頼るときは徒らにチエコ政府に遷延の口實を與ふること(二)ズデーテン獨逸人地帯に於ける現下の事態は此の儘放置し得ざることを以て答へた。

チエンバレン首相は右ヒトラー總統の返翰及び同總統の九月二十六日の演説を熟讀して、尙ほ交渉の餘地ありと考へ、九月二十八日親電をヒトラー總統に送つて、四國會議の開催を提案し、その結果九月二十九日のミュンヘンに於ける歴史的會議となつたのである。その経緯の詳細は次項英國首相の經過報告に述べてある。

第十一節 チエンバレン首相の經過報告

九月二十八日午後開會された英國下院で、チエンバレン首相は二回に亘るヒトラー總統との會談顛末及びミュンヘン會議招請の経緯に付き、詳細の報告演説を行つた。その要旨は左の通りである。

現在われは一九一四年以來、いまだその比を見ざる重大情勢に直面してゐる。吾人は條約を合意に依つて改訂することを規定した聯盟規約第十九條が、その起草者の意圖の如くに實施されて居れば、合意による改訂が不可能になるまで感情が昂奮することを待つ代りに、現在の危機を回避し得たであらうことを感ぜざるを得ない。

八月始め吾人はドイツにおける事態の諸發展に對し憂慮を感じ始めた。吾人はドイツが廣範な軍事的措置をとつたとの情報を入手した。さればイギリス政府はドイツ政府がこれらの軍事的措置を緩和し得るとの希望を懷きつゝドイツ政府に對し、これらの軍事的措置の及ぼすべき影響に關する申入を行つたが、リッベントロップ外相の回答は軍事的措置の討議を拒否し、ブラグにおけるイギリスの調停斡旋の結果、チエコの態度が硬化した旨を指摘したものであつた。現在の問題の根柢に到着するためには、維多な人種を擁するチエコ國家の構成そのものにまで邁る必要がある。チエコが構成された時その責任者たる人々にはチエコがかくの如く構成されたことが當時存在すると假定した條件下においては最善の取極めと思はれたのである。

八月三十一日駐獨イギリス大使ヘンダーソン氏は、ドイツがチエコを侵略した場合、就中フランスがチエコ救援に起つた場合イギリスのとるべき態度に關し、ドイツ外相に個人的に警告を發した。八月の終りに至り更に起つた諸事件は情勢がますます重大化したことを示した。

われが當面した情勢は、チエコ政府とズデーテン・ドイツ黨の交渉が暗礁に乗上げ、行詰りを急速に打開しなければ、ドイツ政府は間もなく干渉に乗り出すだらうといふことであつた。

さてこの際、イギリス政府としてとるべき道は、ドイツに對して、若しチエコを攻撃するなら一戦を交へると威嚇するか、全然傍觀者として事態を成行に委せるか、或は調停に依つて平和的解決を試みるか、三者の中何れか一つを選ばねばならなかつた。

ドイツ軍がテエコ國境に集結しテエコ軍との衝突の危険が近づき、テエコ總動員發令が迫つた時、予がドイツに飛びヒトラー總統と會見することに決定した。予がかゝる方針に出た事は、英國首相として相應しからぬ行爲だとの非難を受けるかも知れぬが、それは予の意に介するところではない。(否、否、々との聲あり)予はヒトラー總統と會談を開始するや、事態は一般に信じられてゐるよりも遙かに緊急且つ重大であることを忽ち了解したのである。

ヒトラー總統は予に對し、ズデーテン・ドイツ人の要求が彼等だけで達成されない場合、ドイツはあくまでズデーテン・ドイツ人を援助する意向であり、この際世界大戦の危険を冒すことも敢て意に介しないと述べた。ついで總統は、英國がドイツに對し恐喝を行つてゐると苦情をのべたが、予はこれに對し恐喝と警告は明日に區別せねばならぬ旨を返答した。ヒトラー總統は、もしも予が英國政府は民族自決の原則を承認すると保障してくれるならば、總統は右原則實施の手段につき討議に應ずる用意があると述べた。これに對し予は、予が回答を得るまでヒトラー總統が敵對行動に出ることをさけるならば、予は歸國し同僚と協議する意向なる旨を述べた。これに對しヒトラー總統は予に保障を與へたが、テエコにおける新たな事態の發生は總統の手を拘束するものでないとの條件付であつた。

ランシマン卿は又テエコ・スロヴァキアはスキスの如き中立政策をとらねばならぬと考へる旨述べた。

ロンドンの英佛會談では、ヨーロッパ戦争を回避する活路を見出す唯一の道は、民族自決の原則を受諾するにあるといふ意見一致した。従つて英佛兩國政府はテエコ政府に對し、ズデーテン人が五割以上を占める總ての地域を直接ドイツに譲渡する案を通告し、即時これに同意する様を請した。

テエコ政府はこれ等の提案を即時無條件で受諾した。ブラーグの英公使はベネシユ大統領に對し、英國政府はテエコ人の示した甚大な犠牲並にその偉大な公共精神を大いに多とするものであると通告するやう訓令を受けた。

テエコのシロヴィ新内閣は軍事獨裁政府ではなく、同内閣は英佛共同解決案を受諾してゐるのである。英國政府はポーランド

及びハンガリーの要求も顧慮しこれに理解を與へてゐるが、今のところズデーテン問題の解決に全力を集中する意向である。ハンガリーは動員の措置をとり陸軍兵力を倍加した。

九月廿三日ゴードスベルグにおけるヒトラー總統との第二次會談で、ヒトラー總統に對し、現在の情勢が落着した場合テエコを挑發せざる侵略に對し保障することを提案したところ、ヒトラー總統は反對はしなかつたが、イタリーその他の各國が参加しない限りドイツはかゝる保障はなし得ないと述べた。

予はヒトラー總統に對し、この保證に参加することを要求したのではなく、テエコと不可侵條約を締結する意圖ありやを訊きたいのであると語つた。ヒトラー總統はテエコ國內における他の少數民族の要求が満足されない限り、かゝる條約の締結には反對する旨を述べた。しかしその後自己の見解を積極的形式に現はし、他の少數民族問題が解決された時は、國際保障に参加する用意ありと言明した。しかしヒトラー總統は、ズデーテン地方移譲に關する提案はあまりに遷延的だといつて拒否した。しかして後に覺書に盛られた案の大綱を説明した覺書と違ふのは、たゞこの時は何等の期限が明示されてゐなかつたことである。予がこの全く豫期しなかつた事態に直面して如何に困惑を感じたかは、諸君の良く諒解されることであらう。

ヒトラー總統はベルヒテスガーデン會談に際し、ズデーテン・ドイツ人の自決權が原則的に承認されれば、その實行方法につき討議を開始する用意がある旨を言明したにも拘らず、今度は予に對し「貴下が自決權の原則を承諾して再び予と會談することとならうとは全く豫期しなかつた」と語つたのである。だが諸君は總統が意識的に予を欺いたとは考へないで頂きたい。予は欺かれたとは全然考へてゐないのである。

總統は最後の會見に際し予に覺書と付屬地圖を手交したが、總統はこの覺書でズデーテン地方を即時割讓すべきことを要求し、必要な場合には先づ人民投票を行ふやう提唱した。予は右覺書中に初めて期限が付されてゐることを發見した。従つてこの機會

に予はかゝる期限を固執することにより起るべき危険、並に一旦戦争が勃發した場合これに伴ふべき恐るべき結果を強調せざるを得ないと率直に述べた。予は右文書を最後通牒であると指摘し右文書の文句並に調子は、中立諸國の輿論を刺戟させないでおかないであらうと述べ、且予が平和確保のためになした諸努力に對しヒトラー總統が應じ得なかつたことを痛烈に非難した。しかし會談はかく極めて率直な言葉で進められたにも拘らず、これまでの會談に比べ遙に友好的に行はれたのであつた。ヒトラー總統は更に、予の回答は軍事行動の計畫を阻害してゐると述べ、予の國境問題に關する提案は軍事行動の結果得らるべきものとは大分相違してゐると語つた。更にヒトラー總統は訣別の會談において、これがドイツの歐洲における最後の領土的野心であることを熱心に繰返し、ドイツは何處までも英國と友好的關係を維持したい希望で、ズデーテン問題が片付けば更に會談を再開する用意があると語つた。總統は更に植民地問題も相當困難な問題ではあるが、これは戦争を惹起するやうな難問題ではなく、植民地獲得のため軍事動員に訴へることはあり得ないと述べた。

予は九月廿四日ロンドンに歸還しドイツの覺書をチエコに通達した、チエコ政府は九月廿五日回答したが、それは現在の形におけるドイツの要求は絶対的且つ無條件に受諾し得ないことを述べたものであつた。同夜ドラディエ佛首相、ボンネ外相がパリよりロンドンに飛來し、英國政府と意見を交換した。會談は翌廿六日續開されたが、フランス兩相はチエコが攻撃された場合、フランスは條約上の義務を果す決意ある旨を語つた。これに對しわれ／＼は、もしフランスが條約上の義務から戰闘行為に引き込まれる場合には、われ／＼はフランスを支持せざるを得ぬと感ずるであらうと答へた。

予はフランスの賛同を得て、九月廿六日ウイッソン政府顧問をして予の親書を携へ、ヒトラー總統がシユポルト・パラストで演説を行ふ以前にヒトラー總統の許に赴かした。

予はこの親書において、武力行使の代りに英國代表立會の下に獨・チ兩國代表が直ちに討議を開始することを提議した。ウイ

ッソン氏はヒトラー總統に對し、予の親書を九月廿六日午後傳達した。ヒトラー總統は覺書の立場から離れることを拒絶し、これ以上の會談は更に堪へ難き遷延に導くのみだと述べた。予は去る廿六日のヒトラー總統の演説を讀んだ後、總統がチエコ側で我々の約束を履行しないかも知れぬと惧れてゐることを知り、この約束の履行を保障する旨の聲明を發した。廿七日午前ウイッソン特使はヒトラー總統との會談を再開し、予が英佛會談の結果と稱するものを明確な形で總統に傳達した。

廿八日午後零時半頃予はヒトラー總統からウイッソン特使を通じて送つた予の書翰に對する回答を受取つた。回答を熟讀した結果、總統はドイツ側の覺書中に指示してある線を越えて軍隊を動かす意向がなく、しかもこの軍の移動は十月一日までに行ふやう明確に述べ、更にドイツは秩序が維持され人民投票が自由投票によつて行はれるやうに要求してをり、人民投票の結果を尊重し且つ少數民族問題が解決された時はチエコの爾餘の部分につき國際保障に参加する用意がある旨述べてゐることが明かとなつた。

これは寧ろ事態を好轉すべき聲明であり、予は總統がその言に忠實であることを確信すると言明することを懼らない。然しこの時、眞先に予の心中に浮んだことは、困難並に暗黒は今や再び軸點に集結されつゝあり、交渉によつて解決し得ないことはなとの考へであつた。かく痛感した予はヒトラー總統に對する最後の訴へとして次の親電を送つたのである。

貴下の書翰を讀んだ後予は戦争に訴へることなくまた遅滞なくして貴下がすべての本質的なものを獲得することは出来ないと感じるに至つた。よつて予は貴下並にチエコ政府代表と問題處理を討議するため直ちに予自らベルリンに行く用意を整へた。また貴下が欲するならばフランス並にイタリー兩政府代表をも加へたい。予は一週間以内にわれ／＼が必らずや諒解に到達することを確信する次第である。予は貴下がこの積年の問題の解決を僅か二、三日遅らせるのを拒否されることによつて、世界文明を終焉せしめるやも量り難い世界戦争を開始する責任を負はれるとは信ずることが出来ない。同時に予はムツソリニ首相に對しても親書を送り、この最後の訴並に予のベルリン訪問の申出を通告し、且つムツソリニ首相

も自ら會談に出席する旨ヒトラー總統に通告し、且つ全世界をして戦争を避けしめる予の提案にヒトラー總統が同意するやう要請方を希望した。

これに對する回答において、ムツソリニ首相は駐獨伊大使アットリコ氏に訓令を發し、直ちにリッペントロツプ外相と會見して、イタリーはドイツ支持の誓約を完全に履行する決意を有するものであるが、英國の要請も非常に重要視してをり、且つムツソリニ首相はヒトラー總統がウイルソン氏に語つたところによれば、ドイツが廿八日午後二時にとる豫定とされてゐる行動を平和的解決案検討を許容するため廿四時間延期するやう要請する旨通達せしめたことを報じて來た。これに對してヒトラー總統は廿四時間動員を延期することを承諾した。

吾人は過去に於て、ムツソリニ首相に對して如何なる見解を抱いてゐたにせよ、予は何人も彼のこのゼスチュアを歓迎するものと信ずる。ヒトラー總統は終始我々と協力する意思を持つてゐたが、單に意思を持つてゐたばかりでなく、今や進んで予に對し、廿九日午前ミュンヘンにおいて會談するやう招請して來たのである。總統は更にムツソリニ伊首相、ドラダイエ伊首相に對してもまた招請を發した。ムツソリニ首相はすでにこの招請を受諾したが、ドラダイエ首相もまた必らずやこれを受諾しよう。予が如何なる回答をするかについてはこゝに言明する必要があるまい。危機が又も延期されたと聞いた時、心の躍るのを感じない議員が一人でもあらうか。最後に予は、議員諸君が予を一時解放され、この最後の努力が何を齎らすかを見守つて頂きたい。予は情勢の新發展に鑑み討論を數日間延期することを提案するものである。

第十二節 チェコ政府の態度

九月二十一日チェコ政府はベルヒテスガーデン會談の結果作成されたる英佛案受諾の回答を發したが、チェコ政

府が英佛案を受諾したのは、あまりに突然で、國內輿論啓發の準備がなかつたため、ブラーグに於て同日より政府反對の示威運動が行はれ、二十二日には大規模となり、共産黨を中心に組織せられ、政府當局の辭職及び軍事獨裁内閣の組織を要求した。茲に於てホツザ内閣總辭職し、シロヅイ將軍を首班とする新内閣が組織せられ、同内閣は直ちにラヂオを通じて國民に呼び掛け、此の際國民は示威運動等に耽ることなく自己の任務に専心すべく、従つて徒らに秩序を紊し、外國に對し干渉の口實を與ふるが如きは愛國者として嚴に慎むべきなりと戒めた。

獨逸官邊ではシロヅイ將軍が新首相として登場したことに對し、不滿の色を示し、九月二十二日のナチス機關紙は左の如くシロヅイ將軍を攻撃した。

チェコの新首相シロヅイ將軍は、チェコ國民から親蘇派の巨頭と目されてゐるが、それは理由なきことではない。彼は反獨の異端者フスの教を奉ずる軍國主義者で、戦争の冒險をも恐れぬ人物である。ベネシユ大統領が彼を新首相に任命したことは重大な危険を孕むものである。廿二日夜新内閣成立と時を同じうして、チェコ軍新部隊のズデーテン地方移動が報道されるのは偶然のことではない。この情勢の意義は誰の目にも明かだ。

九月二十三日のゴードスベルグの覺書がチェコ政府に通報せらるゝや、同政府は直ちに總動員を行ひ、一旦引揚げたる軍隊を再びズデーテン獨逸人地方に侵入せしめたが、これに關しチェコ政府は九月二十五日左記趣旨の聲明書を發し、動員理由を明らかにした。

ゴードスベルグ會談に於て獨逸側が提案を爲すに及び、チエンバンレン英首相は、右提案の受諾方をチェコ政府に勸告し難きを察したるが、其の結果二十三日午後六時英佛公使は、本國政府の命に依り、最早英佛はチェコ國に對し之以上消極的に止まり必

要なる軍事的準備をせざる様動告する責任を取る能はざる旨通報し來り、且國境方面の挑發的行動益々頻繁なるに鑑み直ちに動員を命じたり。

更に同日チェコ政府はゴードスベルグ覺書に對し「獨逸の要求はチェコの獨立に關する凡ての保障を奪ふものであり、チェコ政府はその現在の形式に於ては、絶對的且つ無條件にこれを受諾し得ざることを宣言す」云々の回答を英國政府に通達した。右に對し九月二十六日ヒトラー總統は、國民大會席上ベネシユ大統領の態度に痛烈なる攻撃を加ふる演説を行つたが、その要旨は次項掲載の通りである。

第十三節 ヒトラー總統の國民大會演説

ヒトラー總統は九月二十六日夜八時シュポルト・パラストの國民大會席上で演説を行ひ、ベネシユ大統領の態度を痛撃し、最後の決議を全國民に放送したが、その中に於て「獨逸はズデーテン地方の併合を最後とし、歐洲に於てもはや領土的野心を有せず」と述べたことは世人の注意を惹き、ヒトラー總統が何故斯の如き退嬰的宣言をなしたかに付き、寧ろ奇異の感を抱かしめた。

ヒトラー總統は右と同一の言明をゴードスベルグ會談終了の際、チェンバラレン首相に對しても與へたと云ふことであり、そのことは同首相の前掲經過報告中にも述べられてある。

約束を重んずることは獨裁者の生命であるから、一旦右の如き言質を與へた以上、ヒトラー總統は必ずこれを守らなければならぬことと思はれるが、この約束を嚴守すれば、所謂ワイヒゼル廻廊、ダンチツヒ、メーメル等の併合は出來ないことになりはしないか、ダンチツヒには三十六萬の獨逸人が居り、メーメル地方にも十萬餘が居住して居る。ヒトラー總統はこれらを今後どうするつもりであらうか、又ウクライナ問題に手をつけるとすれば、そこでも右の約束が邪魔になりはしないか、興味ある問題である。右に關する九月二十六日の演説要旨は左の通りである。

九月廿三日のゴードスベルグ覺書はベネシユ氏のすでに承諾したることを實行に移さんとするものに外ならず、即ちズデーテン地方を今直ちに割讓せんことを要求するものにして、國境は數十年間の民族及び言語關係を考慮して決定し、この地方に軍隊を駐屯せしめ、人民投票を行はんとす。右投票はザールの人民投票の例に従つて行ひ、國際委員會をして監督せしめ、國境の確定また國際委員會をして行はしめ、細目事項は獨逸兩國委員により決定す。これらの點につき余は多大の讓歩を行ひたり。ドイツはチェコ問題以外に歐洲においては最早領土的な要求を有せず、余の忍耐は今や極點に達したり。戦争か平和かその決定はベネシユ自身の手中に在り云々。

第十四節 ミュンヘン四國會談

チェコ政府が獨逸のゴードスベルグ覺書を拒絶するや、獨逸はチェコに對し九月二十八日午後二時を期限とし、獨逸最終覺書の受諾を要求するの措置を執つた。

かくて事態は愈々急迫し、戦争は不可避と觀測せられ、歐洲の天地は息詰まる様な空氣に包まれた。

かゝる際、チェンバラレン首相は前掲經過報告末段にある親電をヒトラー總統に送り、同時にムツソリニ首相に對

し、斡旋方依頼の親電を發した。

ムツソリニ首相はチエンバレン首相の請を入れ、直ちに電話を以てヒトラー總統と協議したが、その結果ヒトラー總統は九月二十八日午後二時にとることになつてゐた豫定の行動を、二十四時間延期することにし、九月二十九日午前ミュンヘンに於て會談する様、チエンバレン首相、ムツソリニ首相及びダラデイエ首相に對し招請狀を發した。かくてズデーテン問題大詰のミュンヘン會談は四巨頭の間に開催せらるゝことになつたのである。

九月二十九日午前中に四巨頭は相次いでミュンヘンに到着し、會議は午後一時五十分から開かれた。會議室には四巨頭の外、伊外相チアノ伯、獨外相リッペントロップ、佛外務事務總長レジェが列席し、獨逸外務省のシュミットが通譯に當つた。會議は夜に入り夕食後更に續行、九月三十日午前一時半に至つて閉會、遂に四國協定の成立を見た。

チエンバレン首相は更にヒトラー總統と會談して、英獨關係の將來に付き諒解を遂げ、又ムツソリニ首相とも西班牙問題に關して意見の交換を行ひ、獨伊兩獨裁國との關係の調整を計つた。

斯くてチエンバレン首相は九月三十日空路歸國したが、ロンドン郊外のヘストン飛行場に到着するや、數千の群衆同飛行場に詰めかけて歡呼の聲を上げ、首相が其處より直ちにバッキンガム宮殿に伺候するや、群衆は宮殿の周圍に集つて歡呼の聲止まず、ジョージ六世には首相の勞を稿はれた後、エリザベス皇后及びチエンバレン首相と共にバルコニーに出でられ市民の熱狂に應へられた。

ダラデイエ佛國首相もパリに到着するや、凱旋將軍の如く熱狂的歡迎を受けた。然して佛國では、チエンバレン

英首相を新しい型の英雄であり、各國平和の恩人として感謝し、パリ・ソワール紙の如きは、チエンバレン首相の勞を稿ふために、フランスの田舎に別荘を建てるための資金の募集を開始した。右別荘は名付けて平和莊と呼び、それはチエンバレン首相の趣味にあつた質素な田舎家で、景色勝れた河岸に建て、魚釣りを楽しませるためだといふ。以て佛國民が如何にミュンヘン協定の成立を喜んだかを窺ふことが出来る。

四國協定は(一)協定、(二)附屬書、(三)宣言、(四)補足宣言より成り、その内容は左の通りである。

一九三八年九月二十九日ミュンヘンに於て締結せられたる協定

獨逸、英國、佛蘭西、伊太利はズデーテン獨逸人居住地域の獨逸への讓渡に關し、既に原則的に妥結に到達し居るを考慮し、右讓渡並に右に關する手續を規定する左記條件に同意せり。而して本協定により關係諸國は各々その實施を確保するに必要な措置に對し責任を負擔す。

一、撤退は十月一日より開始す。

二、英吉利、佛蘭西、伊太利は地域の撤退は現存する設備を破壊することなく完了せらるべきこと及びチエコ政府は右設備を毀損することなく撤退を實行すべき義務を有することに同意す。

三、撤退を規定する條件の細目事項は獨逸、英吉利、佛蘭西、伊太利、チエコの代表者を以て組織せらるる國際委員會により規定せらるる。

四、十月一日より獨逸軍隊は壓倒的多數の獨逸人居住者を含む地域の段階的占據を開始す。附屬地圖に示せる四地域は次の順序即ち第一地域は十月一日、二日、第二地域は十月二日、三日、第三地域は十月三日、四日、第四地域は十月六日、七日獨逸軍により占據せらるるものとす。

殘餘の地域中特に獨逸的性質を有するものは前述國際委員會に依り決定せらるべく、十月十日迄に獨逸軍により占據せらるべきものとす。

五、第三項に規定せられたる國際委員會は人民投票を行ふべき地域を決定し、又此等地域は人民投票の完了迄國際軍隊により占據せらるものとす。同委員會はザール地域の人民投票の條件を規準とし、人民投票を行ふべき條件を規定す。委員會は亦人民投票を實施すべき期日を定む、但し十一月末日以前とす。

六、國境の最後の確定は國際委員會之を行ふ。本委員會は又獨逸、英吉利、佛蘭西、伊太利四ヶ國に對し、無投票にて讓渡せらるべき地帯の嚴密なる人種學的決定に付、或る例外的場合に於て、些少の變更を勸告するの權利を有す。

七、讓渡地域居住者の國籍に關しては選擇權を有すべく、右選擇權は本協定の日附より六ヶ月以内に行使すべきものとす。獨逸委員會は選擇の細目事項を決定し、人民の移轉を容易ならしむる方法を検討し、右移轉により生ずる原則に關する問題を解決すべきものとす。

八、チエコ政府は協定の日附より四週間の期間内に釋放を欲するズデーテン獨逸人を軍隊及び警官隊より釋放し、又チエコ政府は同期間内に政治犯罪の爲め禁錮刑に服役中のズデーテン獨逸人、捕虜を釋放するものとす。

アドルフ・ヒトラー

ネヴィル・チエンバレン

エドゥアルド・ダラディエ

ベニト・ムッソリニ

ミュンヘンに於て

一九三八年九月二十九日

協定附屬書

英吉利政府及び佛蘭西政府は、九月十九日の英佛提案第六項中に含まるる挑發せられざる侵略に對するチエコ國新國境國際的保證に關する申出を尊重するとの基礎の上に上記協定の締結を爲したり。チエコに於けるポーランド人並にハンガリー人少數民族問題が解決せられたる時は、獨逸及び伊太利はチエコに對し其の保證を與ふべし。

ミュンヘンに於て

一九三八年九月二十九日

宣言

四ヶ國政府首腦者はチエコ内に於けるポーランド人及びハンガリー人少數民族問題が兩國政府間の協定により、三ヶ月以内に解決せられざる場合は、更に此處に參列の四ヶ國政府首腦者の會合に於て議題となすべき旨を宣言す。

ミュンヘンに於て

一九三八年九月二十九日

補足的宣言

領土移讓により生ずべき諸問題は國際委員會に附託せらるべきものと認めらる。

此處に參列の四國政府首腦者は本日署名せる協定により規定せられたる國際委員會は、獨逸外務省國務次官、在伯林英、佛、伊全權大使及びチエコ政府により任命せられたる代表者により構成せらるることに同意す。

ミュンヘンに於て

一九三八年九月二十九日

第十五節 四國協定の實施

歐洲は四國協定の調印に依り大戦争の災禍を免れた。然しそれは全部チェコの犠牲に於てであつた。ミュンヘン會議に於てヒトラー總統の要求は殆んど全部受諾せられ、チェコの得た處は分割後の新國境を四國が保障すると云ふに過ぎない。

チェコ政府は四國協定を受諾するの外なかつた。シロヴィイ將軍は九月三十日午後五時ラヂオを以て四國協定受諾の旨を左の通り發表した。

チェコが議定書を受諾することになり戦争は回避されるであらう。然しこの受諾は、チェコ領土の犠牲を意味する。チェコは英、佛、ソ聯の援助なくしてはドイツの重層的な要求に抗することは出来ない。チェコ國民はこの際この領土の犠牲を忍従しなければならぬ。

この首相の放送演説の間、ブラーグ市内目抜の通りの辻々には警官が配置されたが、何ら煽動的示威運動も起らなかつた。首相の演説が終るや群衆は國歌を唱ひ續けた。

四國協定に基く國際委員會の委員は直ちに任命せられ、九月三十日午後第一回會議を獨逸外務省で開催し、小委員會を設置し仕事に着手した。

チェコ政府は九月三十日夜半から軍隊の撤收を開始し、左のコムミュニケを發表した。

チェコ政府は九月廿九日英佛獨逸四國政府によつて調印され、同廿日チェコ政府自ら受諾した協定議定書に基き、九月卅日夜半から十月一日早曉にかけミュンヘン協定に規定する第一區域からチェコ軍を撤收することとなつた。右區域からの撤收は十月

二日を以て終り、續いて他の區域につき漸次撤收を實行する意向である。第一區域はバツサウ並にリンツの北方獨逸西南國境に近い南ボヘミア地方に當り、ザアレン及びホーヘンフルトその他モルダウ河流域の諸都市を包含する。

他方九月三十日獨逸陸軍長官ブラウヒッチは十月一日午前零時を期し、獨逸軍は新割讓地域に進入すべしとの命令を下し、獨逸軍は十月一日より七日までに豫定の如く無事四地區の占據を終つたが、これより先き十月六日、國際委員會は協定第四條に所謂「特に獨逸的性質を有するもの」として第五區を決定したので、右第五區の占據は十月八日から開始せられ、同九日に完了した。

右第五區の決定に就き、チェコ政府は、ラヂオにより左の通り報告して、國民の了解を求めた。

國際委員會は六日の會議に於て人民投票によらずして、十月十日迄にドイツ軍の占領すべき第五區の地域劃定を行つたが、之は一九一〇年の國勢調査による戰前統計を基礎として決定されたものである。チェコ政府はこれに反對し且つ抗議したが、ドイツ軍の占領により切斷されるチェコ鐵道の交通連絡の維持につき、今後チェコ鐵道總局と協定を締結すべきことが保障されただけで、右地域の劃定については何等修正が許されなかつた。政府がこの苛酷な現實を國民諸君に報告するの已むなきことは遺憾極まりないところではあるが、諸君は政府が正當な經濟狀態の維持につき最善を盡しつゝあることを信じ、これを諒とされることと思ふ。ドイツ占領地域内居住の國民諸君は現在地に殘留し、冷靜に業務に従事し、各地方官憲の指圖を待たれよ。諸君がこの際急いで現在地を引揚げることは結局諸君の利益を害することになるであらう。

其の後國際委員會は十月十三日の會合に於て、獨逸兩國間新國境は六日同委員會に於て決定したる第五區の線を基礎とし確定せられ得べく、唯四國協定第六條に従ひ些少の變更を加ふることあるべきを確認し、右事情に鑑み之以上人民投票を行はざるべきことを全會一致決議したる旨發表せられた。

次いで十月二十日獨チ國境線の最終的確定に關する議定書が柏林に於て調印せられ、ヒトラー總統はブラウヒツチ陸軍長官に對し、ズデーテン地方の占據の勞を謝すると共に、二十一日より同地方の軍政を解除し、民政を施行すべきことを命令し、ヘンラインを長官に任命した。

第十六節 英獨平和宣言の發表

ミュンヘンに於ける四國會談を機會にチエンバレン首相は獨伊兩國の獨裁者と懇談を遂げ、イーデン前外相に依り破壊された兩國との親善關係を取り戻すことに努力した。その結果英獨間には共同平和宣言の發表となり、英伊間には英伊協定發効の聲明となつて現れ、歐洲四國協調の可能性を思はしむるに至つた。九月三十日の英獨共同聲明は左の通りである。

我々は今日更に會談せる結果、英獨關係は兩國のみならず歐洲にとり最も重要な問題なりとの認識に於て一致せり。我々は昨日署名せられたる協定及び英獨海軍協定を以つて、英獨は決して再び戦ふこと無かるべしとの右兩國の希望を表徴するものと認む。

我々は兩國に關係ある諸問題を協議の方法に依り處理すること、及び今後生ずべき意見確執の原因を除き以て歐洲平和の確保に寄與すべく努力するの決意を有す。

第十七節 四國協定と英國議會

(一) チエンバレン首相の報告

チエンバレン英首相は十月三日午後の下院に於てミュンヘンの四國協定成立の経緯につき報告演説を行つたが、チエンバレン首相は先づ四國會談前の緊迫した情勢より説き起し、四國協定はこの情勢の下における最善の對策なりと喝破し、左の如く述べた。

ミュンヘンの四國會談開催直前の情勢は事情逼迫し遷延を許さぬ状態にあり、悲惨なる戰爭勃發の凡ゆる要素が備はつてゐた状態にあつた。ゴードスベルグの第二次會談でヒトラー總統より提出された覺書と四國協定とを比較すれば、公平な考へを持つた人ならば、何れも此修正が同一の線、即ち平和的手續の線に沿ひ、極めて重要な修正が加へられてゐる事を認めるに違ひない。四國協定は最早最後通牒ではなく又如何なる個人或は國家の勝利とも見做さるべきものではない。ヒトラー總統のゴードスベルグ覺書は實際は六日の期限付の最後通牒であつた。四國會談では再び英佛共同解決案に還り、英佛獨伊の關係、四國の共同責任及び監視の下に主要點の適用條件を決定したのである。四國協定には英佛は挑發せざる侵略に對しテエコの安全を保障する旨の規定があるが、之はゴードスベルグ覺書中には含まれてゐないものである。四國會談の眞の成功は四大國が何等人命の損失無くして、極めて困難微妙な對策を商議により決定し、現存文明を絶滅せしめるが如き大慘禍を回避し得ることが判つたことにある。チエンバレン首相は次いで、對チエコ經濟援助問題に轉じ、英國政府は目下三千萬磅の對チエコ借款を考慮中なる旨を言明、次いでヒトラー總統を始め關係各國政治家が、平和解決のために寄せた協力を謝し、更に英獨共同宣言に言及して曰く、

余はミュンヘン四國會談の終りに際し、ヒトラー總統との間に英獨共同宣言を發表したが、右はドイツとの間に新しい協定を締結したのではなく、新たな義務を負担したものでない。英獨共同宣言中には秘密諒解は全然存在してゐないのだ。ヒトラー

大統領との會談は何等第三國を目標とするものでなく、單に、ヒトラー總統との間に連絡を保たんとする目的に出たものに過ぎない。このことは現代外交にとり不可欠の要件であると信ずる。過去一週間の出來事は拱手傍觀してゐては斷じて平和を確保することは出來ないとの教訓を示したではないか。平和を達成するために活潑な積極的努力が必要なのだ。我々は一日にして樂園を建設することは出來ない。ミュンヘン四國協定が成立したからと言って、我々の努力を緩めてよいなど一人でも考へてはならない。

最後にチェンバレン首相は軍備強化の必要な所以を力説、次の如く結んだ。

英國は單獨で軍縮を實行することは出來ない。軍備縮小について他國の協力を確保し得ることが明かにならぬ限り、英國は常に警戒を怠つてはならない。我々は英國を防衛し、その外交を有効ならしめるために、我が軍備を強化するの決意を新たにしなければならない。余は飽く迄現實を直視するものだが、今や軍縮問題に接近すべき新たな機會が到來しつつあることを感ずるものである。

(二) 反對派の論難

十月三日午後の下院に於てチェンバレン首相の演説に續き、反對黨の労働黨首アトリー少佐は起つて、チェンバレン外交を論難、ミュンヘン四國會談は暴力の勝利に他ならぬ旨次の如く痛烈に攻撃した。

チェンバレン首相が一方ではミュンヘン四國會談による平和の確保を謳歌しながら、他方では軍備強化を主張してゐることは矛盾も甚だしい。チェンバレン首相は結局武装休戦を確保したに過ぎないではないか。我々は現に悲劇の眞只中にあり、屈辱を受けつゝありとの感無きを得ない。ミュンヘン四國協定は理性と人道の勝利ではなく暴力の勝利なのだ。チェンバレン首相が平和確保のため致された努力は勿論多とするものだが、余はこの機會に恥づべき不信の犠牲となつたベネシユ大統領並にチエコ國

民に對し特に敬意を表したい。かくて暴力の脅威が今後永く全歐洲の上に重くおしかぶるであらう。チェンバレン首相がベルヒスガーデンにおいてヒトラー總統と第一回の會談を遂げた際持歸つたものは、提案に非ずして最後通牒だつたが、ゴードスベルグにおける第二回會談では最後通牒は更に苛酷なものとなり、チェンバレン首相自身もチエコ政府に對してその受諾方を勸告することは出來なかつた程であつた。要するに四國會談は暴力に屈服し獨裁者の意志に屈服して戰爭を回避したものに過ぎない。英國政府は辭を低うして自由に反する協定に加はつたが、これは危険千萬で英國民がこれに満足するとは思へない。

尙ほ閣僚中にも相當反對派あり、海相ダフ・クーパーは十月一日外交政策に關し、政府と所見を異にするを理由として辭職したるが、その他スタンレー商相、モリソン農相、エリオット保健相及びデラワール國庫尙書等も反對派に屬し、チエコ問題解決に依り、チェンバレン首相が戰爭を防止したる功績は之を認むるも、結局に於て獨逸の要求を容れ、チエコの犠牲に於て平和を獲得したるを攻撃した。

前海相ダフ・クーパーは十月三日の下院に於て辭任の理由を説明し、チェンバレン首相の軟弱外交を痛撃して、大要左の如く演説した。

過去數ヶ月間英國政府は自國の外交政策を他國に諒解させることに失敗し續けた。最後の瞬間に到つてやつと英國は一戦をも辭せぬ決意のある旨をドイツに知らせたが、それも極めて曖昧な方法によつてであつて、英國政府は獨裁國が諒解する様な辭句は用ひなかつたのである。ヒトラー總統やムッソリニ首相の様な精神状態にある者にとつて、チェンバレン首相やサイモン蔵相の使用した様な言葉は何等の意味をなさないのだ。ゴードスベルグ會談において、ドイツの提示した對チエコ最後通牒には、長期に亘る戰爭の後、殘酷且つ復讐心に燃える戰勝國が戰敗國に課する様な條件が連ねられてあつた。英國に戰意あることをドイツに知らしめる方法は、唯一つ英國海軍を動員するに在るのみであつて、余は兎も角ミュンヘンの四國會談の成果を鵜呑みにし

ようと試みたが、それは喉につかへて通らなかつた。

チエンバレン首相が内閣を始め友好國、自治領とも諮らず、専門家或は外交顧問にも相談せず、英獨共同宣言の如きに調印するのは、英帝國の外交を處理すべき正當な方法とは言へない。チエンバレン首相は、ドイツ人の利益のみ考慮してゐるヒトラー總統の信義に信頼し得ると考へてゐる。予はヒトラー總統との間に、總ての重要問題に關する合理的解決が見られるものとしてゐるチエンバレン首相の信念が、正しいことを希望し且つ祈るものであるが、如何にしてもチエンバレン首相と信念を同じうすることが出来ない。されば予は辭職する方がよいと信じたのである。

(三) ホア内相の辯護演説

ホア内相は十月三日下院において、アトリー労働黨首、シンクレア自由黨首、イーデン前外相等のチエンバレン外交攻撃演説に答へ、政府の外交方針を辯護して次の如く述べた。

獨裁が存続する限り戦争は不可避である、従つて戦争を遷延して我々の地位が愈々困難を加へるのを待つより、寧ろ全世界が積極的關心を示してゐる現在の機會を把へて、戦争を行ふべきだとの説をなすものがあるが、これは當らない。予はこの點につき全く首相と同じく破局は回避し得るとの信念を持つものである。一旦戦争が勃發すれば何國が勝利を占めようともチエコスロヴァキアは必らず一、二ヶ月内に破滅しよう。その際平和條約の締結者達が從來のチエコ國境を再現するため努力しようとは考へられない。予が外相當時チエコ政府に對しズデーテン問題を解決する様申入れを行ったことがあるが、イーデン前外相は更に強硬にズデーテン問題の解決を迫つた事實がある。もしベネシユ大統領が申入れを容れ問題解決を急いでゐたならば、事態は現在の場合と全く違つたものになつてゐたらう。何れにせよ我々の今回の行動によつてチエコスロヴァキア共和國は再生することが

出来たのである。チエコ國內における各少数民族問題が解決された時は、英、佛、獨、伊の保障に加へて更に英、獨、ソ、佛、伊五ヶ國間において不可侵條約が締結され、もつてチエコの新地位を保障することになれば、新チエコ共和國はスキスと同様、今後永く安全の地位を享受することが出来よう。予は以上の事情に鑑み、英國政府がチエコに勸告したことは總て正しかつたと主張するものである。

(四) 信 認 決 議

英國下院は十月五日外交討議を再開、劈頭サイモン藏相起ちチエコ問題の解決につき、英國政府のつた外交政策の支持方を要請する次の決議案を提出し、議會の承認を求めた。

下院は最近の危機に際し戦争を回避せしめ得た英國政府の政策を承認し、恒久的平和確保のため盡力しつゝある政府の努力を支持する。

次でサイモン藏相は右決議案の趣旨を敷衍し、チエンバレン首相の外交政策を極力辯護し、次で問題の根源は民族自決の原則を無視したチエコの建國にありと喝破し、左の如く述べた。

眞の問題は元々チエコが民族自決の原則に反して創設されたことに潜んでゐる。予はウイルソン大統領の有名な民族自決の原則が、すべての場合に正確に又満足に適用されてゐると信ずることは極めて困難であることが判つた。民族自決の原則は民族及び思想の極端に異なる人々を同一の地域に居住させることを規定したのではない。ウイルソン大統領は類は必ずしも友を呼ばぬといふことを承知して居られぬやうだ。チエコ政府はヴェルサイユ條約締結に際し、ドイツ少数民族に對しチエコ人と同等の權利とスキスに類似する組織を許容する旨を約したが、ランシマン卿の語られるところによると、ナチス政權の擡頭した四年前まではズデーテン人は全く悲惨な状態にあつた。

次いで下院は十月六日前記決議案につき表決を行った結果、三六六票對一四四票の多數を以てこれを可決し、政府の外交政策に對する信託を表明した。

第十八節 其の後のチエコ

(一) ベネシユ大統領の辭職

ミュンヘン會議の結果、チエコはその領土の重要部分を割取せられ、引續いて波蘭、ハンガリーに對しても、領土割讓の已むなきに至つたので、ベネシユ大統領は十月五日、責任を負つて辭職し、同夜ラヂオを通じて全國民に對し、左の如く辭職事情を説明し、訣別の挨拶を行った。

予はミュンヘン協定成立後直ちに辭職するつもりであつたが、強力且永續性ある内閣が誕生する迄と思つて、今日迄辭職を延ばしてゐた譯である。予が嘗て大統領に選ばれた時と現在とは全く事情を異にしてゐた。今や事態は一變し予の存在はチエコの新事態打開に邪魔物となつた、斯くて予は今日の事態を招致した責任を負ひ辭職するのが最も賢明な策であると考へるに至つたのである。祖國チエコにとつて大切なことは昔を忘れないことである。チエコは縮少されるに至つたが、然し今日のチエコと雖も新しき且強固な基礎の上に新國家生活に向つて出發するには充分である。

ベネシユ大統領の辭職に依り、十一月三十日の議會で大統領選舉が行はれ、エミール・ハツハが當選した。

(註) ハツハは一八七二年生、著名の法律家にして、チ國獨立後一九一八年以來ブライグ行政裁判所判事たりしが、一九二五年以降裁判所長たり。海牙國際司法裁判所判事をも兼ね、政治に關係せること無き純然たる法律家である。

(二) スロヴァキアの自治

スロヴァキアの自治運動はチエコ國建設前から存在した。一九一八年五月米國ビツツバグ市でチエコ民族とスロヴァツク民族代表者との間に、所謂ビツツバグ協定が出来た。それはチエコスロヴァキア獨立の嚆には、スロヴァツク民族に自治を與ふべきことを約したもので、後の大統領マサリツクが之に署名して居る。

一九三八年六月スロヴァツク民族代表は右協定本書を米國より持歸りて發表し、スロヴァツク人民黨は本協定の精神に従ひて、スロヴァツク人の自治を要求する旨を宣言した。

- スロヴァツク人民黨の要求する自治案の内容は、その機關誌に發表せられたところに依れば大要左の通りである。
- 一、スロヴァツク議會を設置し、同議會は其の議員中より選拔せられたる者を以て地方政府を組織す。地方政府は市民權、移民、税關、航空、海運、郵便、電信、電話、課税、專賣及び國家事業に關するスロヴァツクの事項に付立法權を有す。
 - 二、外交政策、國防及び財政はブライグ政府の統轄に屬す。
 - 三、スロヴァツク語を公用並に教育用語として承認す。
 - 四、現境界内に於てスロヴァキアを共和國內自治區域とす。
 - 五、スロヴァツク兵士はスロヴァキア内駐屯部隊にのみ勤務す。
 - 六、スロヴァツク行政裁判所及び最高法院を設置す。

更にブライグ議會に於けるスロヴァキアに關する法案提出は、スロヴァツク下院及び上院議員の過半数の賛成を必要とす。

其の後スロヴァキア自治運動は次第に有力となりつゝあつたが、十月三日に至り、スロヴァキア人の三分の一を占むるスロヴァキア自治團體は、無任所相クルマクを通じ、二十四時間以内にスロヴァキアの自治要求が入れられぬ場合は、同無任所相は辭職の外なき旨をチエコ政府に通告した。

かくて内憂外患のチェコ政府は、十月六日スロヴァキア民族の自治を承認することにし、スロヴァキア自治政府が新たに成立し、同政府は十月十日ブラティスラヴァに最初の閣議を開き、チェコ共和国憲法の根本的修正が確定するまで、スロヴァキア民族に關する一切の事務を遂行することに決定した。

(三) 經濟問題

ズデーテン地方その他の領土を失つたチェコが當面せる最も困難なる問題は經濟再建である。ミュンヘン協定の結果、チェコはその産業の八割を失つたと云はれる。それは幾分誇大に失すべきも、チェコが重要産業を失つたのは事實で、人絹その他紡績工業、有名なる硝子工業、陶器工業、製紙業等は殆ど之を失ひ、石炭、木材資源、ビール原料ホップを失ひ、更に世界的に有名なカルスバード、コリエンバード等の療養觀光地を喪失した結果、外客誘致に大なる打撃を受くることとなつた。残れる重要産業は僅に鐵工業、武器製造業等である。

チェコの地勢は東西に長く、之を貫通する鐵道幹線は南北の國境附近を通過してゐたが、國境地方が隣國に割讓せられたるため、鐵道が諸所に於て外國領土に依り切斷せらるゝこととなり、新たに中央を走る鐵道を敷設する必要を生じた。英國より取敢へず與へられた一千萬磅の借款は之に充當せられると云はれた。又チェコはズデーテン地方に勤務した多數の官公吏及び労働者が失業したので、差當り之が救済の必要あり、今後の國防、財政上の關係より軍人の失職者も多かるべく、之が救済問題は同國の深刻なる悩みである。

(四) 外交關係

ミュンヘン會議以後のチェコの外交關係は大變化を生じつゝある。從來チェコは一方蘇聯に接近し、他方英佛に

頼り、獨伊樞軸に對抗する關係にあつたが、爾後は一轉して對獨關係の調整に外交の中心を置き、從來相嫉視した波蘭及びハンガリーとも、少數民族問題を清算したる上は、善隣關係の確立に努力するものと思はれる。

新任チェコ外相チュワルコウスキーは十月十三日獨逸を訪問し、ヒトラー總統以下と兩國々交の調整に付協議を遂げたが、ナチス黨方面よりの情報に依れば、右會談に於てヒトラー總統は、大體左の如き態度を執つたと云ふことである。

- 一、チェコ政府はチェコ内のハンガリー人が優勢を占める地方を速かにハンガリーに讓渡すべきである。
- 一、しかしドイツは、洪波兩國が國境を接するやうに、ルテニア地方全體をハンガリーに移讓すべしといふ洪波兩國の要求は支持しない。
- 一、ドイツはチェコがチェコ人、スロヴァキア人、ルテニア人の三自治區にわかれ、軍隊及び外交政策のみを共通とする共和國として更生することを歓迎する。
- 一、チェコは佛蘇との現在の同盟關係を清算すべきである。
- 一、ドイツは軍事的要素としてのチェコの將來を重視せず、従つてチェコがドイツと軍事的條約を締結するか否かについては無關心である。

政治の一般的傾向も右傾しつつあり、スロヴァキア自治政府は其の成立後直ちに共產黨に解散を命じたが、チェコ政府が十月二十日國內各地の共產黨に解散を命じ、同黨機關紙の發行を一切禁止する旨發表した。又十一月二日外相チュワルコウスキーは、デオナール・デイタリア紙主筆ガイダとの會見に於て「チェコは從來の容共政策を一擲し佛蘇兩國との軍事同盟及び相互援助協定に見切りをつけ今後は獨伊樞軸と行動を共にする」旨を言明した。

第十章 波蘭のテツシエン割取

テツシエンは元獨立の公國であつたが、一六二五年ポヘミア領となり、一七二二年奧國領となつて歐洲大戰に至つた。平和會議の結果、一九二〇年テツシエン地方は波蘭、チェコ兩國に分割せられたものである。然しチェコ領テツシエン地方には波蘭人が多數居住して居るので、波蘭はかねがねその併合を希望して居た。ズデーテン問題が勃發するや、波蘭はこの機會にテツシエンの併合を實現せしめんとし、内々獨逸の了解を求め、ハンガリーと共同して、九月二十二日チェコ政府に對し、チェコ内の少數民族問題は平等の條件を以て解決せらるべき旨を申入れたが、更に九月二十七日には第二次申入をなし、三十日間の回答期間を附して、テツシエン地方の割讓を要求した。九月二十九日に至り、ミュンヘン會議の結果、獨逸の要求貫徹の形勢となるや、波蘭は九月三十日チェコに對し、第三次通牒を以てテツシエン割讓を要求し、十月一日正午を期限として回答を迫つた。

右ポーランドの要求に對し、チェコ政府は、十月一日テツシエン地方割讓を受諾する旨の回答を發したが、要旨左の如くである。

一、ポーランド人が壓倒的に居住するシレジア・テツシエン地方をポーランドに割讓する。一、チェコ軍は二月午後二時までに同地方から撤收しポーランド軍の手に引渡す。一、他のテツシエン地方及びフリツツタット地方は十日以内に引渡す。一、その他の地方は兩國の交渉により人民投票で決定する。一、チェコ軍に入隊中のポーランド人は兵役を解除す。一、拘禁中のポーランド人政治犯人を釋放する。

茲に於て波蘭軍は、十月二日テツシエン地方に進入を開始し、國境劃定の爲め、チ波混合委員會が設置せらるゝことになつた。

十一月二日波蘭政府の發した聲明に依れば、國境劃定の交渉は十一月一日に妥結し、劃定作業は混合委員會に依り、シレジア方面に於ては十一月十五日迄に、スロヴァツク方面に於ては十一月三十日迄にそれぞれ完結の豫定であり、右國境劃定に依り新たに波蘭に入るべき地域は約二五七平方軒なりと云ふ。

ポーランド國軍リズ・スミグリ元帥は十月二日午後一時五十分ポーランド軍のテツシエン進駐に先だち、ラヂオを通じて全國民に呼掛け、この進軍が歴史的に意義深き所以を強調、左の如く述べた。

過去廿年間國境で屈辱の地位を占めたオルザ河を今日諸君は渡るのである、ポーランド國民の意思の力は今こゝにオルザ河の地位を變へ得た、ポーランド國民の意思の力を人格化したのである、ポーランド共和國の偉大性は今諸君と共にオルザ河を渡らんとしてゐる、余は諸君を信頼してゐる、今日の名譽を永久に銘記して發奮せられよ、生命を賭してオルザ河の彼方に苦闘を續けたポーランド民衆に榮光あれ、進軍せよ。

と結んだが、この「進め」の號令一下、ポーランド領テツシエンの街に待機せるポーランド軍はオルザ河を渡りテツシエン地方進駐を開始したのである。

其の後チェコ政府は十一月一日コムミュニケを以て、チエワルコウスキー外相がポーランド公使カジマー・パベ博士との間に波チ兩國の國境確定に關する覺書を交換したこと、並に覺書内容を次の如く發表した。

チエワルコウスキー外相並にパベ公使は波チ兩國の國境を最終的に決定する爲め覺書を交換したが、この結果國境劃定特別

委員は十一月十五日にはシレジア地方の、又十一月卅日にはスロヴァキア地方の國境を實地踏査して新國境を決定することとなつた。ポーランドはこれより今後チエコスロヴァキアに對して何等領土的要求を行はぬことを承認する。而して波チ兩國の新國境は次の如く決定される筈である。

△モラヴィア州の北部に位するスレツスカ、オストラヴァ並にクルツフは依然チエコ領として殘存す。

△スロヴァキア州北部の交通の要衝カドカ北方地區は國境線に沿ひポーランドに移讓す、カドカ市はチエコ領として殘存するがポーランドはこれによりシレジア地方のテツシエンとツツルドンとを結ぶ鐵道を獲得する。

△スロヴァキア州タトラス山地の北方に位するヤウオリナ地域の西部をポーランドに割讓す。

第十一章 洪牙利の對チエコ要求

ハンガリーはチエコのみならず、ルーマニア、ユーゴスラヴィア兩國内に於ても、少數民族を有し、これら三國に對し、失地回復の要求を捨てず、三國は小協商聯合を作つて、これに對抗してゐたものである。

かゝる間に歐洲の形勢は次第に變化し、獨伊樞軸の結成を見、これに伴つて小協商の結合は次第に弛み、ハンガリーは獨伊に接近し、以てその國民的要求の實現を期するに至つた。

小協商側ではハンガリーが獨伊に接近するを見て、ハンガリーの要求が獨伊の援助に依り、一層強化すべきを思ひ、寧ろ速かにハンガリーにある程度の満足を與へ、以て事件を小さく解決せんとし、一九三八年八月二十一日及

び二十二日ユーゴスラヴィアのブレッドに於て開催せられたる小協商會議にハンガリー代表を參加せしめ、ハンガリーに對し軍備平等權を承認すると共に、相互に武力に訴へざることを約する新協定を結ぶこととなつた。

然しハンガリーは益々獨逸との接近を圖り、ホーテイ攝政は八月二十四日獨逸にヒトラー總統を訪問し、交驩を行ひ、チエコ内少數民族問題に付き意見を交換し、了解を遂げたと思はれた。

ハンガリーがポーランドと共同に九月二十二日チエコ政府に對し、少數民族問題に付き申入を行つたことは前項記載の通りであるが、ズデーテン地方歸屬問題が決定するや、ハンガリーの態度硬化し、十月一日チエコ政府に對し、ズデーテン獨逸民族及び波蘭民族と平等の條件を以てハンガリー少數民族問題を解決する様要求した。

かくて十月九日より兩國間の交渉がコマルノに於て開かれたが、兩國主張の懸隔甚だしく、十四日交渉は一時決裂したが、ハンガリー政府は同日兩國主張の相違點に付き左の如く發表した。

ハンガリーの要求する領土は面積一萬二千九百四十平方料、人口百三萬なるに對し、チエコ側の認めんとする所は面積一千八百三十八平方料、人口十五萬五千である。

十月二十八日に至り兩國は調停方を獨伊兩國に依頼することに意見一致し、十一月二日よりウィーンに於て四國會議が開かれた。出席者は調停國たる獨伊兩國の外相リッペントロップ及びチアノの外、繫争兩國からもデ・カンヤ外相、チエワルコウスキー外相等が出席した。

約一ヶ月に亘る紛争も右獨伊の仲裁に依り、十一月二日圓滿に解決したが、仲裁々判の決定は八ヶ條よりなり、その要領は左の通りである。

- 一、洪牙利に返還せらるべき地域は附屬地圖に表示せらる、波チ共同委員會は新國境の細目を決定すべし。
- 二、チ國側の撤退は十一月五日より之を開始し十日に完了すべし、洪國に依る移讓地域の占領は段階的に之を行ふべく其細目は波チ共同委員會に於て之を定む。
- 三、チエコ政府は撤退地域が秩序ある状態に在る如く取計ふべし。
- 四、移讓に關する其他の問題特に國籍問題は波チ共同委員會に於て決定せらるべし。
- 五、波チ共同委員會は移讓地域内に於ける洪牙利人以外の人民、及びチエコ國內に在る洪牙利人の保護に關し規定を定むべし。
- 六、ブラテイスラヴァに在る洪牙利人は同地に於ける他人種と同等の地位を占むべきものとす。
- 七、洪國は、地域移讓に依りチエコ國の特に通商交通に於て蒙るべき如何なる不便も之を緩和すべく最善の努力を爲すべし。
- 八、如何なる紛争も合意に依り解決すべきものとす、然るに尙政府間に合意ならざる點ある時は、右問題を獨伊政府に提起し獨伊政府は之に兩當事者を拘束する決定を與ふるものとす。

かくてハンガリーはその要求の殆ど全部を貫徹した。只ブラテイスラヴァ（スロヴァツク首府）及びニトラの二都市とチエコ・ルーマニア國境に沿ふ小地域に於ての要求を容れられざりしに過ぎず。ハンガリーの獲得した領土は面積四千二百平方哩、人口約八十九萬で、その内譯はハンガリー人七十萬、スロヴァツク人十萬、ルテニア人九萬である。

右の結果チエコ・ハンガリー國境は、ルテニア地方ではムンカツシュ附近に於て約二十五哩、スロヴァキア地方に於ては、テークテレベス附近に於て約十五哩の深さで大きく半月形を描いて、チエコ領に喰入ることとなつた。

第十二章 獨逸の植民地要求と英國の態度

ヒトラー總統の三大プログラム中の二つ、即ちヴェルサイユ條約の羈絆を脱すること、及び民族統一に依る大獨逸帝國の建設は既に略ぼ實現せられたから、次には第三のプログラムたる植民地返還要求に向つて同總統が邁進するであらうとの觀察が一般に有力であつたが、十一月十八日夜ヒトラー總統はミュンヘンに於て演説を行ひ、英國内に於けるイーデン、チャーチル一派の好戰主義者を排撃し、更に獨逸が軍擴に邁進すべきを述べ、最後に植民地回復の要求を高唱して注意を惹いた。同總統が二月二十日の國會演説に於て植民地返還を要求したことは「獨逸國會」の項下に記載の通りである。

十月二十四日アヴラス通信ロンドン特電は、ゲーリング空相は最近親友の前英國空相ロンドンデリト卿に對し、非公式に植民地要求に關する左記要領の覺書を提出したと報じた。

- 一、獨逸は、英國、佛國、ベルギーに對し舊獨領たるトーゴ、カメルン、西南アフリカ及びタンガニカの諸地方の返還を要求する。但しドイツはアフリカにおいて領土の散在を好まず、一ブロックとして植民地帝國の結成を希望するをもつて、東南アフリカ及びタンガニカをベルギー領コンゴ及びアンゴラの一部、等面積の部分と交換する意圖あり。
- 一、ドイツは返還後の植民地において軍事根據地を建設する權利に關し制限を受ける事を肯んぜない、但し他のヨーロッパ諸國が同様の制限を受ける場合は別である。
- 一、この要求の検討に對して獨逸政府は別に日限を設けない、但し徒に遷延に委ねる事は出来ない。

獨逸の植民地返還要求の聲に對し、英國政府筋では讓渡反對の聲明を種々の機會に行つた。然しその聲明には飽くまでも反對すると云ふ斷然たる態度は現はれてゐない様に思はれる。

十二月七日英國下院に於てマクドナルド植民相は植民地返還反對を意味する左記要旨の演説を行つた。

予は現に英國が植民地所有國乃至委任統治國として責任を採つてゐる領土並に住民の一部を外國に讓渡することに對し、之に賛成する英國人はゐないと思ふ。下院議員諸君は既に植民地讓渡に反對である旨を表明されたが政府も亦これに全く見解を同じうする。よし植民地讓渡の問題が討議される場合があるとしても、戦後英國と同じく委任統治國となつた諸外國と共に討議すべきもので、英國だけがこれに係るべきものではない。委任統治地の住民を一個の道具の如く輕々しく一國から他國に移讓することは許されないのだ。労働黨の委任統治擴張に關する動議もこの點植民地土民の希望を考慮に容れたものと言ひ得ず、更に英國政府としても右の動議が實現された場合には、自治の享受し得るまでに至らないとの理由で、ジブラルター、マルタ、シンガポール等の軍事根據地が委任統治地となり軍事施設を施し得なくなる結果國防上由々しい事態に立至るだらう。

チェンバレン首相も十一月十四日下院に於て、一議員の質問に答へ「政府は英國の統治下にある如何なる領土をも移讓する考はない」と述べたが、前後の關係より無條件の斷言とは思はれず、議員から「植民地を移讓する場合は土人の意向を尊重する必要がないか」と云ふやうな質問が繼續した。

南亞聯邦國防相ピローは十一月初旬よりロンドンに在つたが、ベルリンを訪問し、植民地返還に關し、獨逸政府と協議を行ふことになつたと報ぜられた。佛國方面ではピローの訪獨に關し神經を尖らし、共和黨は十一月十六日大會を開いて、植民地返還反對決議を行ひ、佛國政府當局も同日左のコムミュニケを發表した。

政府は數週間前、植民地の状況變更に對しては絶對反對であり、大戰後に決定された植民地帝國の現況を斷乎保持する事を言

明したが、政府のこの決意は今日も何等變更を見てゐない。

ピローの訪獨に對し、佛國方面が騒いだのは、同人の提案は左記の如くで、佛國植民地を獨逸に返還せんとするものであると傳へられたからである。

一、舊獨領植民地全部を返還せず、カメルン(佛領)、コンゴ(ベルギー領)、アンゴラ(ポルトガル領)の各一部を以て構成せる新領土をドイツに割讓する。新領土は豊饒水利の便よく且海への出口を有してゐる。

一、アフリカに權益を有する各國の参加により原料品ブールを決議し、ドイツの原料品獲得要求を満足せしめる。

ピローは十一月二十四日ヒトラー總統に會見したが、その提案は、トーゴ、カメルン等經濟的價値少なき佛、葡等の植民地を返還せんとするものであつたから、獨逸は眞向から之に反對し、會見は不首尾に終つたと傳へられた。ピローは植民地返還問題の外、南阿聯邦との通商條約問題に付き協議し、終つて伊太利に赴き、十一月二十七日南阿と伊太利の通商問題に付き協議したが、伊太利に於ても會談は失敗に終つたと傳へられた。

第十三章 獨佛共同宣言

英國首相チェンバレンが好戰的平和論者イーデン外相を斥け、現實に立脚して獨伊との國交調整に乗出したので、佛國も之に追隨して、獨伊と接近を試みることとなつたが、多年の主張たる隻團保障主義を棄て、單獨に、不俱戴

大の仇敵獨逸と握手することは、佛國としては餘程思ひ切つた大轉向であると云はねばならない。然し獨逸側にとりては佛國と握手することは轉向でもなければ讓歩でもない。ヒトラー總統は以前から獨佛國境を侵害する意思なきことを屢々聲明し、佛國との間に不可侵條約締結の用意あることを明らかにしてゐた。之に對し佛國は、頑迷に集團保障主義に執着し獨逸と單獨には約束せず、飽くまで英、白、伊等の共同保障を要求したのである。その後集團保障と云ふ觀念は實効なき机上の空論であることが次第に明らかとなり、昨年來もて餘された新ロカルノ條約案も行方不明となつたので、今回之を放棄し、獨逸と單獨に條約を結ぶ氣になつたのである。

然るに十一月二十三日佛國政府が、近く獨佛共同宣言調印の運びに至るべく、右調印のため十一月末リッペントロップ外相がパリに來着すべき旨發表するや、獨佛接近に反對する佛國內の左翼分子は、之に對し反對の氣勢を示し、リッペントロップ外相のパリ着の日を期して總罷業を行ふことになつた。右罷業は表面上は佛國政府が十一月十三日緊急令を以て公布した新財政經濟案に反對するもので、之に對する反對氣勢は十五、六日頃から揚つてゐたが、同時に右の如き政治的の意味を多分に含むものであつたから、ダラデイエ首相は斷乎これを彈壓するに決し、十一月二十七日夜ラヂオを通じて、左の如く演説し、政府の採つた措置を辯護すると共に、労働者の輕率妄動を戒めた。

政府は愈々總罷業が勃發した際には斷乎これを抑壓して法の尊嚴を維持する決意だが、國民諸君も事態がこゝに立到らぬやうよく自制していただきたい。元來今回の總罷業決議は労働組合本來の經濟的動機に基くものでなく政府の平和政策に反對せんとするものである。曩にパリに於て英佛會談が行はれてゐた最中最初の坐込み罷業が行はれたが、引續いて獨佛共同宣言の成

立が聲明されるや總罷業が決議されたのである。これが政府に對する威嚇でなくてなんであらうか。労働組合側は財政經濟再建案に不満であると唱してゐるが、一九三六年の社會立法は四十時間労働制が國防並に國家經濟の必要に應ずる爲め一部修正された以外には全然變更はないのである。従つて今次の總罷業決議については物質的にも精神的にもその根據を見出すに苦しむ所である。更に政府の措置は獨裁やファシズムを招來すると非難する者があるが、これは全然當らない。政府が國家の急を救ふため法律の範圍内において國民に犠牲を求めることがなんで獨裁であらうか、一黨一派の意思を暴力によつて實現せんとすること並に行動を起す前に國民並に政府を脅迫することこそ獨裁的行爲である。予は斯る手段を根絶すると共に、フランス共和國の法の尊嚴を確保すべく決意してゐる。フランス國民は階級黨派の如何を問はず無秩序的行爲を憤りました。斯る無秩序こそ労働者自身並に廣く自由の爲に重大なる影響を與へるであらう。併し乍ら予の努力にも拘らず依然として脅迫が續行されるに於ては、予は遂に予の義務遂行の已むなきに至るであらう。而して予の意圖する所は、法の尊嚴を確保しフランス國家最高の利益を擁護せんとする以外に他意ないのである。予は予の斯る決意は結局正當なるものと確信する。

ダラデイエ首相の努力と決然たる態度に依つて、總罷業は遂に失敗に終つたので、其の間暫く出發を見合せてゐたリッペントロップ外相は、十二月六日隨員と共にパリに赴き、外務省「時計の間」に於て、ボンネ外相と共に獨佛宣言に署名した。その全文は左の通りである。

佛國外相ボンネ、ドイツ外相リッペントロップは、各自政府の名において、一九三八年十一月六日パリにおいて次ぎの諸項を決定せり。

一、兩國政府は兩國の平和關係と善隣關係が歐洲の事變安定および一般和平維持に不可欠な要件たるの確信を持ちこの意味において兩國關係促進のため全力を盡す。

一、兩國政府は相互間に領土的問題に關し何等懸案が存せざることを諒解し嚴肅に現在確定の兩國國境を決定的なるものと再確認す。

一、兩國政府は第三國との特殊關係を留保し兩國に關する一切の問題につき接觸を保ちこれら問題の終局的發展が國際紛糾誘致の危險ある場合は相互に商議することに同意す。

本宣言は即時効力を發生すべく兩國代表は茲に署名を了したり。英佛文にて二通作成す。

パリに於て一九三八年十二月六日

佛國外相 ジョルジュ・ボンネ

ドイツ外相 ヨーゼフ・フオン・リッペントロップ

右宣言の調印は、確かに兩國々交に一紀元を劃するものである。之に依つて、集團保障主義が清算せられ、兩國が相互間に直接に折衝して、重要問題を處理するに至らば、歐洲の緊張せる空氣も今後大いに緩和するに至るであらう。

然し獨佛の接近がベルリン・ローマ樞軸を弱體化するものでないことは勿論である。チュニスに關する伊太利の要求がどの程度に發展するかは尙ほ未知數に屬するが、其のため佛伊の衝突を見る場合、獨逸が伊太利を援助することは今回の獨佛宣言に牴觸するものではない。即ち宣言の第三項に「第三國との特殊關係」を留保して居るのである。

獨佛共同宣言調印を數日後に控えてドイツ各紙は、之を大きく取扱ひ論評を加へたが、就中ドイツチエ・アルゲ

マイネ紙は十二月三日左の如く述べてゐる。これは誠によく肯綮に中つて居る。

佛國は自己の安全保障として、大戰後ドイツ包圍政策を取つたが、チエコ問題の結末で同政策も無意味なことを悟り、今や自らドイツの友邦となることによつて眞の保障を見出した。過去幾世紀にわたる兩國の關係は、何れが一時的勝者となつても結局双方に大損失を與へて來たが、今回の宣言は一切の過去を清算せんとする兩國民の意思に基いたものだ。從來兩國の對陣は單に兩國のみならず歐洲に損失を與へ、世界におけるその威信を損じたこと大なるものがあつた。今回の宣言の前提條件は、ヒトラー總統が作つたものだが、ヒ總統も獨佛和平の申出を受諾し得る強力なダラディエ氏を首相にもつたフランス國民のため祝福してゐる。獨佛共同宣言は、ミンヘンにおける英獨宣言と軌を一にするもので、ベルリン—ローマ樞軸は何等損はれることはない。この調印がフランスにおける大ストライキの失敗、即ちダラディエ首相の勝利の直後に行はれることは、同首相の立場を強化すると共に、フランスにおけるソ聯の勢力の退却を更に促すべく、最近ポーランドがソ聯に接近策をとつたのと對比して、極めて興味ある問題である。

第十四章 英 愛 關 係

アイルランド自由國は曩に發布した憲法に依り一九三七年十二月二十九日からアイル共和國となつた。かくて英愛關係は再吟味を要することとなつたので、一九三八年一月十七日よりロンドンに於て英愛會議が開催され、兩國間の懸案につき討議が行はれた。

アイルランド北部ウルスター地方の所屬問題が、最初から議題に上り、これが會議の中心問題で、且つ難關であつた。

アイルランド首相デ・ヴァレラは、北部アイルランドを統一することが英愛兩國間の恒久の理解と友誼を確立する基礎であると主張し、英本國側は、北アイルランドの同意なくして同地とアイルランドとの關係に變更はあり得ないと應酬し、會議は早くも行詰りの状態となつたので、此の問題は未解決の儘とし、通商問題、國防問題につき協議した上、一月十九日一先づ會議を閉ぢ、専門家會議に於て細目協議を行はしむることとなつた。

會議後デ・ヴァレラ首相は、在外アイルランド國民に對し、左のメッセージを送つた。

余は今次の英愛會議によつて兩國の關係が改善される事を期待する、我々は北アイルランドを自由國に合併しアイルランドの統一を實現することが英愛兩國國民の友好關係と眞の相互諒解を圖る上に不可欠の基礎なることを終始強調した。我々の前途に横はる困難は大きい、會議は率直な友好的空氣の中に行はれた、我々は在外同胞に對し是等の困難を除去されんことを要請する。デ・ヴァレラ首相は又二月四日左記聲明書を發し、北アイルランドが合併されぬ間は絶対に満足出來ぬことを強調した。

北部アイルランドが現在の如く分離されて居る限り問題は英愛兩國間の懸案解決の障害とならう。北部アイルランド合併によるアイルランドの完全な獨立をおいてアイルランド國民を満足させることは出來ない。北部アイルランドのアイルランド人約五十萬はその意思に反して分離されて居るのだ。例へば宗教的に言つても、英國政府は北部アイルランドの小數の新教徒にのみ保護を與へ大多數のカトリック教徒を差別待遇して居る。國防上から見ても完全に獨立したアイルランドは完全に獨立しないアイルランドよりも英國にとつて有利である。蓋し満足したアイルランド國民は外敵の侵入に對し英國防備に欣然乗出さうから

だ。

然るに北アイルランドの歸屬を問ふために、二月七日同地方に一齊に行はれた總選舉の結果は、同地方とアイルランドとの合併に反對する統一黨が絶對多數を占め、北アイルランド地方の合併反對の態度が決定された。

英愛會議はその後二月二十一日より再びロンドンに於て開催せられ、デ・ヴァレラ首相は尙ほ執拗に北アイルランド合併に對する英國の承認を求めたが、チェンバレン首相以下英國代表は「二月上旬行はれた北部ウルスターの總選舉の結果に徴しても、ウルスターの人民がアイルランドとの併合を希望せぬことは明白である。英國政府としては人民の同意がない以上、併合問題に對しては如何とも爲し難い」と突撥ね、ウルスター合併問題は、懸案の儘残つたが、通商問題及び國防問題に付ては意見の一致を見、四月二十五日ロンドンに於て兩代表間に英愛協定が署名された。之に依り英國はアイルランドに於ける海軍根據地を放棄することとなり、又多年の懸案たる土地年金の問題も解決され、其の他兩國貿易の調整が行はれた。

協定は有効期間を三年とし三部に分れ、第一の國防協定は英國がアイルランドに在る海軍要塞を本年末迄にアイルランドに移讓することを規定し、第二の財政協定は本年十一月迄に愛蘭より英國に一千萬鎊を支拂ひ、之に依り從來より懸案の土地年金其の他兩政府間支拂問題を解決し（一九二五年二月の條約に依る二十五萬鎊の對英支拂は繼續される）相互の報復税を廢止することを規定した。第三の通商協定は兩國貿易の調整並に増進の爲め詳細なる規定を設け、英國側はオタワ協定の原則に依り、愛蘭品に對し、對自治領品と均等の待遇を與へることとし、愛蘭側も英品輸入に對し大要左の如き讓歩をなした。

- 一、特定品の無税輸入
- 二、二十五品目（例へば褌衣、靴下、下着、手袋、紙、文房具類）に對する關稅引下
- 三、現行特惠稅の据置
- 四、新稅設定或は改正の場合、原則として英國に關稅の三分の一以上（若くは從價一割何れか高き方）の特惠を認む
- 五、左記外國製品に對する新課稅
 - (イ) 絹布一磅一志六片を超えぬものに對し一志六片
 - (ロ) 人絹一志三片を超えぬものに對し八片
 - (ハ) 石炭、コークス等に對し噸に付三志

英愛間は多年困難な關係にあり、アイルランドは英國に對し盛んに嫌がらせを行つた。例へば一九三七年五月のジョージ六世戴冠式に代表を送らず、戴冠式の終了をまつて開催された英帝國會議にも代表者を出席せしめず、又英國に先立つて伊太利のエチオピア併合を承認した如きこれである。ウルスター併合が英國に依り承認されざる現狀に於て、アイル共和國の英國に對する反抗的態度は今後も繼續することと思はれる。況んやアイル國は完全な獨立國を以て自認せるものであるから、前記の如き態度は英國に對する反抗でも嫌がらせでもなく、獨立國として當然のこととなすであらう。英國側としては未だアイル國の獨立を法律上承認しては居ないのであるが、アイルランドの我儘に對し手の付け様なきが如く、今回の英愛協定に於ても相當の讓歩を行ひ、通商問題に於て多少の實利を收むることを以て満足した如くである。

アイル國新憲法に基く大統領には五月四日ダグラス・ハイデが選出された。新大統領は無競争で選出されたもの

で、七十八歳の著名な著述家である。

第十五章 英國外相イーデンの辭職

(一) 辭職の事情

理想主義、聯盟主義に凝り固まり、武力に依つて平和を維持すべしといふ似而非平和論を振廻し、歐洲の政局を次第に險惡に陥れた英國の若き外相イーデンは、一九三八年二月二十日遂に辭職した。彼はデモクラシー至上論者で、獨裁主義を極端に嫌惡し、従つて獨伊に對しては事毎に非妥協的であり、日本に對しても非友好的であつた。彼の如く偏狹なる人物が、久しく大英帝國の外相として歐洲の政局に君臨したならば、遂に世界大戰を誘發したであらうことは想像に難くなかつた。この情勢を觀取したチェンバレン首相は、意を決して彼を退職せしめ、自ら外交の大局を指導することにした。

チェンバレン首相がイーデン外相を差置いて外交を行ふことになつたのは相當以前からのことである。一九三七年七月三十日チェンバレン首相が外交機關を抜きにして、親書をムツソリニ首相に送つたのはイーデンに對する不信任の表示であつた。その後同年十一月ハリファックス卿を獨逸に送つた時も、イーデンは反對であつたが、チェンバレン首相が閣議でイーデンの反對を抑へて派遣に決定したものと傳へられた。斯くてチェンバレン首相とイ

イーデン外相との間には、政策上のみならず感情の上にも齟齬を來すに至つたが、最後に決裂したのは對伊交渉を即時開始すべきや否やの問題であつた。

一九三七年中英伊の感情が諸種の事情に依り極端に悪化し、伊太利政府が英國に於ける伊太利新聞記者を呼び戻し、同年五月に行はれた英國ジョージ六世陛下の戴冠式記事を、伊太利國內に於て全部ボイコットするに至つたことは、同年度の「國際情勢」に記載の通りで、その責めの一半はイーデンの負ふべきものである。

斯くの如き險惡なる英伊の關係はそのまゝに放任しておくべきでない、一日も早くこれが打開の道を講ずべきであるといふのがチェンバレン首相の意見であつたに反し、イーデン外相は獨裁主義を嫌ふ個人的傾向から、且つは英國至上主義の見地から、對等の立場で伊太利と交渉を開始することを好まず、交渉開始以前に先づ伊太利が英國の前に膝を屈し來たることを要求したのである。即ちイーデンは、交渉開始前に伊太利が反英宣傳を中止し、西班牙から義勇兵を撤退すべきであるとなした。

右の如き意見の相違から遂にイーデンの辭職となつたのであるが、對獨態度に付ても兩者の見解は異つて居り、イーデンはヒトラー總統を飽くまで平和の攪亂者と見、全然信用し難き國際的不頼漢と見たのである。チェンバレン首相は勿論ヒトラー總統に對しそんな非常識な考へは持たない。そこでヒトラー總統が二月二十日に國會に於て行ふことになつてゐた演説の内容に付ても、チェンバレンとイーデンとは異つた豫測を持つて居たが、同日のヒトラー總統の演説はイーデンの豫想した如き亂暴なものではなかつた。斯くて獨逸に對する觀察もチェンバレン首相の有利に裏書きされたので、勞イーデンは辭職の已むなきに至つたのである。イーデン外相は二月二十日午後九時

議に辭表を提出し、續いて克蘭ポーン外務政務次官も辭職した。

新外相には二月二十五日ヘリファックス卿が正式に任命せられ、新外務政務次官には同日リチャード・バトライが任命された。

(二) 辭職と英國議會

イーデン外相の辭職の後を受け、緊張した空氣の裡に、二月二十一日議會が開かれ、劈頭より反對黨の坐席は興奮の色を示してゐた。イーデン外相が未だ英國の一部に相當人氣を保つてゐることが分かる。イーデン前外相は議場を壓する急激の如き拍手の裡に、議席から身を起し、辭職の経緯を左の如く説明した。

強い政治的確信が他の凡ゆる考慮を後駕せねばならぬ場合がある。かゝる場合には個人自身が判斷者たり得る、何人と雖も他人の良心を左右し得ない。我々の究極の目的は平和の維持にあつたし、又將來もかくあらねばならぬ。しかし恒久的平和は率直な互恵と相互尊敬の基礎の上に打建てられねばならぬ。予の辭職の原因となつたものは英伊會談を直ちにローマで開催すべきか否かの問題であつた。予の確信によれば國際問題就中對英問題に對するイタリー政府の態度は今直ちに右の交渉開始を正當化する程には未だ至つてゐない。交渉の基礎は少しも出來上つてゐなかつた。イタリー政府の反英宣傳は世界中にバラ撒かれてゐる。この敵意ある宣傳が停止されぬ限り對伊交渉を開始せぬとは予自身議會に誓約した所である。ローマで會談を開始する前に先づスペイン問題の處理を進めることが必要である。英國は豫め何の用意もなく而も成功を阻害する主なる障害が何であるかを充分知り乍ら、單に對手方がこの機會を逸しては絶対にチャンスがないと指摘しただけで、イタリーと無成算に交渉を開始してはならぬ。近來國際義務尊重の觀念は愈々稀薄となりつゝあり、今こそ英國が毅然として起つて聲高く反對の立場を闡明すべき秋である。予がチェンバレン首相と袂を別つに至つたのは對伊問題だけのためではない。過去數週間にイタリーとは全然關

係のない問題で外交政策に關する最も重大なる問題を決定するに際し、予とチェンバレン首相との間に、根本的な意見の相違があつた。一般的な見透しのみならず具體的實行法に關して意見の相違があつたのである。政府間の統一は出来る限り速かに再建せねばならぬ。最後に近頃政府内には他國が我々と和解せんと欲する以上に我々の方から進んで他國と手を握らんとする熱心が強過ぎる様である。我々は絶えず働きかけて來る他國の壓力に對し絶對に屈すべきでない。

イーデン前外相の次に克蘭ボーン前次官の演説があり、續いてチェンバレン首相は、その立場を左の如く闡明した。

イーデン前外相の辭職は他の關係にとつて、全く意外で誰も數日前迄は全然豫期しなかつた所である。國際平和を維持するには一般的原则を定めただけでは不充分である。若し我々が眞に平和を望むならば、この平和を脅威し過去何ヶ月かに亘つて歐州政局を緊張させてきた各種の原因を確め、出來得れば之を除去するため絶えざる努力を續けることが必要である。グランヂ大使は過日イタリ政府が二月十日以降何時でも英國政府と交渉を開始する用意ある旨を傳達して來た。而してイタリ側の希望としては會談の範圍は出来るだけ廣汎なものとして、イタリーのエチオピア征服に對する正式承認の問題を含み、且つスペイン問題も亦除外しないで交渉したいとのことであつた。予は平素エチオピアに於けるイタリーの地位はそれが一般的空氣緩和の上に基本的な要素をなすことが明瞭になつた場合にのみ始めて是認され得るものであるとの見解を持して來た。イーデン前外相はイタリ政府が英國政府に對して即時交渉開始を要求し若し拒絶すれば今後交渉に應ぜぬ旨を傳達したといはれたが、かゝる主張を是認すべきものはイタリ政府の傳達中には何處にも見當らない。イーデン氏と予との意見の相違は二月十八日始めて顯著となつたのであるが、予の意見ではイタリ政府の提言を一蹴することは徒らにイタリーの反英感情を煽り募らせる結果となり、延いては英伊兩國間に戰爭勃發が避け難くなるやうな事態に立到る恐れがある。予は本日(二月廿一日)グランヂ大使に對し、英國政府は即時イタリ政府と交渉を開始する用意ある旨を通告し、併せて英國政府はスペイン問題の解決を含みぬ協定には同意し

難い旨を傳達した。政府としては如何なる協定と雖必ず聯盟に提示してその賛成を求めの方針である。イタリ政府は既に義勇軍のスペイン撤退並に交戰區域に關する方式を受諾した。予は茲にイタリーの過去の行動が予にとつて満足であつたといはんとするものではない。予の關心は過去の問題ではなく將來に集中されてゐる。若し英伊交渉が相互信頼の精神を以て開始されるならば成功の希望は多分にあると信じて疑はない。予の目指すところは全歐洲の緊張した空氣を緩和するにあり、永續の平和の基礎を確立するにある。

(三) イーデン外交の清算

翌二月二十二日の英國下院に於て、チェンバレン首相は、イーデン外相の辭職問題に關する勞働黨側の猛烈な論難に對し、敢然起つて堂々と自己の所信を披瀝し、國際聯盟に對する不信を率直に表明、イーデン外交清算の必要を強調して左の如く述べた。

聯盟今日の體制を以てしてその標榜する集團的安全保障の目的を達成し得ると信ずるものがあるだらうか、聯盟の現状を以て今日何れの國家にも集團的安全保障を提供し得ずとする予の所見が正しいものであるとすれば、我々は敢て自己を欺いて迄もこの現實に眼を蔽はねばならぬ理由は何處にもない。まして英國が先頭に立つて弱小國家を欺き聯盟が他國の侵略行爲から我々を庇護して呉れるのだと考へさせようとしてはならぬ筈である。聯盟は列強の大多數をその機構内に包含し得ざる限り、國際政局に處して有効な措置を講ずることは不可能である。予は現在尙ほ聯盟には重要且つ貴重な仕事が残つてゐることを確信するものであるが、聯盟の指導原則が依然として侵略行爲に對する制裁規定の適用乃至は實力行使といふ名目的な原則に固執してゐる限り、完全にその使命を達し得るかどうかを秘かに疑問とするものである。予は聯盟規約中の一ヶ條と雖も敢て之に變更を加へんと提言するものでない、只聯盟がその規約適用を強行するに充分な強さを有つに至つた時、之を行使することとして、暫し規約を

その儘そつとして置かうといふに過ぎない。之を要するに聯盟は斷然その實質に副はぬ表面の粉飾を一擲すべきである。そして眞に實行し得る範圍を勇敢に宣言して更生の第一歩を踏み出すべきである。

右チエンバレン首相の演説は、労働黨の提出せる内閣不信任案中に、イーデンが辭職の餘儀なきに至つた政治的情勢に對し遺憾の意を表するといふ點があつたので、之に對する答辯であるが、これは同時にチエンバレン首相平素の所信で、その調子は聯盟に大鐵槌を下したのである。而して右は聯盟に基礎を置いて來た英外交政策の百八十年の廻轉即ちイーデン外交の清算を意味するものである。

下院では二月二十二日夜イーデン外相の辭職問題を中心に労働黨グリーンウッドから政府不信任案が提出されたが、表決の結果三百卅對百六十八の大差で不信任案は敗れ、豫想通り政府側の勝利に終つた。然し棄權票が何百といふ數に達したことは注目し値ひする。表決に先立ち、ロイド・ジョージの如き大物もチエンバレン首相攻撃に必死の應援を送つたが、遂に功を奏さなかつた。しかるにロイド・ジョージが、イーデンの辭職前にイタリー政府から送付された重要書類を、チエンバレン首相が當時外相たりしイーデンに見せず、これを握り潰しにしたと、チエンバレン首相の不信任行爲を詰るや、一平議員として出席したイーデンはこの事實を裏書したため、一時は講場すこぶる緊張したが、結果は去つて行くイーデンの態度としては頗る遺憾とされ、却つて保守黨内から猛烈な罵聲を浴びせられ、折角イーデンに同情を寄せてゐた一部にさへ、不満を與へる結果となつてしまつた。

第十六章 英佛關係

(一) ロンドン會談

一九三六年以來佛國は殆んど英國の屬國の如くなり、重要國際問題の處理に付ては、悉く英國に追隨し、之と歩調を合せて來たが、一九三八年二月二十日英國の外務大臣イーデンが退却して、チエンバレン首相が自ら外交の大局に當り、所謂現實主義外交に基いて、伊太利及び獨逸と會談を行ひ外交の調整を試みることとなり、四月十六日には英伊協定が成立したので、英佛間に更めて外交問題に付打合せを遂ぐるの必要を生じたが、他方佛國に於ても四月十日ダラデイエ内閣が成立し、新外相にボンネが就任したので、此の際外交國防の諸問題に亘り全般的に再検討を行ふ爲め、四月二十八日からロンドンに於て英佛會談を開催することになり、英國側からはチエンバレン首相、ハリファックス外相、佛國側からはダラデイエ首相、ボンネ外相等が之に出席した。

會談は翌四月二十九日に終了し、左の共同コミュニケが發表された。

英佛兩國政府代表は相互信頼の精神を以て平和維持に關する各般の主要問題を討議した。兩國代表は最近チアノ伊外相とパリ駐伊英國大使との間に行はれた交渉の成果を検討し、フランス代表は同交渉の結果達成された英伊協定が歐洲政局の鎮靜に役立つべきことを歓迎する旨言明した。之に對し英國代表はフランス政府がイタリー政府との間に開始した交渉が均しく満足な成果を收むべきことを希望する旨言明した。兩國代表は右兩交渉の結果招來さるべき地中海の情勢緩和がスペイン派遣義勇軍撤收に關する一九三七年十一月十四日の決議實現に貢獻し、かくして同地における外國製武器軍需品の撤收に關する協定締結をも容

易ならしむべき旨を確認した。

兩國代表は中歐の情勢に深甚な注意を拂ひ、同地域に發生せる諸問題の平和的且公正な解決の基礎を發見するための措置につき全般的に意見の一致を見た。兩國代表は次いで極東の情勢に關する若干の問題に觸れ、また來るべき聯盟理事會の議題に包含される若干の問題についても討議した。兩國代表は更に一九三六年三月十九日の取組みに基く兩國參謀本部間の接觸を今後とも維持するに決定した。

以上の隔意なき且十分な討議の結果英佛兩國が共通利害によつて緊密に結ばれてゐることが再び確認された。英佛兩國代表はその共通利害の防衛のためのみならず、兩國を結びつけてゐる國內的並に國際的生活の理想擁護のためにも、今後悉々協議と協調の政策を持續し發展せしめることが刻下の最重要大事であるといふに意見一致した。

右コムミュニケは抽象的で具體的内容を捕捉し難いが、アヴァス通信社ロンドン支局は、會談の内容に就き左の如く傳へた。

- 英佛軍事協定、軍事協定は (一) 戦時に於ける英佛空軍の提携及び (二) 一九三六年並に一九三八年の英佛政治協定を技術的に強化する爲の原料資源の相互供給 (主として鐵、鋼、銅、燃料) の二部門からなるものと解される。英國政府は佛、白、蘭三國に對するドイツの侵入は飽迄これを阻止する決意を固めてゐるやうだが、然し右三國以外他の諸國に對する侵入に對しては確約を與へることを躊躇してゐる。右軍事協定の内容は多分獨伊兩國政府に通達されることとならう。これによつて前記兩國が軍事聯盟對策、來るべき聯盟理事會に對する英佛兩國の執るべき態度に關しても意見の一致を見た模様だが、英佛兩國政府は
- 一、理事會がエチオピア不承認決議の撤回決議を満場一致で採擇するに努力するか
 - 一、或は理事會の討議を無決定の儘終了せしめ事實上聯盟國に行動の自由を與へることとするか

二者のうち一を選ぶこととならう。

スペイン問題、英佛兩國代表はスペインにおける外國義勇軍撤收問題につき意見合致し、來週開かれる見込みの不干渉委員會に義勇軍撤收に關する左の新方式を提出するに決定した。

- 一、不干渉委員會がスペインに義勇軍撤收に關する調査團を派遣するに決した後、十五日以後一ヶ月を限度としてフランスは對スペイン國境を閉鎖する。
 - 一、一ヶ月を経過するも義勇軍が撤收されない場合はフランス國境、ポルトガル國境を再開する。
- なほフランス側はスペインに對する獨伊の干渉問題は戦局終結後において解決するをよしとするイギリス側の見解に同意した。
- 對、ドイツ、和協問題、イギリス側は歐洲の一般平和確立のため英伊協定と同様な協定をドイツ政府との間に締結すべく、英獨乃至佛獨會談開始の必要を力説したが、フランス側はこれに敢て反對せざるもドイツの中歐特にチエコスロヴァキア進出に對する對策樹立が先決問題であると主張した。
- チエコ問題、右に關聯しチエコの獨立保障問題が會談第二日の主要題目となり、イギリス代表はフランスの立場を諒とするも、歐洲大陸に對し新たな公約をなし得ずと言明、これに對しラデイエ佛首相は、チエコとの相互援助條約に基きあくまでその防衛に當る旨強調し、特に英佛提携すればチエコ以外ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ポーランドなど東中歐諸國の獨立も亦保障されるべしと説き、次いでチエコ以下ダニユープ沿岸諸國に對し經濟援助を與へるフランスの提案を討議した。更に英佛兩國代表はドイツ少數民族問題に關しチエコ政府とズデーテン・ドイツ黨間に和協達成の可能性について協議した。
- 英佛軍事提携問題、英佛兩國代表は兩國の軍事提携案につき、一旦緩急ある場合フランスは英佛陸軍を指揮し、イギリスは英佛海空兩軍を指揮するといふ原則を確立した。その他諒解に達した軍事提携具體案は大體左の通りである。
- 一、フランス領土に英空軍根據地を建設する

- 一、兩國は各自建造する飛行機の設計を交換する
- 一、英佛兩國空軍共同使用の補給根據地を設置する
- 一、原料品を含み共同の國防資源購入方を調整する

軍の提議案に關し海軍防備計畫は特に強調されなかつたが、實際に即した大局的計畫の取極めが行はれたもの、如く、又一部の見解によれば、英國はまだ佛國に對し直接財政援助を與へる用意はないが、若し戰時において佛國が英國と同盟する場合、英國としては最大限の財政援助を與へるを惜しまぬ意向であるといはれる。

ス、キ、ス、中立保障問題、本問題の最後の解決方法並にス、キ、スがフランス攻撃の通路として使用されることのないやう、その防止策に付いて種々意見を交換した。

極東問題、最後に極東の情勢特に日支調停の可能性に付て協議した。

英佛會談に出席したダラディエ首相、ボンネ外相は四月二十九日巴里に歸つたが、頗る満足の體で、首相は「英佛兩國は完全な意見の一致を見た、これ程完全な一致は未だ曾つてない」と語つた。

一九三六年三月獨逸の所謂爆彈宣言に依るロカルノ條約破棄の結果、佛國の要請に基き、英佛白三國間に參謀本部會議が開かれるに至つたことは「昭和十一年の國際情勢」第二編第十章に記載の通りで、その後白國は同會議から脱退し、英佛兩國間の作戰協定が強化されたことは「昭和十二年の國際情勢」第三編第八章及び第六章記載の通りであるが、今回の英佛會談に依り兩國の作戰協定が更に強化されたことは注目し値ひする。英佛兩國は實質的に防禦同盟を締結したものと見るべきであらう。佛國政府及び輿論が今回の倫敦會談の結果に満足し、外交上英國の屬國の如き地位に甘んずる所以のものは、英國の軍事的援助を確保することに依つて、國防の安全感にしたることが出

來るからである。佛國各新聞は英佛會談の結果を報ずるに「英佛防禦同盟」といふ見出しを掲げ、宇頂天になつてその成立を喜んだ。

佛國の不滿とするところは、英國がチェコの獨立保障に付公約を與へないことである。英國の大陸に對する軍事的援助の限度はロカルノ協約にあり、同協約の義務以上に新たな義務を負はないといふのが英國の確定的方針である。即ち獨逸及び獨白の國境が獨逸に依り侵害された場合は英國は軍事的援助を惜しまないが、東中歐諸國の國境に對しては兵力を以てこれを擁護する意思はないのである。

獨逸が英佛會談に注目してゐたことは云ふまでもないが、獨逸外務省スポークスマンは、四月三十日左の如く述べた。

英佛兩國がロンドン會談で數多の問題につき意見一致した事は目出度いが、何故この際軍事提議問題をかくも大袈裟に取上げたのか諒解に苦しむ所だ。英佛會談の眼目がチェコ政府の獨立保障にあつたことは疑ひないが、チェコに英佛がその武力を誇示した所で、果してチェコ政府が内治外交においてその態度を改めるかどうか、結局今後におけるチェコの動向如何が、英佛會談が歐洲の情勢緩和に貢獻したか否かのテストとなる譯である。

(二) 英帝のバリ御訪問

英國皇帝ジョージ六世及びエリザベス皇后兩陛下はハリファックス外相以下隨員を從へさせられ、七月十九日午前ロンドン發公式に佛國御訪問の途に就かせられ、ドーヴァーから海軍省のヨット、エンチャントレス號に御乗船午後零時半ブローニエ軍港に御到着、フランスに第一歩を印せられ、同地より列車で午後四時五十分パリ着、佛

國官民の熱誠なる歓迎を受けられ、御滞在四日にして、七月二十二日カレールより再びエンチャントレス號に御乗船歸國の途に就かせられた。

英國皇帝のパリ正式御訪問は一九一四年以來初めてのことで、それだけ今回の御訪問は意義深きものとされた。今回の御訪問は英佛提携の鞏固さに對する證左として、佛國に深き満足を與へ、そのために佛國朝野の歓迎は單なる儀禮以上に熱誠が現はれてゐた。獨逸合併に依りてベルリン・ローマ樞軸の強靱さが見せ付けられ、英佛デモクラシー・ブロックの影薄きを思はしめた際であるから、英佛兩國は此際兩國提携の鞏固さを誇示する必要を感じたのである。ズデーテン問題悪化の徴あるに於て特に然りであつた。英佛の提携は事實上獨逸に對する軍事同盟に迄發展して居るのであつて、皇帝の御訪問は右の如き同盟の成立を記念するために行はれたものとも云へる。

英國皇帝の佛國御訪問に扈從したハリファックス外相は、七月二十日からダラデイエ首相及びボンネ外相と會談を行ひ、英佛間の重要問題に付き協議した。協議の内容に付ては發表されなかつたが、ロンドン會談の範圍を出でなかつた如くである。

(三) パリ會談

十一月二十三日より同二十五日迄パリに於てチェンバレン英首相、ハリファックス英外相とダラデイエ佛首相、ボンネ佛外相等の間に會談が行はれた。

チェンバレン首相は十一月廿八日英國下院に於て、労働黨首アトリー少佐の質問に應へて、右のパリ會談に關して次の如く聲明した。

パリ會談では英佛兩國の國防及び外交の兩方面に關する主要問題が討議されたが、兩國共平和の維持及び強化をその政策の基調とする點に於て完全に意見一致し居ることを發見した。但し英國が一定の事情の下に於てフランスに派遣軍を送ることを約したといふやうな事實はなく、又一般に右會談の結果英國のフランスに對する軍事的義務は少しも増加して居ない。尙フランスの權の交戦團體承認の問題に關しては何等決定に到達しなかつた。

英佛間に一種の軍事同盟が成立せることは事實であるが、英國は軍事的援助の範圍をなるべく制限せんとし、佛國はなるべく之を擴大せんとしつゝあり、英佛會談毎にこの問題は議題に上る如くであるが、英國はなかなか用心深く、いまだにロカルノ條約以上の義務の負擔を肯んぜざる如くである。従つて佛伊間に衝突の起つた場合佛國が直ちに英國より軍事的援助を受くると云ふことは豫期し難いのである。

第十七章 英伊協定の成立

第一節 成立に至るまでの經過

エチオピア問題以後英伊の關係緊張し、兩國民の感情が險惡となり、戰爭勃發の危險さへ豫見さるゝに至つたので、チェンバレン英國首相はこれが緩和方に苦心したが、イーデン外相と意見の衝突を來し、遂にイーデン外相の辭職を見るに至つたことは前項記載の通りである。

イーデン外相辭職後、英伊關係は俄然好轉し、ローマに於て三月八日より英伊會談が開かれ、交渉は順調に進んで四月十六日協定の調印を了した。

イーデン外相辭職までの英伊關係に付ては、イーデンの辭職問題に關するチェンバレン首相の二月二十一日の前掲議會報告中にその大要が述べてある。これに依つてその經過を摘記すれば、先づ一九三七年一月に所謂紳士協約が成立した。然し西班牙問題等の爲め兩國關係は一向改善を見なかつた。それに拘らずチェンバレン首相は兩國關係改善の爲め機會を狙つてゐたが、よい機會があつたので、同年七月外交機關を抜きにして、チェンバレン首相とムツソリニ首相との間に親書の交換が行はれた。ムツソリニ首相はその書翰中に於て、兩國間の了解を進めるため會談の開催方を提議したので、英國政府は同年九月より會談を開始したき旨回答した。然るにその後又、不干渉委員會の問題や、伊太利の國際聯盟脱退等があつて、會談の開催が困難となつたのみならず、英伊關係は更に悪化の一路を辿つた。かゝる間に再び英伊關係改善のよい機會が到來した。即ち一九三八年二月十日グランデ伊太利大使は英國外務省を訪問して、伊太利政府は何時にても會談を開催する用意ある旨を述べた。

右伊太利の提案に對するイーデンの態度とチェンバレンの態度が異なつて居た。イーデンは之を受諾する前提條件として、伊太利義勇軍の西班牙撤退及び伊太利の對英惡宣傳中止等を持出し、事實上伊太利の提案を拒絶せんとしたに反し、チェンバレン首相は兎も角も之を受諾して會談を開催せんとしたのである。チェンバレン首相は議會報告演說中に於て、若し英國が伊太利の提案を拒絶せば、伊太利は英國に誠意なしと見て對英反感が募り、その結果は兩國の戰爭を惹起する恐れがあつたと述べて居る。斯くてイーデンの辭職となり、英伊會談の開催となつたのである。

三月八日に第一回會合を開いた英伊會談は、その後十數回の會合を重ね、四月十六日に至り伊太利外相チアノ伯と英國大使パース卿との間にローマに於て調印せられた。この間三月七日駐日伊太利アウリツチ大使は廣田外相訪問の際、英伊會談に於て極東問題は議に上つてゐない旨を述べた。

第二節 協定成立の影響

英伊協定の内容は別項記載の通りで、非常に廣範多岐に涉つて居り、兩國に取り重要な協定である。英國に取りては西班牙より伊太利義勇軍の撤退及び伊太利が西班牙本國、バレアリック諸島に於て領土的野心なき旨を聲明せしめたことは成功であり、伊太利に取りてはエチオピア併合を承認せしむることになつたことが最大の收穫であらう。この協定の成立に依つて兩國間の關係が著しく改善されたことは事實であり、延いて歐洲一般の天地が明朗化された。伊太利が西班牙に對する野心を抛擲する代償としてエチオピア併合を承認せしめたに過ぎず、然かも一般的に地中海の現状維持を約したとすれば、これは伊太利に取り大なる讓歩である。何となれば現状維持は常に先進國の利益で後進國には不利益であるからである。伊太利がかゝる不利益を忍んだのはエチオピア併合の承認のみでなく、他に何か利するところがあつたに違ひないと想像せられ、それは多分英國から借款を受ける了解が成立したのであらうと噂された。然し英伊借款が成立したといふ報道は年内には耳にしなかつた。

協定成立後四月二十三日英國陸相ホア・ペリシヤは英國政府を代表して伊太利を訪問しムツソリニ首相に對し英

伊協定成立の祝意を述べた。英國關係が伊太利を訪問したのは一九三五年六月時の聯盟相イーデンが英伊關係の惡化を防止する爲め、ローマを訪問して以來のことで、重要視され注目された。

英國下院は五月二日政府提出の英伊協定承認等を三一六票對一〇八票で可決した。尤もこれは協定の成立を承認しただけで、協定が效力を發生したのではない。效力發生に就ては別項に記載する。

伊太利政府は英伊協定成立に鑑み一九三六年のダルダネルス海峡に關するモントルー條約を批准した旨を五月二日發表した。

英伊協定成立がベルリン・ローマ樞軸を弱化するものであるとの批評が一部に行はれたけれども、この觀測は英佛側の希望の表現に過ぎない。ベルリン・ローマ樞軸はムツソリニ首相に取りては利害を超越した精神的結合で、英伊協定は一種事務的約定に過ぎないのである。英國と結ぶが爲めに獨逸との友情を犠牲にすることは有り得ないのである。

佛國が英伊協定の成立を歓迎したこと勿論である。然し佛國の眞の希望は英佛伊三國協定の成立であつた。故に始め英伊會談に参加を申込んだのであるが拒絶されたので、英伊會談成立後、別に佛伊會談を開始することになつたのである。地中海の問題を英伊兩國で決められ、佛國が除け者にせられることは、同國の忍びざるところであるのである。

第三節 協定の内容

英伊協定は一九三八年四月十六日ローマ及びロンドンに於て發表されたが、その内容は、甲、議定書及び八附屬書、乙、交換公文、丙、善隣協定より成る。

甲、議定書

英伊兩國政府は兩國の關係を鞏固なる永續的基礎の上に置き、平和と安全に貢獻せんとする希望に基き、兩國共通の問題に關し協定するため、會談を開くことを決定し、右會談を行へり。

ローマ駐在英國大使バース卿と、伊太利外務大臣チアノ伯とは各自國政府より正當の委任を受け、本議定書を作成し、左記附屬協定及び宣言に署名せり。これら書類は各別且つ獨立のものとして看做さるべし

- 一、地中海に關する一九三七年一月二日の宣言、及び一九三六年十二月三十一日の交換公文の再確認
- 二、軍事情報の交換に關する協定
- 三、中東の或る地域に關する協定
- 四、宣傳に關する宣言
- 五、ツアナ湖に關する宣言
- 六、伊領東アフリカ土人の兵役義務に關する宣言
- 七、伊領東アフリカに於ける宗教の自由、及び英國宗教團體の取扱ひに關する宣言
- 八、スエズ運河に關する宣言

以上の文書は兩國政府が共同に決定する期日より効力を發生すべし。

以上の文書は其の改訂又は存續期間に關し、特別の規定なき限り、各無期限に効力を有す。然れども何れかの政府が狀況の變

化に依り、改訂の必要を生ぜりと認めたる場合は、兩國政府は之がため協議す。

兩國政府は前記文書が効力を發生したる直後に於て、スーダン、ケンヤ及び英領ソマリランドと、伊領東アフリカ間の境界に關し決定的協定を締結するため商議を開始すべく、右商議にはエヂプト及び英・埃・スーダンの問題に關係する限り埃及政府を參加せしむべし。又右商議に於ては前記諸地域に關するその他の問題に就て協議すべし。尙ほ右商議はスーダンと伊領東アフリカ間の通商關係の問題をも包含すべし。

又英伊兩國政府は伊領東アフリカと英帝國及びその植民地間の通商關係に關し出來得る限り速かに交渉を開始すべし。右交渉に於ては一八八三年六月十五日ローマに於て署名せられたる通商航海條約を全伊領東アフリカに適用するの件をも協議すべし。
一九三八年四月十六日

パ
ー
ス
チ
ア
ノ

第一附屬書

英伊兩國政府は地中海に關する一九三七年一月二日ローマに於て署名せられたる宣言、及び西部地中海の現状維持に關する一九三六年十二月三十一日の兩國政府間交換公文を再確認す。(本宣言及び交換公文の内容に就ては「昭和十二年の國際情勢」第三編第五章參照)

第二附屬書

英伊兩國政府は毎年一月、ロンドン及びローマに於ける海、陸、空軍武官を経て、相互の海、陸、空軍に關する重要行政機構の異動及び配置の豫定に關し情報を交換すべし。

前記情報の交換は左記に駐屯し又は根據地を有する軍隊に關して行はるべきものとす。

(一) 兩締約國の海外屬領地(地中海、江海又はアデン灣内に位置し、又は之に面せる保護領及び委任統治領を含む)

(二) 前項以外のアフリカに於ける領土にして、東經二十度以東、南緯七度以北に位する土地

前記情報の交換は、政治的事情に依り締約國の何れかが希望する場合、時々補足的軍事情報の交換を行ふことを妨げず。

兩國政府は、又東經十九度以東の地中海及び紅海又はその入口に新たに海軍又は空軍根據地を設置せんとする時は豫め相互に通報することを約す。

第三附屬書

兩國政府は本協約に記載せる中東の地域に關し、政策の衝突を避けるため、之等の地域に關する兩國關係を明瞭にすることを希望し左の如く協定す。

第一條 兩締約國はサウデイ・アラビア又はイエメンの獨立又は保全を害するが如き如何なる協約をも結ばず又如何なる行動をもなすべし。

第二條 兩締約國はサウデイ・アラビア又はイエメンが現在領有し又は將來獲得すべき領土に於て、政治的性質の特權を獲得し又は之を獲得せんとすることなかるべし。

第三條 兩締約國はサウデイ・アラビア又はイエメンが現に領有し又は將來獲得すべき領土(右兩國の何れかに屬する紅海に於ける島嶼、又は一九二三年七月二十四日のロサンヌ條約第十六條に依り土耳其が其の權利を放棄したる紅海に於ける其の他の島嶼を含む)に於て第三國が主權又は政治的性質の特權を獲得し又は獲得せんとすることは、兩締約國の共通の利益に反するものなることを認む。

特に兩締約國はサウデイ・アラビア又はイエメンに現に屬する紅海々岸又は前記島嶼に於て他國が主權又は特權を獲得することは兩締約國の緊要なる利益に反するものと認む。

第四條 (一)一九二三年七月二十四日のロザンヌ條約第十六條に依り土耳其がその權利を放棄したる紅海に於ける島嶼中、サウデイ・アラビア又はイエメンに屬せざるものに就いては兩締約國は同島に主權を獲得し、又は要塞若は防禦陣地を構築することとなるべし。

(二)兩締約國は左の諸項に對し異存なし。

(イ)一九二六年六月十九日巴里に於て英蘭間に締結せられたる協約に従ひ、英國官吏がメッカ行巡禮に對する衛生施設のためカマランに駐在すること。又伊太利政府は前記條約に依る和蘭の醫務官と同一の條件に於て、カマランに駐在する伊太利醫務官を任命し得るものとす。

(ロ)グレート・ハニシユ、リツツル・ハニシユ及びジエベル・ズクールの諸島に赴く漁夫保護のため、右諸島に伊太利官吏の駐在すること。

(ハ)アブ・アイル、センター・ピーク及びジエベル・テイルの諸島に燈臺の維持に必要な人員を置くこと。

第五條 (一)兩締約國はサウデイ・アラビア及びイエメンの兩國間、又は兩國内に平和の維持せらるゝことを兩締約國共通の利益なりと認む。然れども兩締約國の平和的斡旋に拘らず、右兩國間又は兩國内に衝突を生じたる場合兩締約國は之に干渉せざるべし。

(二)兩締約國は又他國が前記衝突に干渉することは締約國双方の共通利益に反するものと認む。

第六條 サウデイ・アラビア及びイエメンの現在の境界、又は將來英國政府と右兩國政府間の約定に依り設定せらるべき境界の東方及び南方に位するアラビア地方に關し

(一)英國政府は左の通り宣言す。

(イ)この地帯に於ける英國保護領下のアラビア酋長領に於て、サウデイ・アラビア又はイエメンの獨立又は保全を害する如

き如何なる行動をも行はず。

(ロ)軍事的準備又は施設を行ひ又は行はしむることとなるべし。但し右領土を防禦するため、又は英帝國の各部分間の交通を防禦するための純防禦的軍事施設は此の限りに在らず。

又英國政府は右屬領の住民を、秩序維持及び地方的防禦の爲めの部隊以外、軍隊に編入し又は編入せしめざるべし。

(ハ)英國政府は秩序の維持及び國の發達に必要な措置をとるの自由を留保するも、その保護下にあるアラビア酋長の自治を維持するの意向なり。

(ニ)伊太利政府はこの地帯に於て政治的勢力を獲得する意志なきことを宣言す。

第七條 英國政府は一九三七年のアデン保護領條令に規定せるアデン保護領の境域内に於て伊太利人及び伊太利會社が、その船舶及び貨物と共に往來し、旅行及び居住するの自由を有し、各般の事業、職業又は工業に従事するの權利を有することを宣言す、但し同保護領に於て、英國の主權、宗主權、保護權、又は委任統治權下の人民を除き、他の市民又は人民に適用せらるゝ規則又は條件に服することを要す。

第八條 (一)締約國の一方が事情の變更に依り本協約の改訂を必要とするに至れる旨を通告したる場合は、兩締約國は之が改訂のため商議を行ふべし。

(二)本協定の效力發生後十年を経過したる時は締約國の一方は之を終止せしむるの意思を通告することを得。右通告は三箇月の後效力を發生す。

第四附屬書

兩國政府は、その一方が他方の利益を害する目的を以て宣傳又は公表を行ふことは本協約の目的たる兩國政府及び人民間の友好關係と兩立せずと云ふことに付き意見の一致を見たる旨を記録に止めることを歓迎す。

第五附屬書

伊太利政府は同政府が一九三六年四月三日英國政府に對し與へ、又一九三六年十二月三十一日伊太利外務大臣がローマ駐劄英國大使に對し繰返したる、伊太利政府はツアナ湖に關し英國政府に對して有する義務を充分に自覺し、之を無視し、又は廢棄するの意思なしとの保障を確認す。

第六附屬書

伊太利政府は同政府が一九三六年六月二十九日の國際聯盟宛書面中に於て與へたる、伊太利は伊領東アフリカ土人を地方的警察及び領土防禦以外の軍務に強制服従せしめざるべしとの保障を再確認す。

第七附屬書

伊太利政府は伊領東アフリカに於ける英國人に對し、公けの秩序及び善良の風俗に反せざる限り、一切の禮拜の自由を保障するの意志あり、この精神を以て伊太利政府は伊領東アフリカに於ける英國人又は英國宗敎團體の活動に關し英國側より提出し來る請願書を好意的に審議すべし。

第八附屬書

英伊兩國政府はヘニス運河の自由使用を常に且つ一切の國に對し保障する一八八八年十月二十九日のコンスタンチノーブル條約の條項を尊重し且つ遵守するの意思を茲に再確認す。

乙、交換公文要領

イ、リビヤ減兵

チアノ伯は一九三八年四月十六日附パリス大使宛書面を以て、伊太利政府がリビヤ駐兵の減員を命令し、一週間千人の割合を

以て既に之が實行に着手せられ、リビヤ駐兵が平時編制に達する迄前記割合を以て減員を續行すべく、その結果本件會談の際リビヤに駐在したる兵員は半數以下に減少すべきことを通告し、パリス大使は之を了承した。

ロ、西班牙問題

チアノ伯は一九三八年四月十六日附パリス大使宛書面を以て左の三件を確認した。

(一) 伊太利政府は外國義勇兵の西班牙撤退に關する英國政府提案の比率方式に同意し、且つ不干渉委員會の決定する時期と條件に依り撤退を實行すること。

(二) 西班牙内亂終熄の際殘留し居ることあるべき伊太利義勇兵及び兵器はその際直ちに西班牙領より撤退すること。

(三) 伊太利政府は西班牙本國、バレアリック諸島、海外屬領地又は西領モロッコに於て領土的又は政治的野心を有せず、且つ經濟的特權を要求せず、且つ又前記地域に駐兵するの意思なきこと。

ハ、エチオピア併合承認

パリス大使は前記チアノ伯の書面に對する同日附返翰を以て、西班牙問題の解決が英伊協定發效の前提條件たること、及び英國政府は來るべき國際聯盟理事會に於て、伊太利のエチオピア併合承認に關し、聯盟諸國の行動の自由を束縛する障害を除去する様盡力すべきことを通告した。

ニ、海軍條約加入問題

チアノ伯は一九三八年四月十六日附パリス大使宛書面を以て、伊太利政府は一九三六年三月二十五日のロンドン海軍條約に加入するに決定せること、及び右加入は本議定書附屬文書が效力を生じたる後直ちに實行さるべく且つその時迄伊太利政府は同條約の規定に遵據して行動すべき旨を通告し、パリス大使は之を了承した。

丙、善隣協定

(一)伊太利政府、(二)ケンヤ及び英領ソマリランドを代表する英國政府、(三)スーデンを代表する英國政府及び埃及政府の三者は東アフリカに於ける友好關係を規律するため左の通り約定す。

伊領東アフリカとスーデン、ケンヤ及び英領ソマリランドの國境に關し本日署名の議定書に従ひ適當の時期に討議を行ふ外、前記諸地方間の善隣關係維持のため互に協力すべく、國境を越えて侵攻その他の不法行為の行はるゝことを防止するため努力すべし。

一九三六年四月十二日の法令に依り伊太利はエチオピアに於ける奴隸制度を禁止し、その他の地方に於ては以前より之を禁止し居るの事實に鑑み、協約國は互に奴隸禁止法の脱法行為防止を約す。

協約國は互に他の協約國の人民を自國の土人部隊に編入せざることを約す。特に他の協約國軍隊よりの脱走者又は避難者に就て然りとす。

バ
ー
ス
モスタフア・エル・サデック
チ
ア
ノ

第四節 聯盟に於けるエチオピア問題

英伊協定の交換公文で英國政府は「來るべき聯盟理事會に於て、伊太利のエチオピア併合承認に關する障害を除去する」やう盡力することを約束した。

そこで右約束を果すべく、英國政府は五月の第百一回聯盟理事會にエチオピア問題を上程することを左記覺書を

以て正式に要請した。

英國政府は五聯盟理事會をはじめとして多數の聯盟加入國が、イタリーのエチオピア併合を事實上承認する如き決定を行つてゐるに拘らず、他方において聯盟加盟國中になほ承認を差控へてゐる國もあるといふ不自然な情勢に對し、聯盟の注意を喚起せざるを得ない。英國政府はかゝる不自然な情勢を一掃する必要ありと思惟し、エチオピアの現状より生起する諸問題を次期理事會の議題に加へられんことを要請する。

英國の南部地方に隣接中のエチオピア廢帝ハイレセラシエは、右の事實を聽いて理事會に代表を送ることにし、四月二十一日アヴノール事務總長に左の如く通告した。

來るべき聯盟理事會が、エチオピア問題を審議する事實に鑑み、余は聯盟規約第四條第五項に基き、關係國として聯盟に代表を派遣することを茲に通告する。余はエチオピア獨立のため闘争しつつある我が人民の利益を擁護するため、後刻聯盟理事會乃至總會に派遣さるべき我が代表の姓名を聯盟宛て通達するであらう。

聯盟規約第四條第五項は「聯盟理事會ニ代表セラレザル聯盟各國は特ニソノ利益ニ影響スル事項ノ審議中聯盟理事會會議ニ理事會員トシテ列席スル代表者一名ノ派遣ヲ招請セラルベシ」と規定してゐる。そこで五月九日第百一回聯盟理事會が開催せらるゝや、劈頭エチオピア代表の資格が問題になつた。

蘇聯代表リトヴィノフは

エチオピア代表が正當な委任を受けてゐることは疑問の餘地無く聯盟は飽迄もエチオピア代表を理事會に招請せねばならぬ。旨を強調してエチオピア代表を辯護したが、アヴノール事務總長は

一九三六年九月の聯盟總會がエチオピア代表の資格に疑義を表明した事實もあることだから、エチオピア代表の出席は今回の理事會だけに限ることとし、將來に亘つて決定を行ふことは差控へたい。

と述べ、その他議論があつたが、結局エチオピア代表としての資格は認めないが、ハイレセラシエ一世の代表として代表者を今回の議事に参加せしむることになつた。

五月十二日の理事會で、先づ議長は、原則問題に影響を及ぼすことなく又其の代表資格の問題に關係なく、理事會の希望に依ることを斷つた上、ハイレセラシエ皇帝（エチオピア皇帝と言はず）を出席させると述べた。英代表ハリファックス外相は劈頭に發言し、英國政府が本件を提起した所以は、聯盟國に對し明白なる義務が課せられたのではないが、伊エ紛争に關し共同措置が執られたので、伊國の地歩を承認するのは多數の國の利害關係事項と認められたからであると冒頭した後、左の趣旨を述べた。

一九三六年七月四日總會決議以後、各國は自國に關する限り問題は終結したと看做して居る。又伊エ紛争に關し聯盟が執つた幾多の措置は、全會一致の決定がない限りエチオピア併合承認を禁ずと言ふ趣旨ではないから、英國政府は各聯盟國が適當と考へる措置を何時でも執れるものと認める。之は伊國の行動を許し、若くは聯盟の過去の決議を變更せんとするものでもなく、又法律問題を提起する譯でもない。エチオピアの現状に付ては種々の觀察があるが、原状を回復するには戦争以外に方法はなく、斯る方法が考へられぬことは言ふ迄もない。

英國及び其の他の國內には、主義上の問題から承認に反對するものもある。此の説には一應敬意を表すが、賛成は出来ぬ。

此種の不安は一九三二年滿洲國の場合に於ける聯盟の不承認決議に由來する所が大きいが、吾々は現實を直視することを回避できぬ。高尚な目的に執着する非現實的理想と、平和の現實的勝利を齎さんとする理想とが、相衝突するときには、平和の理想

を選ばねばならぬ。

以上の如く現實に即した政治的考慮からエ國に於ける伊太利の地歩を認むべきものと考へるが、今日理事會に於て原則の問題に付て決定をし、若くは他の聯盟國に對し其の執るべき措置の指針を與へることを求める譯ではない。唯理事會がエ國に於ける伊太利の地歩承認の問題は、各國に於て其の立場と責任に従ひ自ら決定すべきものと認める英國政府の見解に賛同することを望む。

次でエチオピア皇帝は病氣の故を以て左の趣旨を代讀させた。

我々は力を法に勝たせることに強く反對し、英伊協定を非難して英國提議の趣旨に反對する。伊太利のエチオピアに於ける權力は僅に都市及び其の附近に及ぶに過ぎず、エチオピアはゲリラ戰術を行ひ最後の勝利を得る迄戦ふ決意である。我々はエチオピアの支援を求め（對支援助決議を引き）且本件に關し決定するのは總會であつて理事會に其の權限はないと考へる。

引續いて賛否兩論が闘はされたが、反對論は蘇聯、支那、ニュージラランド、ポリヴィアの四國で、その他は總て賛成論であつた。

最後に議長ムンテルスは、本日の議事に左の如き結論を與へ、これに對し他に發言するものなく、本件はこれで終了した。

本日の議論の第一の中心は、本件に關する理事會の任務は、原則に付意見を表明することでもなく、過去の諸決議を變更することでもなく、又諸聯盟國に對し行動の指針を與へんとすることでもない。唯本件承認問題は各國に於て其の立場、責任に於て決すべしとの意見に理事會が加擔するか否かを定めることである。第二は右の點に關しても嚴格なる意味の決定をするものではないことである。故に理事會の權限の問題が生れることはなく、總會の自由は拘束せらるるものではない。エチオピアの現状に付種

々矛盾する情報があるが、調査團等を派遣する迄もなく、各國自由に判断すれば足りやう。武力行使の結果齟齬された現情を承認せぬ原則も、茲に問題となつた譯ではない。右原則適用に關する理論上、實際上の諸問題に付いて詳細論じた代表もあつたが、今日の議題に付ては大多數の理事國の意見に依れば、假令夫れが如何に遺憾であつても、各國が其の立場と責任に於て決定すべきであると云ふことになる。

第五節 協定の發効

英伊協定はその議定書中に「以上の文書は兩國政府が共同に決定する期日より効力を發生す」とあり、何時から効力を發生せしむるかに付ては、兩國の合意を必要とするのであるが、附屬交換公文（前項乙の八参照）に依り、西班牙問題の解決が効力發生の前提條件たることを定めて居る。而して西班牙問題は不干渉委員會に於て決定することになつてゐたが、同委員會は始めは蘇聯の妨害により英國案の採擇が後れ、漸く案が出来て之を西班牙の兩政權に提示した處、フランコ政權は事實上之が受諾を拒絶したので、義勇軍の撤收不可能となり、英伊協定は何時發効するか見込の立たない状態となつた。

これより曩英國政府では英伊協定の發効が遅延するので、不干渉委員會とは別に伊太利に對し義勇軍の撤收を求めることゝなし、七月八日バース大使よりチアノ外相にこの事を申し入れしめた。これに對しチアノ伯は、伊太利は既にリビアより撤兵し、反英宣傳を中止し、パレスティンに於けるアラビア人叛亂の後援を停止し、自發的に協定の趣旨を實行しをるのみならず、西班牙に對しては協定調印以來一兵をも送らず、不干渉委員會に於ては英國案

を全部支持した。英國案に依る撤兵が未だ實現しないのは蘇聯側の妨害に基くものである。伊國側の爲し得る事は既に全部誠實に實行した。英國は聯盟に於けるエチオピア問題の討議を以て、同問題に關する英國の義務を履行せるものと看做したると同様に、伊太利も西班牙問題に關する義務を履行したものと看做し、協定を發効せしむべきであると主張した。

右に對し英國側は義勇軍撤收の實現まで協定を發効せしむることを拒否したので、伊太利は英國側に協定實施の誠意なきものと認め、協定實施をみる迄は全然行動の自由を留保すべしと主張した。然し伊太利も協定を廢棄する程極端な行動にも出でず、其の後も英伊間に協定發効に關し交渉が續けられたが、七月二十九日英國議會の休會と共に、この問題は秋まで持越されることになつた。

然るに九月三十日のミュンヘン協定に依つて情勢好轉し、伊太利は義勇軍の一部を自發的に撤收することに決定し、一萬の義勇兵は十月十五日カデイス港を出發し二十日ナポリに歸還した。

右伊太利義勇軍の引揚げに付、伊太利外務省機關誌は十月九日左の如きステートメントを發表し、伊太利義勇軍の撤收は全く一方的行爲で、國際政局とも不干渉委員會とも關係がないと述べて居るが、之は半面の眞理を傳へるものである。恐らく西班牙の戦況がフランコ軍の有利に展開し、伊太利義勇軍を幾分引揚げても差支ない状態になつたのであらう。然しこれが他の半面に於てチェンバレン・ムツソリニ話合の結果であつたことは事實である。

ローマ政界における責任ある方面では、今回實施されることゝなつたスペインにおけるイタリー歩兵部隊の本國歸還は、フランコ將軍、イタリー間の完全なる協定の下に、ミュンヘン會議の行はれる迄か以前に決定、準備されてゐたものと稱して

る。今回本國に引揚げるイタリ義勇兵は一九三七年一月及び二月以來スペイン戦線に在り、マラカ戦からサンタンデル戦迄乃至はガンデッサ戦からバラカス戦に至る迄、あらゆる困難なる戦闘に参加した部隊で、今迄交替不可能だつたのが、戦況が今やフランコ軍にとり決定的に有利となつたと考へられるに至つたので、今日凱旋に決定したのである。斯る一方的なイタリ義勇兵の大部隊撤収は、情報不正確な新聞報道の傳へる如く、決して國際政局の特異状態乃至は地中海問題と關係あるものでなく、全く一方的性質のものである。この引揚が一方的である以上之は時折曖昧且不正確にその活動が傳へられてゐるスペイン不干涉委員會の決定とも無關係である。更に右引揚は英伊關係最近の進展とも無關係ではあるが、然しローマの責任ある方面では、四月十六日成立の英伊協定を發効せしめるため、英國に絶好のチャンスと興へることが出来るだらうといはれてゐる。

右の如くして伊太利義勇軍の一部が西班牙を引揚げたので、チエンバレン首相は英伊協定を發効せしめて、英伊關係の改善を圖るべく、十一月二日英國下院に英伊協定發効に關する動議を提出し、提案の理由を説明して左の如く述べた。

四月十六日英伊協定が成立して以來、予は英伊兩國間には見解の相違はないが、兩國關係が顯著な改善を見るならば、同協定の發効は不定に延引することは不可能と考へてゐた。既に撤収せるイタリ軍一萬は、スペインに出兵せるイタリ陸軍歩兵總數の半數である。予はムツソリニ首相より殘存各科兵力は不干涉計畫が發効するに至らば全部撤収する旨の確約を得てゐる。ムツソリニ首相はこれ以上スペインにイタリ兵を送らぬ計畫といはれてゐる。駐伊英大使の信任狀はイタリ國王及びエチオピア皇帝に宛てられる筈である。スペイン問題は最早ヨーロッパの平和に對する脅威ではなく、從つて個人が一般の情勢融和に寄與すべき手段を取つてはならぬ理由はないのである。なほ濠洲聯邦ライオンズ首相、南阿聯邦ヘルツォーグ首相は既に電報をもつて、その手段は平和に貢獻するものとして賛意を表して來てゐる。

かくて英國下院は政府提出の英伊協定發効動議を表決に付し、三四五票對一三八票を以て之を可決し、翌三日上院も亦五五票對六票の壓倒的多數を以て之を採擇した。

而して駐伊英國大使は十一月十六日「伊太利國王、エチオピア皇帝」宛の信任狀を捧呈して、伊太利のエチオピア併合を承認し、同日英國大使と伊太利外相との間に英伊協定發効に關する共同宣言が承認せられ、英伊協定は茲に發効した。又伊太利は、十二月二日ロンドン海軍條約に加入した。

第十八章 佛伊關係

第一節 佛伊交渉の開始

エチオピア事件後佛伊の關係は疎隔を來し、西班牙問題に關しては、兩國は相反目對峙した。斯くて一九一七年十月以來は兩國は大使を任命せず、互に非友好的のゼスチュアを示した。但し此の間、兩國の態度には差異があつた。佛國の外交が英國に追隨するのみで、甚しく不振に陥り意氣揚らざるに反し、伊太利はエチオピアの征服に成功し、西班牙に優勢を示し、伯林・羅馬樞軸の結成に依り強力なる味方を得、中歐より近東にかけ次第に勢力を張り意氣當るべからざるものあり、地中海に於ける競争相手は英國のみであつて、佛國の如きは殆んど眼中になく、同

國に對しては一種のシュールオリタイ・コンプレックスを示すに至つた。

英國のイーデン外相が退却し、チェンバレン首相の現實外交により、獨伊との接近が圖られるに及び、佛國に於ても外交問題の再検討が行はれ、二月二十五日朝から佛國下院で盛んな論議が行はれた。

佛國議會に於ける二大潮流は、英國の新外交方針に追隨し獨伊との交渉を開始すべしといふ右派と、蘇聯との提携を繼續強化すべしといふ左派とであつた。前者の代表は民主同盟の首領フランダンで、英佛獨伊四國協商を作り蘇聯と絶縁せよと主張し、後者の代表は共產黨領袖ベリで、その意見は英國外交方針の變更を以て變節なりとし、蘇聯との連絡を強化してデモクラシーを擁護し、國際聯盟を支持し、西班牙やチエコスロヴァキアを見捨てるなど主張するのである。

二月二十六日の下院でデルボス外相は政府の新外交政策に就き熱辯を揮ひ、政府は佛蘇相互援助條約を遵守すると共に、英國に倣ひ對伊接近に乗出す用意ある旨を述べ、又オーストリアの獨立を飽くまで維持する決意ある旨を表明し注意を惹いた。

然し右デルボス外相の意見は尙ほ甚だ不徹底である。左右兩派の何づれにも偏せず、云はゞ二頭の馬に乗らんとするのである。これは佛國の政情に於ては已むを得ないので、蘇聯と絶縁すれば社會黨、共產黨の支持を失ひ、内閣は直ちに瓦解を免れないのである。

佛國下院は二月二十五、六兩日に亘り政府の新外交方針に就き討議を行つたが、結局四三九票對二票の壓倒的多数を以てシュートン内閣の外交政策を信任することになつた。

その後シュートン内閣は財政問題で倒れ、後を承けた第二次ブルム内閣は短命に終り、ダラディエ内閣が四月十日成立し、外相にはボンネが就任した。

この間英伊會談が行はれ、四月十六日英伊協定が成立した。その後四月二十八、九の兩日に亘り英佛會談が行はれ、兩國の國防、外交問題に就き全般的に再検討が遂げられた。

英伊協定が成立したので、英國外交に追隨する佛國は、英國に倣ひ佛伊交渉を開始することにした。佛國としては英伊交渉に参加して、英佛伊三國交渉を行ふことを希望したのであるが、それでは交渉が困難となる處れがあるので、英國から拒絶せられ、已むを得ず單獨に伊太利と交渉することになつたのである。

佛國官邊では、獨逸合邦の結果、ムツソリニ首相は獨逸に對し快く思つてゐないとの見解を持し、佛伊交渉は簡單に成功するものと豫想した如く、五月三日ヒトラー總統のローマ訪問前に交渉を開始し、五月九日聯盟理事會召集までに新協定の締結を希望してゐたと云はれた。

かくて佛伊會談は、四月二十二日から伊太利外相チアノ伯とブロンデル佛國代理大使との間に開始されることになり、同日兩者の間に第一回會談が行はれたが、伊太利外相の差支へで續行されず一時中絶し、四月三十日再開されたが、會談の内容は發表されなかつた。消息通の間では、チアノ外相の交渉相手として佛國側が代理大使を出席せしむることに就き伊太利に不満のあること及びチユニス問題が難關で會議が行詰つてゐることを傳へた。

第二節 佛伊關係の惡化

佛伊交渉が以上の如く中絶してゐる間にズデーテン問題が起り、ミュンヘン四國會議の際のチェンバレン・ムツソリニ話合に依り英伊關係は更に好轉し、英伊協定が發効することゝなつた。そこで佛國は佛伊關係の調整に努め、十月十二日の佛國々務會議は新たに駐伊大使を任命し、その信任状の名宛は「伊太利國王及びエチオピア皇帝」とすることに決定した。伊太利政府もこれに應じ駐佛大使を正式に任命することにした。かくして兩國が交渉再會の準備を進めてゐる間に、十一月三十日伊太利下院に於て行はれたチアノ外相の演説に端を發し、兩國關係は再び悪化した。

十一月三十日伊太利下院は現制度の下に於ける最後の本會議を開いた。即ち一九三九年三月には下院はファシスト組合代議院によつて代替せらるべく、これが最後の會議なのである。この日チアノ外相が伊太利の外交方策を闡明する重大演説を行ふこととて、傍聴席は滿員の盛況であつた。

チアノ外相はこれら一大聴衆を前に大外交演説を行ひ、先づ過般のチェコ問題の紛糾に際し伊太利のつた態度を繰説し、伊太利の動員實施の實情をはじめて明らかにし、更に英伊協定の發動に説き及び伊太利が平和に貢獻せるところ甚大なるゆゑを力説した。

チアノ外相の演説中、同外相が植民地問題に言及し、「伊太利國民の利益及び渴望を斷乎として貫徹すべし」と述べたるに對し、議會閉會後議員及び群衆が首相官邸に押かけ、口々に「チユニス、コルシカ、デブチ」と叫んだ。右の事實が傳はるや、佛國に於てはこれを重視し、伊太利がチユニス、コルシカ等の佛領の併合を要求するものであるとして、駐伊佛國大使をして十二月二日日本國政府の訓令に基きチアノ外相に抗議的申入を行はしめた。これに

對しチアノ伯は政府に於て責任を負ひ難しと佛國の抗議を一蹴したと傳へられたが、伊太利國內の輿論は俄然植民地要求熱を昂め、佛伊關係を急角度に悪化せしめた。

本問題に付ては英國下院に於ても反對黨より質問が出た。即ち十二月五日勞働黨のヘンダーソンは「政府は英伊親善關係確立の爲め佛國との友好關係を犠牲にする方針か」と尋ね、これに對しチェンバレン首相は左の通り答へた。

本年四月十六日締結された英伊協定の中には如何なる意味に於ても英國の佛國に對する義務に影響するやうな條項はない。右協定締結に際してのイタリー政府との交渉に於て、特にチユニス、コルシカ、ニス等の名は擧げられてはゐないが、協定の附屬文書第一號は地中海の現状維持を保障して居り、右の佛領諸地方も當然その中に包含されるものである。十一月卅日のイタリー議會に於ける佛領植民地要求示威に關して、英國政府は十二月三日パース駐伊大使に訓令を發し、かゝる事件はその與へた印象を是正する措置を講ぜぬ限り、ミュンヘン協定關係四國間の協調に重大な悪影響を及ぼすべき旨の申入れをなさしめた。これに對するチアノ外相の回答によれば、イタリー政府は對佛示威に關係なく、且つ英國に對して既に與へた地中海に關する保障に違反する意圖を有しないことは明瞭である。従つて予は何等明春のローマ訪問の豫定を變更する理由はないと思ふ。

他方ローマでは十二月六日數百名の大學生から成る反佛示威運動が行はれた。大學生達は教場を抜け出し隊伍を組みつゝ「チユニスは我々のものだ」と口々に叫びながら、先づ佛大使館に押かけたが、駆付けた警官隊に阻止されるや、今度は方向を轉じてファシスト黨歌を高唱しつゝムツソリニ首相のヴェネチア宮に練り出し、次いでファシスト黨本部の在るブラキイ宮に行進した。ブラキイ宮ではローマ地方書記イボチットが熱狂する學生達に應へて左の如く激勵演説を行つた。

チユニス問題を兎や角論する要はない。我々はチユニスに渡りさへすればよいのだ。イタリー國民はイタリーの最後の勝利を

確信してゐる。

なほ伊太利政府では、ファシスト民衆の自發的行動であるとして、反佛示威の責任を一切拒否した。

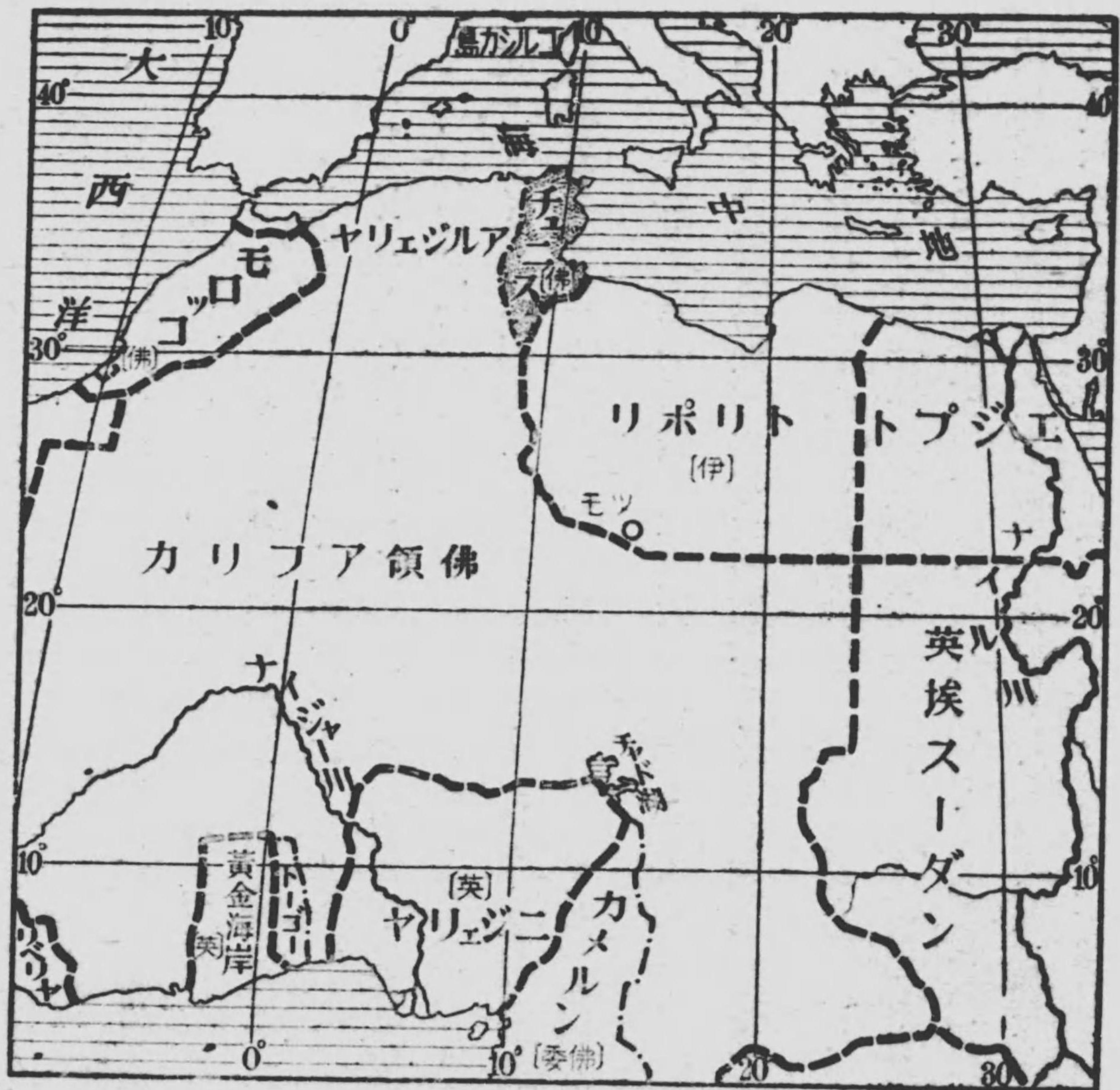
チュニスに於ては佛國側の示威運動が行はれ、暴民は伊太利領事館に石を投げ、在留伊太利人に迫害を加へ初めたので、在留伊太利人は領事館に避難し、本國政府に對し、自衛行動をとられたき旨電請して來たと傳へられた。チュニス、コルシカ等各地で反佛示威運動が行はれたとの報道に依り、伊太利國內の學生示威運動は更に激化し、全國各地に亘つて學生が街を練り歩き、各地の佛國領事館に對し示威を行ひ、「チュニス、コルシカを返還せよ」と叫んだ。

右に對し、獨逸の政府新聞論調は、伊太利支持の態度を執つた。

第三節 佛伊協定の廢棄

伊太利の佛領チュニス回復要求をめぐつて佛伊關係が緊迫をうけてゐる折から、伊太利政府は十二月十八日ボンセ駐伊佛國大使を通じて佛國政府に對し、

- 一、イタリー政府は一九三五年一月七日締結の佛伊協定が、その後兩國により批准されてゐない事情に鑑み、効力を有せざるものと思惟する。
- 一、フランス政府は一九一五年四月ロンドン協定の第十三條に基き、一九三五年協定に代るべきフランス側の提案を提示すべしとの通告を發した。伊太利政府は右通告により、正式に一九三五年ムツソリニ、ラヴァール協定の廢棄を聲明した。



北阿弗利加地方

譯である。(佛伊協定及びロンドン協定に就ては次項参照)

佛國政府は十二月二十四日國務會議を開いて、右廢棄通告に對する回答を決定し、ボンセ駐伊大使を通じて、これを伊太利政府に手交した。その要旨は左の通りである。

イタリー政府は十二月十八日の覺書において一九三五年の佛伊協定の廢棄を通告し、その理由として(一)同協定はまだ批准書の交換が行はれなかつた。(二)一九三五年の協定にはチュニス在住イタリー人の地位に關する一八九六年の協定に代はるべき協定締結のため、佛伊間に交渉を行ふことが規定してあるが、爾後フランスは一度もかかる交渉を開始しなかつた。(三)

フランスは對伊制裁を強行して一九三五年の協定の精神を蹂躪したとの三點を擧げてゐるが、フランス政府はこれを反駁し次の如く主張するものである。

- 一、フランス議會は既に一九三五年の佛伊協定に批准を了してをり、批准書が交換されてゐなくとも、これはフランス政府の責任ではないのである。且つヂブチ、アヂスアベバ鐵道株二千五百株は既にイタリア政府に譲渡されイタリア政府もこれを受理してゐるのであるから、イタリア政府の主張にも拘らず同協定は既に効力を發生してゐる。
- 二、チュニス問題の解決遅延はフランスのみによつて齎されたのではない。
- 三、エチオピア戰爭中におけるフランス政府の態度は何等佛伊協定の成文乃至精神に違反するものではない。何となればフランスは、聯盟によつて決定せられた集團的行動に参加したまゝであつて、イタリアに對する計畫的敵對行爲は自制したのであつた。フランスは却つて聯盟に對する義務とイタリアに對する友好關係を調和せしむべく努力し來つたのである。またイタリア政府自身も、フランスのこの友誼的態度により好影響を及ぼしたことを認めてゐる。

チュニスに對する伊太利政府の要求が如何なるものであるかは、十二月二十八日のファシスト黨機關紙に掲げられたガイド主筆署名の社説に依つて略察知することが出来る。同社説の要旨は左の通りである。

フランス各紙はイタリアは英伊協定により地中海の現状維持を約束してゐるから、チュニス問題を持ち出す權利はないといつてゐるが、イタリアの主張する所はチュニスに於けるイタリア人の權利を擁護する以外にはない。斯る權利の擁護については全力を盡して自衛する準備がある。チュニスに於けるフランスの權利はそれが單にフランスの保護國だといふに止まる。ハーグの國際司法裁判所は英國の求めにより裁判の結果、フランスの眞正の領土權はチュニスに存在せずと判決してゐる。之が事實であるとなれば、全ての國家特にイタリアはチュニスの統治問題に關して當然發言權を有する譯だ。イタリア政府はチュニスに於ける

フランスの法律や政策に關し抗議する權利を持つてゐる。即ち一九三二年十二月二十日後チュニスで生れた外國人は、總てフランス國籍を持たねばならぬと云ふ法律等に對しては絶對反對するものだ。イタリアはチュニスがフランスの保護國たることを認めるとしても、斯る不當な事態は之を認めることができない。フランスはチュニスを保護國から其の領土となさんとしてゐるが、同地と關係の深いイタリアは到底これを承認することは出来ない。これ即ちイタリアが、本問題を特に取上げて問題とする所以である。

第四節 チュニス問題 (ロンドン密約及び佛伊協定)

伊太利はチュニスとは一葦帶水の間にあり、古くより往來して關係深く、之が領有を將來に期し居りたるが、一方佛國はアルジェリアに地歩を占めて以來、チュニスに垂涎し、一八八一年四月アルジェリアとチュニス間の紛争に乗じ、兵を入れて之を占領し保護國とした。伊太利は之に憤慨し、遂に獨逸と三國同盟を締結し、佛國と對抗するの態度を採るに至つたのである。

其の後一九一一年伊太利は土耳其と戰つて、トリポリを併合し、チュニスとの境界測定に關し、佛國と紛争を續けてゐたが、世界大戰の勃發するや、一九三五年四月伊太利は英佛との間に所謂ロンドン秘密協定を締結し、獨逸側に對し宣戰を布告するに至つた。

問題のロンドン協定第十三條は「アフリカに於ける英佛兩國植民地が獨逸植民地を併合して増大することある時は、伊太利は、英佛植民地と接壤する伊太利植民地を増大するの形式に於て、報償を要求するの權利を有す」と規定して居る。

右に基き一九一九年九月十二日佛伊間の協定を以て、リビア南部國境を伊太利に有利に修正した。然るにムツソリニ政權出現以來、前記ロンドン秘密協定第十三條に依る伊太利の權利は、右の如き僅少の利益を以て満足さるべきものにあらずとし、リビア南部國境を更に延長し、チャド湖迄も擴大せんとする意向を有した。

他方チュニスに於ては伊太利人の數は佛國人を凌駕する勢にあり、佛國の如く人口減少に悩む國としては、人口増殖旺盛なる伊太利人に對し、無制限に母國々籍の保有を認むる時は、チュニスは久しからずして伊太利人の植民地と化する虞れあり、依つて佛國は新國籍法を制定し、伊太利人の國籍保有に制限を加へると共に、伊太利人の佛國々籍取得を奨励或は強制する措置を採つた。之に對し伊太利は抗議を續け、交渉を重ねてゐたが、一九三五年一月七日のローマに於けるムツソリニ・ラザール協定に依り一應懸案の解決を見た。

ムツソリニ・ラザール協定のアフリカに關する部分の要領は左の通りである。

(一) リビアと佛領アフリカの國境は、一九一九年九月十二日の佛伊協定に定むる線の終點ツモより、東徑二十四度及び北緯十八度四五の交叉點に於て英埃スーダンの西部國境に至る境界を以て決定せらる(右に依り伊太利は約十一萬四千平方呎の領土を獲得した)。

(二) チュニスに於ける伊太利人の國籍の問題に關しては、一九六五年迄に同地に於て伊太利人を兩親として出生せる者は伊太利國籍を取得する。但し一九四五年より一九六五年迄の間に出生せる者は青年に達したる際、佛國々籍の選擇權を有する。伊太利の學校は一九五五年三月二十八日迄は其の儘とするも、その後は佛國法規の適用を受くる伊太利私立學校となる。

チュニスに關する一八九六年九月二十八日の領事執務條約は期限を一九四五年迄延長する。

(三) 植民地の經濟問題に關しては、佛伊兩國は本國、アフリカ植民地及び近隣國との經濟關係増進の必要を認め、之に必要な

る措置を採る。又佛國はジブチ・アヂスアベバ鐵道株を伊太利に分與す(二千五百株と稱せらる)。

其の他エリトリアと佛領ソマリランド間の境界に付き規定しあり、又オーストリア及びダニユープ沿岸の中歐問題、軍縮問題等に付いて規定しある。

右協定は批准を見るに至らざる内にエチオピア問題の發生となり、佛國が對伊經濟制裁に参加したるため、佛伊關係悪化し、爾來そのまゝとなり居たるものである。

チュニスの面積は約四萬八千三百平方哩で、人口は一九三六年の統計に依れば、歐洲人二十數萬(二一三、二〇五)、土人二百數十萬(二、二一五、三九九)で歐洲人々口内譯は左の通りである。

佛國人	一〇八、〇六八(陸海軍人を除く)
伊國人	九四、二八九
マルタ人	七、二七九
スペイン人	三三三
希臘人	四五四
其の他	一一、七九二

右の中マルタ人は人種上伊太利人であり、佛國人中には強制的に佛國籍を取得せしめられた伊太利人多數を含むと云はれ、チュニスに於ては伊太利人が數に於て絶對的に佛國人を壓倒して居ると稱せられる。

チュニスの主たる産業は農業で、小麦、大麦、葡萄、棗等が産し、葡萄酒の産額が數千萬ガロンに達し、鑛産物

には硫黄、鐵鑛、鉛鑛等がある。

第十九章 ファシスト大評議會

ファシスト紀元第十六年度（一九三八年）ファシスト大評議會は十月六日よりヴェネチア宮に於て開催せられ、前後四日間討議を行つた。

其の第一日 第一日には大要左の如きユダヤ人排斥の宣言が採擇された。

- 一、イタリー人とセム族、ハム族その他の非アリアン族との結婚は禁止す。
- 一、文武を問はず公務に従事する者は如何なる人種たるを問はず外國婦人と結婚するを得ず。
- 一、イタリー人にしてアリアン民族に屬する外國人と結婚せんとするものは豫めイタリー内務省の認可を要す。
- 一、イタリー帝國領土内におけるイタリー民族の優越性を傷つける者に對する處置法は之を強化するを要す。
- 一、外國ユダヤ人の入國禁止及び追放に關してはファシスト大評議會は左の除外例を設く。
 - (イ) 六十五歳以上の老ユダヤ人
 - (ロ) 一九三七年十月以前にイタリー人と結婚したるユダヤ人
- 一、左の各項に該當するものはこれをユダヤ人と見做す。
 - (イ) 両親がユダヤ人なるもの (ロ) 父がユダヤ人にして母が外國人なるもの (ハ) イタリー人との混血人たりともユダヤ教を信奉するもの

を信奉するもの

- 一、左のユダヤ人はイタリー市民と何等區別を設けず、但し教育に關してはその種類、階級を問はずこの限りに非ず。
 - (イ) 如何なる刑罰も受けざるユダヤ人 (ロ) 戦役兵士の遺族 (ハ) リビア戦役、世界大戦、エチオピア戦役及びスペイン内亂の四戦役に参加せる兵士 (ニ) ファシスト戦争における陣歿勇士の家族 (ホ) ファシスト政權の鬭争の傷病兵家族 (ヘ) 一九二〇、二一、二二年及び二四年の下半期中にファシスト黨に黨員たりしもの家族及びフェツメ占領部隊の家族及び特別委員會が確認せる殊勳を有する家族
- 一、上記の範疇に屬するもの以外のユダヤ人に對しては左記各項の實施を禁ず。
 - (イ) ファシスト黨に入黨すること (ロ) 如何なる企業といへども使用人百人以上を使用する企業の所有主または經營者となること (ハ) 五十ヘクター以上の土地の所有主となること (ニ) 戦時と平時とを問はず軍務に服すること

其の第二日 ファシスト大評議會第二日は、引續き十月七日午後十時より八日午前一時まで、三時間に亘りヴェネチア宮において、ムツソリニ首相司會の下に行はれ、外交問題並に議會制度改革につき討議した。外交問題については何等發表がなかつたが、會議はファシスト組合金院創設法案を採擇した旨正式コムニケをもつて發表された。同法案は、組合金會制度を更に徹底化し、明年を期して下院を廢止、これに代ふるにファシスト組合金院を創設せんとするものだが、その内容は次の通りである。

- 一、現在のイタリー國會上院は第廿九會期をもつて一九三九年三月終了し、これに代りファシスト組合金院を創設す。
- 一、既設の上院及び新設のファシスト組合金院は相俟つて政府と協力、法律の作成に當る。
- 一、ファシスト組合金院はファシスト黨大評議會並に全國評議會の會員及び組合金國評議會の會員をもつて構成す。

- 一、上院及びフアシスト組台院の任期は二會期とす。
- 一、各會期の召集期日、閉會期日はムツソリニ首相提議の下に勅令によりこれを定む。
- 一、フアシスト組台院の議長及び副議長は勅令をもつて任命さる。
- 一、フアシスト組台院は豫算總委員會及び立法委員會の全體會議によりその機能を行ふ。
- 一、フアシスト組台院の議決は公開投票をもつて行ふ。
- 一、フアシスト組台院並びに上院で採擇されたる法案は政府首席たるムツソリニ首相の許に回付され、國王の御裁可を経た後發布さる。

其の第三日 フアシスト大評議會第三日は、十月八日午後十時よりヴェネチア宮に於いて開會、チノア外相は去る三月以降最近までのイタリーを中心とする國際外交につき、約二時間に亘る詳細なる外交演説を行ひ、滿場拍手裡にチノア外相の外交方針を承認、次いで大評議會は「國民はあらゆる努力を傾注して經濟的獨立をはかる必要がある」旨の決議を採擇し、十月九日午前一時半散會した。大評議會はこれで一旦休會に入つた。

其の第四日 十月九日より一旦休會中だつたフアシスト大評議會は、十月十八日午後十時よりヴェネチア宮に於てムツソリニ首相司會の下に再會、第四日の日程に入り、先づスクラーチエ黨書記長より黨及び附屬團體の活動につき報告あり、續いて青年指導者養成に關する動機を採擇、最後にボタイ文相の教育制度改革の提案を聴取、文相に具體案の作成を依頼して午前一時十五分散會した。

第二十章 ベルリン・ローマ樞軸

(一) 概 説

一九三八年の歐洲政局に於て最も顯著な事實は獨伊提携の緊密鞏固なことであつた。ベルリン・ローマ樞軸は條約に基くものでなく、ヒトラー、ムツソリニ兩巨頭間の精神的の結合に過ぎない。歐洲大戰以來國際聯盟を初めとして諸種の平和機構が案出せられ、巧妙なる字句を以て綴られた平和條約が各國に依つて署名せられた。然しこれ等の考案は要するに机上の空論に過ぎず、多くの條約はスクラップ・オブ・ペーパーに過ぎなかつた。條約の價值はその文字に非ずして精神にあり、口舌に非ずして實行にあることを、世界の平和論者等は忘れてゐたのである。ヒトラー、ムツソリニの兩巨頭が、インクを以て紙上に文字を書くことを抜きにして、専ら心と心の結合に依つて、ベルリン・ローマ樞軸を結成し、その威力を縱横に歐洲政局に振ひ、以て精神なき紙上の約束が如何に空疎にして、實效なきものであるかを天下に表示したことは、徒らに形式に流れ文字の末に墮せんとしつゝあつた世界の人心に、一大警告を與へたものと云ふべく、我々にとつて近來の痛快事である。

ベルリン・ローマ樞軸の利益を百パーセントに利用したものは、ヒトラー總統であつて、一九三八年中の外交上の二大傑作たる獨逸合邦とズデーテン地方の併合の成功は、全くベルリン・ローマ樞軸のお蔭に依るものである。ヒトラー總統が獨逸合邦の後に、「ムツソリニ首相の御恩は生涯忘れぬ」と最大級の感謝を捧げたのは無理もない

ことである。佛國がズデーテン問題に關し、獨逸に對する共同抗議を伊太利に申込んで一蹴されたことは、佛國政治家の愚鈍振りを示すものである。

獨逸合邦及びズデーテン併合の二大事件に際し、ムツソリニ首相が各地に於て熱烈な獨逸支持の演説を行つたことは、それぞれの項下に記載の通りであるが、單に口頭禪のみならず、伊太利はズデーテン問題の急迫するや、一戦を覺悟して三十萬の兵士を召集し、航空隊及び軍艦に對し出動準備を命ずるに至つた。これはチアノ外相が十一月三十日の下院演説に於て發表したところで、此の準備は勿論伊太利の自衛のためであるが、獨逸の援軍たること勿論である。

伊太利が獨逸に大なる支援を與へたので、次には獨逸が伊太利を助くる番であることは、何人にも想像せられるところであり、ヒトラー總統もローマ訪問の際、そのことを演説したが、十二月初頭チュニス問題に關し、佛伊關係の悪化するや、獨逸は政府も新聞も伊太利支持の態度を採つた。

(二) ヒトラー總統のローマ訪問

一九三七年九月のムツソリニ首相のベルリン訪問に對し、ヒトラー總統がローマを訪問すべきことは、獨逸官邊から發表されてゐたが、その期間は明示されなかつた。

獨逸合邦に對するム首相の好意はヒ總統の感謝措かざるところであり、之に對し謝意を表し、合せて今後の問題、特にズデーテン問題に對しム首相の諒解を得るため、ヒトラー總統は五月二日ベルリン發伊太利訪問を行つた。

隨行者はヘス副總統、カイテル將軍、リツベントロップ外相、ゲツベルス宣傳相其他政府、軍部、黨の巨頭、

外務省の専門家等大勢で、二つの特別列車に分乘して出發した。

ヒ總統一行は盛んな歓迎を受け、五月五日にはナポリに於て大觀艦式に臨み、數回の會談を遂げ、五月九日夜伊太利を出發して十日ベルリンに到着した。

五月七日夜ヴェネチア宮に開かれた大晚餐會に於て、獨伊の兩雄は交々起つて、ベルリン・ローマ樞軸を謳歌する大獅子吼を行つたが、ヒトラー總統の演説要旨は左の通りで、獨伊國境の不可侵を誓ひ、伊太利の危機に際しては、獨逸が必ず援助に赴くべきことを力強く聲明したものである。

ムツソリニ閣下、予はイタリー政府及びイタリー國民の名において述べられた閣下のお言葉に對し深く感銘し、感謝するものである。予は千余年の傳統により若きファシスト・イタリーの力強きシンボルを愈々昂揚させてゐるローマを訪問し得たことは予の欣快とするところである。予はイタリーの國土に足跡を印して以來隨處に親善と共感の雰圍氣の溢れてゐるを知り喜びに堪えない。獨伊兩國は共通の利害を有し共通の精神的教義によつて緊密に結びつけられてゐる。斯くて一億二千萬人の獨伊兩國民はその死活的權益を防衛し、又兩國の自然的發展を阻害せんとする凡ゆる勢力に對抗せんとする決意の下に歐洲に一プロツクを形成した。ムツソリニ閣下、閣下は昨秋ベルリンにおいて閣下並にファシスト・イタリーの爲めに最も神聖なる道徳律を宣言された。即ち閣下は吾人に腹藏なく意見を吐露し最後の瞬間に至る迄友情を堅持すべき旨言明された。予はナチスドイツの名に於て予もこの道徳律を堅持する旨を宣言する。予は今日この原則を次の如く説明しよう。歴史に徴するにローマ帝國とゲルマン帝國とが相會してより既に二千年の星霜を閲した。予は今人類の最も輝ける國土に立ちて眞實に惠まれた兩國民の間に明確な國境線の劃定を見るに至らなかつた過去の悲劇的宿命に對し感慨なきを得ない。その結果幾多シエネレーションに亘つて怖るべき慘禍を耐へ忍ばねばならなかつた。併しながら今やムツソリニ閣下の歴史的達成によりローマ帝國はその傳統の廢墟から雄々しく

起上り、一方イタリーの北部國境の彼方には新興ドイツ國家が結成されるに至つた。かくて我獨伊兩國は互に隣人となつたが過去二千年に亘る教訓と經驗とを想起する時、我々は神と歴史が我々兩國國民の爲に引かれたこの自然の國境の一線を承認したいと思ふ。この國境は獨伊兩國の死活的領域を明確に區劃すると共に、兩國の永續的平和的協力の基礎となり、更にその相互援助の橋梁として役立つであらう。この國境が自然によつて獨伊兩國間に一線を劃してゐる以上、斷じて侵す事が出来ないといふのが子の搖がぬ決意であり、又ドイツ國民へ殘す子の遺産である。かくてローマとベルリンとの間には、偉大なる未來が拓けるであらう。ムツソリニ閣下並に閣下の國民が、決定的瞬間にドイツとの友情を堅持された如く、我がドイツも亦今後決定的瞬間が到來した秋、イタリーに對する友情を證明するであらう。予は新興イタリーの若き力と雄々しき精神から受けた深い感動を永久に忘れる事なく、常に閣下の優れた兵士、黒シャツ隊並に海空兩軍の偉大さを想起するであらう。予は閣下の優れた達成が必ずや更に偉大なる成果を生むべきことを確信し、茲に閣下の健康並にイタリー國民の偉大、幸福を祝し、更に獨伊兩國の渝ることなき友情のために乾杯する。

(三) リツベントロツプの訪伊

獨逸外相リツベントロツプは十月二十六日ベルリン出發訪伊の途に上り、三日間に亘りローマに於て、伊太利政府主腦者と會談を遂げ、同二十九日夜ローマ出發ベルリンに歸つた。獨伊兩國が時々外交上の重要問題に付き打合せを行ふことは、現在の兩國關係に於て當然のことであるが、今回の獨伊會談は日本軍の廣東、漢口占領直後で英佛側の注意を惹き、獨伊兩國が極東問題に關し、重要協議を行つた如く報道された。然し會議の内容は不明である。極東問題も討議せられたであらうが、恐らくチエコ・ハンガリー間の紛争に付き、目下獨伊兩國が調停者の立場に當つてゐるので、之が解決方法に關し協議が遂げられたことと思はれる。又獨逸の植民地要求の問題に付ても協議

せられた模様である。

第二十一章 獨伊等のユダヤ人問題

(一) フオン・ラート射殺事件

十一月七日午前一名の暴漢が突如パリの獨逸大使館内に闖入して、居合せたフオン・ラート書記官に向つて續け様に拳銃弾二發を發射した。最初の一發は肩に、次の一發は腹部に命中し同書記官は重傷を負つた。

犯人は駆けつけた警官により直ちに逮捕され、取調の結果、ユダヤ系ポーランド人ファイベル・グリムスタン(一七)と判明した。兇行の理由は獨逸からユダヤ人が放逐されたのに對して復讐せんとしたものだと陳述した。

右の事件は獨佛關係が微妙な状態に在るだけに各紙とも大きく報じ、センセーションを起したが、佛國政府當局は事件の穩便な解決を圖り、極力獨逸側の諒解を求め、ダラディエ首相は佛國政府を代表して獨逸大使館に對して鄭重なる見舞の言葉を送り、ボンネ外相もこの事件に關して來訪したウエルチック獨大使に對し、正式に遺憾の意を表明した。

事件の報が獨逸に傳へられるや、獨逸國民の反ユダヤ感情に拍車をかけ、十一月八日來獨逸各地に反ユダヤ人デモが行はれた。

狙撃されて重傷を負つたフオン・ラートは十一月九日遂に死去したが、この報がドイツに傳はるや、忽ち反ユダ

ヤ的氣連全國に昂まり、九日より十日午前にかけて、首都ベルリンを始めミュンヘン、ハンブルグ、ケルン、フランクフルト其他の各地で、打倒ユダヤ人のデモンストレーションが行はれ、群衆はユダヤ教會を放火焼却した。

特にベルリンでは、激昂した群衆はユダヤ人反對を高唱しながら街々を練り歩き、ユダヤ人商店及びビルディングで窓硝子を破壊されぬ家とてなく、全部で十二のユダヤ教會の内九つは放火され、鎮火に出動した警官、消防隊も群衆の氣勢に手の下しやうなく、唯延焼を防止するため周囲を取巻いて傍觀してゐる有様であつた。

ドイツ政府は十一月十二日ゲーリング航空相司會の下に、ユダヤ人問題に關する重大會議を開き討議の結果、ユダヤ人彈壓の三法令を採擇、直ちにゲーリング航空相の名で發令した。法令内容は左の通りである。

- 一、駐佛獨大使館ラト書記官がユダヤ系ポーランド人により暗殺された事件に對しては、ドイツ内居住のユダヤ人も責任を分つべきであるとの見地から、ドイツ國內のユダヤ人全體に對して十億ライヒスマルク(邦貨約十四億九千萬圓)の罰金を課す。
- 一、最近ドイツ各地に起つた反ユダヤ騷擾はラト書記官暗殺に對する正當な憤激の表現であるとの見地から、損害を被つたユダヤ人教會、商店等は早急にユダヤ人自身の手で修理さるべきものとす。
- 一、一九三九年一月以降ユダヤ人が小賣商店、通信販賣業、商業代理店及び手工業の經營に従事するを禁止す。

獨逸内ユダヤ人の財産は總計百億ライヒスマルクと推定されてゐたが、最近の騷擾事件に際しての焼打、襲撃等により約十億ライヒスマルクの損害を蒙つたといはれ、今回の罰金により更に十億ライヒスマルクが失はれる譯である。更に小賣商店その他の經營禁止は現在すでに醫師、辯護士、銀行家等の職業につくことを禁ぜられてゐるユダヤ人にとつて致命的打撃である。

(二) 獨逸ユダヤ人排斥運動の互響

獨逸のユダヤ人排斥運動が猛烈を極めたので、英國の新聞及び輿論は、人道上の立場から盛んに獨逸攻撃を行つた。これに對し獨逸側も黙つてはゐず、應酬反撃を試みたが、十一月十五日の獨逸各紙は英國のパレスティン政策に一矢を報い、英國は數世紀に亘りその植民地に於て暴力を振ひ、アラビア人に對し獨逸のユダヤ人に對する以上の迫害を加へてゐるから、道義的審判者の様な顔をする資格はないと論じて居る。

英國政府は獨逸政府に對し、獨逸新聞の英國攻撃取締方を要求し、ユダヤ人排斥運動の結果蒙つた英國人財産の損害に對し、賠償を要求する權利を留保する旨申入れた。

十一月廿一日の英國下院本會議では獨逸のユダヤ人排斥が問題となり、労働黨のノエル・ペーカー議員が「米國を含む諸國間に本問題に關し共同の政策を確立するため速かに協同の努力を行ふことを歓迎する」旨の決議案を上程、説明したのに對し、ホーア内相は政府を代表して右決議案に賛成の旨を述べ、同決議は滿場一致をもつて可決された。反對黨の提案せる決議案に政府が賛成したのは稀有なる事例として注目されるが、ホーア内相の演說要旨は左の如くである。

予は他國の内政に干渉することは反對であるが、ドイツにおけるユダヤ人に對する諸政策及びこれら政策が採擇された方法等は他國民の注意を喚起するに十分である。問題が數萬の男女兒童に關聯し、彼等が一文無しで他國への入國を求めてゐる時、どうしてこの問題を國內問題として局限し得よう。

右英國下院の決議は獨逸の感情を害したこと勿論で、ヒトラー總統は「情報聴取」のため、デイルクセン駐英大

使を呼戻すだらうと傳へられたが、それに至らなかつた。

チエンバレン首相は十一月廿日の下院においてユダヤ人避難民の救済に關し、イギリス政府は寛大の條件で英領植民地で廣大な地域をユダヤ人に貸與する意向があり、就中南米の英領ギアナに、一萬平方マイル以上の土地を開放する計畫ある旨言明し、同問題に關するイギリス政府の見解を左の如く發表した。

イギリス政府はユダヤ人避難民の問題に關して他の諸國と協議する意圖を有してゐる。各國がユダヤ人避難民を收容し得る範圍はユダヤ人がその生國を出る時の條件如何による所が多い。政府はドイツの一部の人口及び最近の事件のためにドイツから他の諸國に一時避難した人達が海外移住の熱心な希望を有しこの問題は急遽解決の要あることを痛感してゐる次第である。一九三三年以來イギリスは約一萬一千のユダヤ人をその本國內に移住させ、更に四、五千名を英領植民地へ移住させてゐる。勿論英領植民地は尠大な地積を有してゐるが、多數の避難民を一時に收容する能力は必ずしもある譯では無い。政府はタンガニカ（東アフリカ）及び英領ギアナ（南米）各總督に對し、避難民關係の團體が土地準備費につき完全なる責任をとる場合には、これ等團體に對し、大量移民を目的として寛大なる條件を以て貸與し得る土地が有るか否かに關し問合せを發した。これに對しタンガニカ總督は避難民問題に關し協力する用意があるが未だ立法會議に付議するに至らず且つ問題は更に慎重調査を要する旨回答があつた。ケニヤ（東アフリカ）ではロンドンにあるユダヤ人團體によつて小規模の移民計畫が進められ既に立法會議の承認を得てゐる。その他北ローデシア、ニヤサランド等の總督にも同様問合せを行つたが、何れも同様の回答に接してゐる。英領ギアナでは今後協定すべき寛大な條件で貸與すべき土地の面積は未だ不明ではあるが、一萬平方マイル以上上る見込みである。パレスチナはユダヤ人避難問題に寄與はしてゐるが最終的解決を提供し得るものではない。最近十二ヶ月パレスチナへ移住したユダヤ人の四割はドイツからの避難民である。

獨逸のユダヤ人排斥は米國に於ても大問題となり、盛んに獨逸攻撃が行はれた。これは勿論例の人道主義に基くものであるが、米國にユダヤ人の多數居ることが、排獨運動を特に旺盛ならしめたのである。

米國國務省は十一月十四日駐獨大使ウイルソンに對し召還命令を發した旨發表した。右は獨逸におけるユダヤ人彈壓問題について協議するため、官邊では同大使召還は何等米獨兩國外交關係の疎隔を意味するものではないと説明した。

ルーズヴェルト大統領は、十一月十五日ホワイト・ハウスに於ける新聞記者團との會見に於て、種々な問題に付き意見を開陳したが、獨逸、ユダヤ人問題にも言及、「予は廿世紀の今日かうした事態が起るとは信じられぬ」なぞと痛撃した。

右大統領の言明は國內消費の爲めの含みもあるであらうが、兎に角かうしたことに氣を得た米國の宗教及び政治團體は、全國的に集會を催したり、ラヂオ放送を行つたりして反對し、あるものはルーズヴェルト大統領に獨逸との外交關係斷絶を迫り、またあるものは獨逸に對する輸出禁止を要望した。

米國政府は十一月二十二日獨逸政府に對し「ユダヤ人の商店經營従事を禁止する法令は米國籍を有するユダヤ人に適用されざる様保障を與へられたい」旨を申入れたと傳へられたが、國務長官代理サムナー・ウェルス次官は十二月七日新聞記者團との會見に際し、獨逸におけるユダヤ人所有財産處分問題に關し抗議を提出した旨左の如く言明した。

ドイツ政府は去る五日ユダヤ人取締を發表、續いてユダヤ人所有財産處分令を公布したが、之に對し駐獨米國大使館は米國國